

事項	名古屋市次期総合計画有識者懇談会の開催について
内容	<p>次期総合計画の策定にあたり、学識経験者等から専門的知見を踏まえた意見を聴取するため、「名古屋市次期総合計画有識者懇談会」を以下のとおり開催します。</p> <p>1 日時・場所 令和6年4月18日（木） 午後2時から午後4時 名古屋市公館 レセプションホール</p> <p>2 議題 名古屋市次期総合計画原案について</p> <p>3 懇談会の委員 別紙のとおり（20名）</p>
備考	本件は、本日市政記者クラブへ資料提供します。

## 名古屋市次期総合計画有識者懇談会 委員名簿

氏 名	所 属 等
栗生 万琴	なごのキャンパス企画運営プロデューサー
赤津 裕康	国立長寿医療研究センター ロコモフレイルセンター センター長
浦田 真由	名古屋大学大学院情報学研究科 准教授
浦野 愛	認定NPO法人レスキューストックヤード 常務理事
エリサベス・ ヨピス	株式会社ナノボ 共同代表取締役
柏原 正尚	日本福祉大学健康科学部 准教授
加藤 博和	名古屋大学大学院環境学研究科 教授
加藤 義人	名古屋都市センター 特任アドバイザー
兒玉 友	日本福祉大学スポーツ科学部 准教授
田中 英成	クリエイティブ・リンク・ナゴヤ 理事長
谷口 由希子	名古屋市立大学大学院人間文化研究科 准教授
玉井 寿樹	名古屋大学大学院経済学研究科 教授
苫野 一徳	熊本大学大学院教育学研究科 准教授
名畑 恵	錦二丁目エリアマネジメント株式会社 社長
松田 茂樹	中京大学現代社会学部 教授
三浦 哲司	名古屋市立大学大学院人間文化研究科 准教授
溝口 敦子	名城大学理工学部 教授
村山 顕人	東京大学大学院工学系研究科 准教授
百瀬 則子	一般社団法人中部SDGs推進センター 副代表理事
來田 享子	中京大学スポーツ科学部 教授

(敬称略、五十音順)

事項	30%のプレミアム付き商品券の購入申込受付開始について
内容	<p>13,000円分の商品券を10,000円で購入できる30%のプレミアム付き商品券事業を名古屋商工会議所、名古屋市商店街振興組合連合会等で組織するプレミアム商品券事業実行委員会と名古屋市の共催にて実施いたします。</p> <p>今般、市内在住の方を対象に商品券の購入申込受付を開始いたしましたので、お知らせいたします。</p> <p><b>1 申込等について</b></p> <p><b>(1) 申込方法</b></p> <p>紙商品券「名古屋で買おまい★プレミアム商品券」又は電子商品券「金シヤチマネー」いずれか一方を選択したうえで1人あたり5口までお申込みいただけます。</p> <p><b>(2) 申込受付期間</b></p> <p>令和6年4月13日(土)～令和6年5月17日(金)</p> <p><b>(3) 商品券申込みサポート窓口</b></p> <p>電子商品券の購入申込を検討する方で、スマートフォンでのインターネット利用に苦手意識を持っている方などへの申込支援を、市内スマホショップや各区役所・支所で実施します。</p> <p><b>2 当選通知等について</b></p> <p><b>(1) 当選通知</b></p> <p>当選者へは、令和6年6月18日(火)以降順次、当選通知を郵送にて発送する予定です。当選者については、6月25日(火)から7月9日(火)までに指定の方法にて、商品券の購入・引換えをしていただきます。</p> <p><b>(2) 商品券購入・利用サポート窓口</b></p> <p>電子商品券の当選者に向けた購入方法や利用方法に関する相談窓口を、市内スマホショップや生涯学習センター等に開設します。</p> <p><b>3 商品券利用期間</b></p> <p>令和6年6月25日(火)～令和7年1月31日(金)</p> <p><b>4 広報</b></p> <p>広報なごや5月号と同時に特集号を配布予定のほか、各区役所・支所に申込ハガキ付きチラシを配架しています。</p>

内容	<b>【参考】事業概要</b> 資源価格高騰や円安等による物価上昇により依然として厳しい経済情勢が続いている中、消費喚起及びキャッシュレス決済の利用促進による地域経済の活性化を図るため、紙及び電子のプレミアム付商品券を発行するもの。	
	名称	名古屋で買おまい★ プレミアム商品券2024
	区分	紙
	発行総額	221億円
	発行数	170万口
	プレミアム率	30%
	プレミアム額	51億円
	対象者	市内在住者（市内に住民登録のある方）
	販売価格	1口1万3千円を1万円で販売
	販売方法	事前申込による抽選販売 （紙又は電子のどちらか一方を選択したうえで、1人5口まで。）
	参加店舗	（3月31日時点） 参加店舗：11,325店舗 （紙利用可能：11,061店舗 電子利用可能：8,912店舗）
	商品券申込期間	令和6年4月13日（土）～令和6年5月17日（金）
	商品券利用期間	令和6年6月25日（火）～令和7年1月31日（金）
	運営主体	プレミアム商品券事業実行委員会、名古屋市 〔実行委員会構成：名古屋商工会議所、名古屋市商店街振興組合連合会、 守山・鳴海・有松商工会、市内百貨店等〕
備考	本件は、令和6年4月8日に市政記者クラブへ資料提供します。	



# 商品券購入・引換所一覧表

※下記の購入方法番号(第1希望・第2希望)をご記入ください。※引換所に関して、以下の点をご確認ください。※引換所及び引換所所在地の駐車券には限りがあります。公共交通機関のご利用をお勧めします。※①の記載がある引換所は比較的環境が良好です。詳細に余裕を持ってお越しください。※コンビニでの支払は引換所では現金のみを取り扱っており、クレジットカードやキャッシュレス決済はできません。

## 自宅で受け取り

No.	受け取り場所	お支払方法
0001	ご自宅で受け取り	コンビニでお支払
0002	ご自宅で受け取り	ネットでお支払

- ①コンビニでお支払後、ご自宅で受け取り(当選通知の届込後にコンビニでお支払)
- ②コンビニのお支払はお支払後2週間※コンビニでは現金でのお支払となります。ご了承ください。
- ③ネットでお支払後、ご自宅で受け取り(クレジットカード(Visa・Mastercard・JCB)、銀行ネット、銀行ATM決済)→商品券のお届けはお支払後1週間
- ※上記記載の期間は目安となり、配達状況により変更の場合があります。※ご自宅へはゆうパック等でお届けいたします。

## 引換所1 郵便局

【購入・引換え期間】令和6年6月25日(火)～7月9日(火) 平日9時～17時

※土日祝を除く。各郵便局の住所は2024年4月1日現在のもので、当選通知の内書で改めてご記載ください。

区 No.	郵便局名	住所
1001	名古屋今池郵便局	今池2-26-20
1002	名古屋皇山郵便局	皇山1-29-25
1003	名古屋大久手郵便局	今池南17-2
1004	千種郵便局	今池4-9-18
1005	名古屋南郵便局	新南町2-25-8
1006	名古屋大塚郵便局	法王町2-5
1007	名古屋東郵便局	豊年町14-13
1008	名古屋西郵便局	春町2-27-15
1009	名古屋北郵便局	千種2-19-15
1010	名古屋東山郵便局	北千種2-1-1
1011	名古屋天沼郵便局	天沼通2-22-1
1012	名古屋池下郵便局	池下1-10-2
1013	名古屋本山郵便局	東山通1-5
1014	名古屋茶臼山郵便局	茶臼坂通2-41-2
1015	名古屋東山郵便局	東山通4-4-3
1016	名古屋自由ヶ丘郵便局	自由ヶ丘3-2-27
1017	名古屋代郵便局	田代通3-17
1018	名古屋東山郵便局	板が丘1-1
1019	名古屋新栄郵便局	瑞穂通3-22
1020	名古屋山手郵便局	有樂町丘4-10-19
1021	名古屋大宮郵便局	不老町1
1022	名古屋山手郵便局	山手町109
1023	名古屋山手郵便局	宮前山1-6-3

区 No.	郵便局名	住所
1024	名古屋東山郵便局	東桜1-10-11
1025	名古屋東山郵便局	白鷺5-11
1026	名古屋東山郵便局	美1-4-35
1027	名古屋東山郵便局	白鷺1-28
1028	名古屋東山郵便局	旭井3-33-11
1029	名古屋東山郵便局	矢田南5-2-62
1030	名古屋東山郵便局	矢田5-10-15
1031	名古屋東山郵便局	東2-24-15
1032	名古屋東山郵便局	出来町2-5-10
1033	名古屋東山郵便局	東2-1-9
1034	名古屋代官郵便局	代官町26-11
1035	名古屋山手郵便局	砂田橋3-2-102-120
1036	名古屋山手郵便局	大樽橋4-16-47
1037	名古屋山手郵便局	平安1-4-30
1038	名古屋山手郵便局	柳町2-17-4
1039	名古屋山手郵便局	杉並町2-39
1040	名古屋山手郵便局	山田1-13-27
1041	名古屋東山郵便局	若菜通1-22
1042	名古屋東山郵便局	清水2-20-9
1043	名古屋東山郵便局	黒川本通2-40
1044	名古屋東山郵便局	駒止町2-34
1045	名古屋東山郵便局	上願町南3-79-1
1046	名古屋東山郵便局	辻本通2-20-1

区 No.	郵便局名	住所	
1047	名古屋東山郵便局	落合町189-1	
1048	名古屋東山郵便局	金城町3-8-3	
1049	名古屋東山郵便局	梅味通5-2407	
1050	名古屋東山郵便局	成道町1-4-23	
1051	名古屋東山郵便局	旭町1-1-1	
1052	名古屋東山郵便局	中津通3-408	
1053	名古屋東山郵便局	光善寺町野方1918-75	
1054	名古屋東山郵便局	東2-24-15	
1055	名古屋東山郵便局	知慈5-4	
1056	名古屋東山郵便局	善法通2-65-3	
1057	名古屋東山郵便局	大倉町5-1-1	
1058	名古屋東山郵便局	砂田橋418	
1059	名古屋東山郵便局	笠取町2-4	
1060	名古屋東山郵便局	枇杷島5-23-21	
1061	名古屋東山郵便局	天塚町2-62	
1062	名古屋東山郵便局	石手美町1-2	
1063	名古屋東山郵便局	中沢町235	
1064	名古屋東山郵便局	又藤町2-1-5	
1065	名古屋東山郵便局	中田町19-12	
1066	名古屋東山郵便局	宝地町364-2	
1067	名古屋東山郵便局	浅間1-4-14	
1068	名古屋東山郵便局	榎下2-4-1	
1069	名古屋東山郵便局	浅間2-6-5	
1070	名古屋東山郵便局	旭西4-7-18	
1071	名古屋東山郵便局	天神山町4-5	
1072	名古屋東山郵便局	枇杷島2-15-12	
1073	名古屋東山郵便局	那古通2-18-1	
1074	名古屋東山郵便局	別荘新町3-1-17	
1075	名古屋東山郵便局	菊井2-3-2	
1076	名古屋東山郵便局	別荘新町2-1-16	
1077	名古屋東山郵便局	天神山町7-17	
1078	名古屋東山郵便局	上名古原2-14-31	
1079	名古屋東山郵便局	栄生3-2-1	
1080	名古屋東山郵便局	亀島1-11-14	
1081	名古屋東山郵便局	別荘本通2-73	
1082	名古屋東山郵便局	栄生町12-11	
1083	名古屋東山郵便局	太高通9-2	
1084	名古屋東山郵便局	竹筒町22-11	
1085	名古屋東山郵便局	藤江3-12-6	
1086	名古屋東山郵便局	鳥居西通2-12	
1087	名古屋東山郵便局	則武2-9-3	
1088	名古屋東山郵便局	中島町3-20-1	
1089	名古屋東山郵便局	玉王町21-8	
1090	名古屋東山郵便局	本陣通5-228	
1091	名古屋東山郵便局	名駅1-1-1	
1092	名古屋東山郵便局	名駅4-23-13	
1093	名古屋東山郵便局	名駅南2-14-19	
1094	名古屋東山郵便局	岩塚町3-44-1	
1095	名古屋東山郵便局	大宮町4-51	
1096	名古屋東山郵便局	中村郵便局	松宮町3-47
1097	名古屋東山郵便局	大正町5-58	
1098	名古屋東山郵便局	名駅5-22-13	
1099	名古屋東山郵便局	牛田通1-22	
1100	名古屋東山郵便局	稲葉町8-11	
1101	名古屋東山郵便局	稲葉町4-131	
1102	名古屋東山郵便局	上石川町4-31	
1103	名古屋東山郵便局	横前町151	

区 No.	郵便局名	住所
1104	名古屋東山郵便局	大須3-1-10
1105	名古屋東山郵便局	橋2-1-2
1106	名古屋東山郵便局	大須3-39-36
1107	名古屋東山郵便局	正木3-12-5
1108	名古屋東山郵便局	平和1-23-16
1109	名古屋東山郵便局	大須4-11-24
1110	名古屋東山郵便局	金山4-3-7
1111	名古屋東山郵便局	千代田2-15-18
1112	名古屋東山郵便局	新栄1-39-19
1113	名古屋東山郵便局	千代田4-2-5
1114	名古屋東山郵便局	松原3-2-8
1115	名古屋東山郵便局	金山1-17-18
1116	名古屋東山郵便局	橋2-12-14
1117	名古屋東山郵便局	丸の内3-14-32
1118	名古屋東山郵便局	丸の内3-5-28
1119	名古屋東山郵便局	丸の内1-17-9
1120	名古屋東山郵便局	栄1-8-13
1121	名古屋東山郵便局	新栄3-19-20
1122	名古屋東山郵便局	三の丸3-1-1
1123	名古屋東山郵便局	新栄2-1-9
1124	名古屋東山郵便局	安井1-19-12
1125	名古屋東山郵便局	知慈5-4
1126	名古屋東山郵便局	三の丸3-1-2
1127	名古屋東山郵便局	大倉町5-1-1
1128	名古屋東山郵便局	砂田橋418
1129	名古屋東山郵便局	栄4-1-1
1130	名古屋東山郵便局	栄2-10-19
1131	名古屋東山郵便局	川名本町4-6-12
1132	名古屋東山郵便局	北山本町2-47
1133	名古屋東山郵便局	阿知通2-8-5
1134	名古屋東山郵便局	御所町3-1-7
1135	名古屋東山郵便局	出口町2-5-4
1136	名古屋東山郵便局	下藤町2-25
1137	名古屋東山郵便局	菊井町5-20
1138	名古屋東山郵便局	白金3-20-4
1139	名古屋東山郵便局	山手3-30-3
1140	名古屋東山郵便局	松山町105
1141	名古屋東山郵便局	松山町65
1142	名古屋東山郵便局	翠人町1-4
1143	名古屋東山郵便局	白金1-19-5
1144	名古屋東山郵便局	安田通1-1-1
1145	名古屋東山郵便局	古町3-2-22
1146	名古屋東山郵便局	種菜通2-16
1147	名古屋東山郵便局	山手町3-8-2
1148	名古屋東山郵便局	牛巻町1-2
1149	名古屋東山郵便局	高田山2-31-1
1150	名古屋東山郵便局	弥生通1-16-1
1151	名古屋東山郵便局	平塚町4-11-1
1152	名古屋東山郵便局	下坂町2-50-5
1153	名古屋東山郵便局	御代町2-5-1
1154	名古屋東山郵便局	大倉町4-1
1155	名古屋東山郵便局	中山町1-12
1156	名古屋東山郵便局	妙善通4-32
1157	名古屋東山郵便局	沙路通4-11-2
1158	名古屋東山郵便局	南明町2-26-1
1159	名古屋東山郵便局	彌生通1-7-2
1160	名古屋東山郵便局	惣持町3-60
1161	名古屋東山郵便局	豊橋町2-51-2
1162	名古屋東山郵便局	豊橋町2-37
1163	名古屋東山郵便局	神宮寺4-18
1164	名古屋東山郵便局	沢上5-17
1165	名古屋東山郵便局	六番1-13-6
1166	名古屋東山郵便局	横田1-11-11
1167	名古屋東山郵便局	千代田町17-13
1168	名古屋東山郵便局	大倉4-8-11
1169	名古屋東山郵便局	三本松町23

区 No.	郵便局名	住所
1171	名古屋東山郵便局	千早2-5-15
1172	名古屋東山郵便局	一番2-13-16
1173	名古屋東山郵便局	狭路2-10-12
1174	名古屋東山郵便局	春日1-303
1175	名古屋東山郵便局	下之色町北/切33-6
1176	名古屋東山郵便局	戸田2-2402
1177	名古屋東山郵便局	八田町15-1
1178	名古屋東山郵便局	吉津1-1805
1179	名古屋東山郵便局	高杉町138
1180	名古屋東山郵便局	新栄1-148
1181	名古屋東山郵便局	伏見5-214
1182	名古屋東山郵便局	山手町正3-107
1183	名古屋東山郵便局	打中2-173-1
1184	名古屋東山郵便局	大当町2-806-1
1185	名古屋東山郵便局	宮前町2-12-2
1186	名古屋東山郵便局	長良町3-3
1187	名古屋東山郵便局	善住町9-32
1188	名古屋東山郵便局	藤田2-24-6
1189	名古屋東山郵便局	高津2-115
1190	名古屋東山郵便局	池田町11-25
1191	名古屋東山郵便局	池田町5-1-11
1192	名古屋東山郵便局	藤原通3-47-1
1193	名古屋東山郵便局	西日置町10-110
1194	名古屋東山郵便局	八階3-5-2
1195	名古屋東山郵便局	山王3-9-9
1196	名古屋東山郵便局	野崎通6-1-5
1197	名古屋東山郵便局	中野本町1-39
1198	名古屋東山郵便局	八階通6-67-1
1199	名古屋東山郵便局	吉良町98-1
1200	名古屋東山郵便局	八幡通2-50-4
1201	名古屋東山郵便局	木場町9
1202	名古屋東山郵便局	春日野3-1846
1203	名古屋東山郵便局	名港2-10-8
1204	名古屋東山郵便局	福永1-6-2
1205	名古屋東山郵便局	名四町149
1206	名古屋東山郵便局	七番町4-7-28
1207	名古屋東山郵便局	神宮寺1-244
1208	名古屋東山郵便局	茶茶通1-244
1209	名古屋東山郵便局	港東2-1-7
1210	名古屋東山郵便局	川西通1-13
1211	名古屋東山郵便局	福永5-8-21
1212	名古屋東山郵便局	土古町1-33
1213	名古屋東山郵便局	明正2-37
1214	名古屋東山郵便局	港南1-7-12
1215	名古屋東山郵便局	港北1-4
1216	名古屋東山郵便局	秋葉1-130-3
1217	名古屋東山郵便局	当町1-1101
1218	名古屋東山郵便局	農田1-14-12
1219	名古屋東山郵便局	内田橋1-6-23
1220	名古屋東山郵便局	道徳通3-1
1221	名古屋東山郵便局	加藤5-18
1222	名古屋東山郵便局	築港通2-31
1223	名古屋東山郵便局	大岡町5-5
1224	名古屋東山郵便局	三糸2-19-14
1225	名古屋東山郵便局	中前町4-80
1226	名古屋東山郵便局	三吉5-40
1227	名古屋東山郵便局	藤3-22-22
1228	名古屋東山郵便局	呼続1-18-1
1229	名古屋東山郵便局	登野寺西之門10
1230	名古屋東山郵便局	本郷前町478
1231	名古屋東山郵便局	駒取町1-30
1232	名古屋東山郵便局	城下町1-19-1
1233	名古屋東山郵便局	烏丸3-2-61
1234	名古屋東山郵便局	赤井町25
1235	名古屋東山郵便局	松城町2-29
1236	名古屋東山郵便局	鳴尾1-176
1237	名古屋東山郵便局	元板田通5-33

区 No.	郵便局名	住所
1238	名古屋東山郵便局	天子田3-814
1239	名古屋東山郵便局	吉坂2-2612
1240	名古屋東山郵便局	大塚4-905
1241	名古屋東山郵便局	西新5-4
1242	名古屋東山郵便局	市川14-13
1243	名古屋東山郵便局	小幡中2-1-67
1244	名古屋東山郵便局	中法院後通1969-2
1245	名古屋東山郵便局	瀬川東2-905
1246	名古屋東山郵便局	茶臼前1-6-34
1247	名古屋東山郵便局	森山1-105
1248	名古屋東山郵便局	緑ヶ丘108
1249	名古屋東山郵便局	金塚2-89-2
1250	名古屋東山郵便局	小幡太田16-1
1251	名古屋東山郵便局	本地が丘1901
1252	名古屋東山郵便局	森孝1-109
1253	名古屋東山郵便局	白沢町358-2
1303	名古屋東山郵便局	上沢路野原通1891
1254	名古屋東山郵便局	相原通1-3503
1255	名古屋東山郵便局	平手南1-1011
1256	名古屋東山郵便局	亀が塚3-114
1257	名古屋東山郵便局	六田2-43
1258	名古屋東山郵便局	焼山2-51
1259	名古屋東山郵便局	鳴海町焼山82
1260	名古屋東山郵便局	鳴海町焼山55
1261	名古屋東山郵便局	鳴海町焼山1-474
1262	名古屋東山郵便局	藤原2-1019
1263	名古屋東山郵便局	池上3-15-3
1264	名古屋東山郵便局	鳴海1-602-3
1265	名古屋東山郵便局	有松3401
1266	名古屋東山郵便局	八幡北通40
1267	名古屋東山郵便局	曾根1-80-2
1268	名古屋東山郵便局	鳴海町焼山22-1
1269	名古屋東山郵便局	鳴海町焼山41-2
1270	名古屋東山郵便局	鳴海町焼山42-2
1271	名古屋東山郵便局	鳴海町焼山1618
1272	名古屋東山郵便局	鳴海町焼山52-2
1273	名古屋東山郵便局	鳴海町焼山4-132-2
1274	名古屋東山郵便局	豊が丘61
1275	名古屋東山郵便局	猪子石1-209
1276	名古屋東山郵便局	一社4-166
1277	名古屋東山郵便局	猪子石1-2011
1278	名古屋東山郵便局	西山通2-5
1279	名古屋東山郵便局	つつしが丘301
1280	名古屋東山郵便局	秋の里1-303
1281	名古屋東山郵便局	鳴海町焼山2-521
1282	名古屋東山郵便局	鳴海町焼山1-102
1283	名古屋東山郵便局	高社1-237-2
1284	名古屋東山郵便局	上社2-196
1285	名古屋東山郵便局	鳴海町焼山3-44-2
1286	名古屋東山郵便局	八幡2-1613
1287	名古屋東山郵便局	猪高台1-1322
1288	名古屋東山郵便局	鳴海町焼山508
1289	名古屋東山郵便局	鳴海町焼山508
1290	名古屋東山郵便局	鳴海町焼山508
1291	名古屋東山郵便局	鳴海町焼山508
1292	名古屋東山郵便局	鳴海町焼山508
1293	名古屋東山郵便局	鳴海町焼山508
1294	名古屋東山郵便局	鳴海町焼山508
1295	名古屋東山郵便局	鳴海町焼山508
1296	名古屋東山郵便局	鳴海町焼山508
1297	名古屋東山郵便局	鳴海町焼山508
1298	名古屋東山郵便局	鳴海町焼山508
1299	名古屋東山郵便局	鳴海町焼山508
1300	名古屋東山郵便局	鳴海町焼山508
1301	名古屋東山郵便局	鳴海町焼山508
1302	名古屋東山郵便局	鳴海町焼山508

</



事項

「Hatch Technology NAGOYA」課題提示型支援事業にかかる令和6年度  
庁内課題の募集について

内

本市では、令和元年度より「Hatch Technology NAGOYA」先進技術社会実証支援事業において、庁内課題に対して先進技術を活用して解決を図る「課題提示型支援事業」と本市施設等を社会実証フィールドとして活用する「フィールド活用型支援事業」の社会実証をそれぞれ実施してまいりました。

このたび、令和6年度「課題提示型支援事業」の庁内課題を下記の通り募集します。今年度は1件あたりの負担金上限額を行政課題は150万円、社会課題は300万円として募ることとしていますので、先進技術を活用して解決したい課題をご提出ください。

また、昨年度実施した社会実証の報告書が完成しましたので、併せてお知らせします。

記

**1 今年度募集する課題**

区分		件数	実証事業者への支援の上限額
行政課題		4件	1,500千円/件
社会課題	一般	4件	3,000千円/件
	グリーン化		
	DX		

※行政課題とは行政における業務改善やサービス向上に関する課題、社会課題とは社会が抱える様々な分野における課題のこと。

※実証にかかる費用のうち、市（経済局）は実証事業者に対して上記の上限額まで負担します。

容

**2 事業スケジュール（予定）**

4月	庁内課題の募集（～5月10日）
5月	庁内課題の選定・課題のブラッシュアップ
6月～7月	企業等の募集・課題説明会の実施
8月～2月	実証プロジェクトの選定・実施
3月	成果報告会の実施

**3 昨年度実施した社会実証の報告書**

別添のとおり

<令和5年度課題提示型支援事業実証プロジェクト一覧>

区分	課題名	実証事業者 (所在地)	市担当部署
行政課題	チケットなしで混雑もなし！発券所前の長蛇の列をなくしたい！	アソビュー株式会社 (東京都品川区)	緑政土木局 東山総合公園 管理課
	施設まるごとスキャン！？公共施設の現地調査を一度で完璧に終わらせたい！	Open Space Labs Japan 合同会社 (東京都中央区)	住宅都市局 営繕部企画保全課 ・ 監理指導室
	ウォークアブルなまちが生み出す価値や効果を可視化したい！	株式会社センサーズ・ アンド・ワークス (兵庫県神戸市)	住宅都市局 ウォークアブル ・ 景観推進室
	リニア関連プロジェクトの先鋒、駅前広場整備を、臨場感あふれる新技術で広報したい！	株式会社タジク (名古屋市東区)	住宅都市局 名駅ターミナル 整備室
社会課題	ビオトープはどうつくる？テクノロジーでビオトープの豊かさと形成プロセスを可視化したい！【グリーン化】	サンリット・シード リングス株式会社 (京都府京都市)	環境局環境企画課 (なごや生物多様 性センター)
	建設業の未来をつくる！インフラ DX で工事現場の負担軽減へ【DX】	株式会社 Nossa (東京都渋谷区)	緑政土木局 技術指導課
	エスカレーターで歩く人を AI が検知！？“あたりまえ”からの脱却	有限会社来栖川電算 (名古屋市中区)	スポーツ市民局 消費生活課
	「健康的な職場」を目指す IT サービスで、働く世代の健康づくりを推進したい！	株式会社リンクアンド コミュニケーション (東京都千代田区)	健康福祉局 健康増進課

内

容

備考

事業の詳細は、本日付け、企画調整担当課長及び区企画経理課長宛てお知らせします。

(経済局イノベーション推進部次世代産業振興課 内線 2418)  
 (総務局行政 DX 推進部デジタル改革推進課 内線 2267)  
 (総務局総合調整部総合調整課 内線 2215)



# Hatch Technology NAGOYAとは

「Hatch」とは「かえす、孵化する」を意味します。この「Hatch Technology NAGOYA」は、先進技術の社会実証を支援することで技術の研究開発や社会実装を促進していくもので、「課題提示型支援事業」「フィールド活用型支援事業」「先進技術体験事業」の3つの事業を実施しています。この名古屋から、先進技術という「卵」を社会実装という形でどんどん「孵化」させていくことを目指します。



## 1 課題提示型支援事業

詳細は P. 2 ~ 6

## 2 フィールド活用型支援事業

詳細は P. 7 ~ 10

## 3 先進技術体験事業

「Hatch Technology NAGOYA」で実証した先進技術等の社会実装を目指し、市民の理解を深めるため、市民が広く参加できる体験イベント「Hatch Technology Fes.2023」を10月27日と28日の2日間、オアシス21銀河の広場で開催しました。イベントでは、展示ブースやステージコンテンツにより、参加企業等の先進技術を活用した取り組みを紹介しました。来場者数は2日間合計で約36,000人でした。

### ブース出展企業等(12者)

株式会社 ecommit  
株式会社エドギフト  
株式会社スピード  
株式会社 DAOWORKS  
有限会社タッチ  
中京テレビ放送株式会社  
株式会社 DSA  
トヨタコネクティッド株式会社  
名古屋工業大学ハプティクス研究室  
株式会社 New Ordinary  
neuet 株式会社  
株式会社 LIFULL ArchiTech (50音順)

### ステージ登壇企業等(12者)

石黒浩/岩田稔/久世琢磨/高校生3名/  
佐川急便株式会社/株式会社しくみデザイン/  
西川千雅/株式会社平泉洋行/山口晃司/  
吉見一起 (50音順)



# 1 課題提示型支援事業

本市が提示する行政課題、社会課題(グリーン化及びDXに関する課題を含む)に対して先進技術を活用した解決策を持つ企業等を広く募集し、選定した実証プロジェクトに対する費用の一部負担や実証に必要な調整等の支援を実施する事業です。

## 経緯と実績

2023年  
6月

### ① 課題の庁内募集・選定

庁内から集まった16課題から13課題を選定し、提案企業等を募集  
・行政課題 5件  
・社会課題(グリーン化) 4件  
・社会課題(DX) 2件  
・社会課題(一般) 2件

6~7月

### ② 企業等の募集

企業等からの解決策の提案99件

7~8月

### ③ 選定

実証プロジェクトを8件選定  
・行政課題 4件  
・社会課題(グリーン化) 1件  
・社会課題(DX) 1件  
・社会課題(一般) 2件

2024年  
8月~2月

### ④ 社会実証

半年間にわたり、各実証プロジェクトにおいて社会実証を実施

3月~

### ⑤ 成果報告

社会実証の取り組みについて成果を報告

## 社会実証の進め方

### ① 方向性の決定

社会実証のゴールを決定  
現場視察やステークホルダーへのヒアリングを実施するなど課題の理解を促進

### ② プロトタイピング

社会実証に使う製品やサービスの開発、テストを実施しながら、課題の洗い出しや解決を繰り返し実施

### ③ 社会実証の実施

実際のフィールドを使って、開発した製品やサービスの社会実証を実施

### ④ 結果まとめ

実証の結果を踏まえて、今後の課題を検証

Hatch Technology NAGOYA 課題提示型支援事業説明会 2023年6月27日に開催



提案企業向けの説明会をナゴヤイノベーションズホールにおいてオンライン配信で開催し、127名の参加がありました。

提案企業を募集する13の課題についての説明に加え、それぞれの課題に興味のある企業と市担当部署によるQAセッションを行い、課題への理解を深めました。

課題説明の動画はこちら  
からご覧いただけます。→



# 1 課題提示型支援事業

## — 行政課題 —

### 1 チケットなしで混雑もなし！発券所前の長蛇の列をなくしたい！

#### 解決したい課題

東山動植物園は繁忙期には1日3万人が入園する施設だが、発券所は人が窓口対応をしており、繁忙期の開園前には長蛇の列になっているため、混雑を解消しスムーズな入園を実現したい。

#### 実証内容

電子チケットを約3ヶ月間試行導入し、利用者にどの程度受け入れられるか、混雑緩和に繋がるかを検証した。合わせて、購買データ、入場データ、口コミ、アンケート回答を、生成AIなどを活用して分析し、今後の施策検討に有効に活用できるかを検証した。

#### 成果

電子チケットの利用率は、平均20%（最大32%）と目標の10%を大きく上回る結果となった。発券所前の混雑緩和については、行列解消時間が15分から6分となり、大幅に短縮できた。電子チケットの導入により、顧客データ（属性、ニーズ等）を効率的に収集できるようになり、また生成AIを利用することで集めたデータを短時間で解析できるようになった。

#### 今後の展開

電子チケットは利用者の評価も高く、券種を年間パスポートなどに拡大し、本格導入を目指す。さらに、得られたデータを、園の広報施策やサービス向上、業務改善などの検討に活用していきたい。

実証事業者：アソビュー株式会社  
市担当部署：緑政土木局 東山総合公園管理課



## — 行政課題 —

### 2 施設まるごとスキャン！？公共施設の現地調査を一度で完璧に終わらせたい！

#### 解決したい課題

市内には約2700の公共施設があるが、その約半数は築40年以上で、老朽化が進んでいる。こうした公共施設を維持管理するための現地調査（現状確認）や改修費用の算出に、膨大な時間と手間がかかっているため、現地調査の効率化をしたい。

#### 実証内容

360度カメラとAI画像処理システムを活用し、規模や特徴の異なる5施設で模擬的な現地調査を実施した。このシステムが業務時間および業務量の削減に寄与するか、撮影データを計画業務にも活用できるかを検証した。

#### 成果

従来の現地調査方法と比べて、現地調査業務にかかる全体の時間を約30%削減できた。本システムを使用した市職員に対してアンケートをとったところ、高い天井がある広い空間でも対応可能な点や図面に対して写真やメモが自動で紐づく点が高評価であった。

#### 今後の展開

本システムで現地調査の効率化に一定の有効性が確認できたので、まずは360度カメラを導入することから始め、今後の業務の効率化につなげていきたい。

実証事業者：Open Space Labs Japan 合同会社  
市担当部署：住宅都市局 営繕部企画保全課・  
監理指導室



# 1 課題提示型支援事業

## — 行政課題 —

### 3 ウォーカブルなまちが生み出す価値や効果を可視化したい！

#### 解決したい課題

居心地が良く、歩きたくなるウォーカブルなまちづくりが、地域社会の維持向上と地域経済の発展にどのように寄与するのか、価値や効果を検証し可視化したい。

#### 実証内容

名駅三丁目エリアを対象に、約2ヶ月間、特許技術を活用した人流計測センサー、滞留計測センサー、Wi-Fiプローブセンサーを設置して、人の流れや滞留時間などのデータを収集し、平時とイベント時を比較することでその価値や効果を可視化した。

#### 成果

3種のセンサーのデータを組み合わせることで、来場者や来街者の多様性と、人流や滞留など賑わいや回遊性を評価する上で有効な指標を取得できることがわかった。また、まちづくりに関係する事業者とも協働することで、ウォーカブルなまちづくりの取り組みに対する共感と参加の促進に寄与することがわかった。

#### 今後の展開

今後は、賑わい創出以外の憩いといった指標も可視化していきたい。また、収集したデータを市民や事業者にどのように共有すれば、まちづくりに対する共感と参加が促進されるかを検討していく。

実証事業者：株式会社センサーズ・アンド・ワークス  
市担当部署：住宅都市局 ウォーカブル・景観推進室



## — 行政課題 —

### 4 リニア関連プロジェクトの先鋒、駅前広場整備を、臨場感あふれる新技術で広報したい！

#### 解決したい課題

名古屋駅西側駅前広場について、多くの人に駅前広場が新しく生まれ変わるというワクワクを伝えるため、より効果的な手法で将来の整備内容をPRしたい。

#### 実証内容

「Spatial」上に、西側駅前広場の整備計画に基づくメタバース空間を構築した。また、このメタバース空間には生成AIを用いて制作した魅力的な画像等のコンテンツを展開した。SNSなどを通じてこのメタバース空間をPRすることで、新しい広報施策としての可能性を検証した。

#### 成果

メタバースと生成AIの活用により、西側駅前広場の整備事業に対する関心が高まり、メディア露出が増加した。利用者からは、西側駅前広場の将来像が具体的に掴みやすいとの声があった。また、デジタル文化に興味を持つ層など、従来とは異なる層に情報伝達することができた。生成AIが広報コンテンツ制作に有益なツールであることも確認できた。

#### 今後の展開

今後は西側駅前広場だけでなく、東側駅前広場でも再整備に向けた動きが出てくる予定であり、名古屋駅周辺の事業PRについては、今回作成したメタバースの活用も含め、より効果的なPRを継続的に実施していく。

実証事業者：株式会社タジク  
市担当部署：住宅都市局 名駅ターミナル整備室



# 1 課題提示型支援事業

## － 社会課題（グリーン化）－

### 5 ビオトープはどうつくる？ テクノロジーでビオトープの豊かさと形成プロセスを可視化したい！

#### 解決したい課題

地域の生きものの多様性を取り戻すため、ビオトープの生態系の豊かさや、形成プロセスを可視化するツールを使って、ビオトープづくりを普及・推進したい。

#### 実証内容

土地に関するオープンデータと土壌の微生物の DNA を分析し、「生物多様性ポテンシャルマップ」を作成した。これによる生物の生息適地の予測に基づき、簡易的なビオトープ整備を行い、作成したポテンシャルマップの有効性について検証した。

#### 成果

両生類を主なターゲットとした、30m メッシュでその生息適地を予測できる「生物多様性ポテンシャルマップ」により、行政、企業、市民団体等がビオトープづくりに適した場所や保全すべき場所を容易に推定できるようになった。また、市内 15 か所の微生物 DNA 解析により、ビオトープづくりに適した場所の予測精度を高めることができた。

#### 今後の展開

今後は、生息適地予測に基づいて作成したビオトープの観察を継続し、ポテンシャルマップの有効性を示す事例をつみ上げていく。また、生物保全活動に支障のない範囲でマップをウェブ上に公開し、市民・企業が目的に合わせて利用できるような環境を提供したい。

実証事業者：サンリット・シードリングス株式会社  
市担当部署：環境局 環境企画課  
なごや生物多様性センター



## － 社会課題（DX）－

### 6 建設業の未来をつくる！インフラ DX で工事現場の負担軽減へ

#### 解決したい課題

建設業界では、慢性的な人手不足等の課題を抱えている。デジタル技術を積極的に活用することで、工事受発注者双方にとってメリットのある仕組みを構築したい。

#### 実証内容

これまで現場訪問し対面で行われていた建設工事における段階確認、材料確認、立会といった臨場の業務を、360 度カメラを使った現場と監督員のコミュニケーションツールを使用して、現場に行かずに遠隔で実施できるか検証を行った。

#### 成果

遠隔臨場システムの利用により、段階確認、材料確認、立会の業務のほとんどがカバーでき、受発注者双方が楽になったと感じ、アンケート結果でも高い満足度が得られた。一方で、360 度カメラだけでは測量値の確認が難しい、音声接続が途切れる、多人数での参加が難しいなどの課題も明らかになった。

#### 今後の展開

遠隔臨場は、工事の工程の一部であるため、現場の業務効率化を進めるためには、工事関連の文書の電子化など、工事受発注の業務全体の DX を進める必要がある。今後も実証を継続し、最適な業務設計とシステム構成を検討していく。

実証事業者：株式会社 Nossd  
市担当部署：緑政土木局 技術指導課



# 1 課題提示型支援事業

## — 社会課題（一般） —

### 7 エスカレーターで歩く人を AI が検知!? “あたりまえ”からの脱却

#### 解決したい課題

エスカレーターでの事故を減らし、安全な利用を確保したい。エスカレーター上で歩行せず、両側で立ち止まって利用するように、利用者の行動変容を促進したい。

#### 実証内容

高精度のLiDARセンサーとAI技術を用いて、エスカレーターの利用状況をリアルタイムでモニタリングし、不適切な利用行動を検出・注意喚起するシステムを開発した。これを地下鉄伏見駅に設置し、エスカレーターの安全利用を促進できるかを検証した。

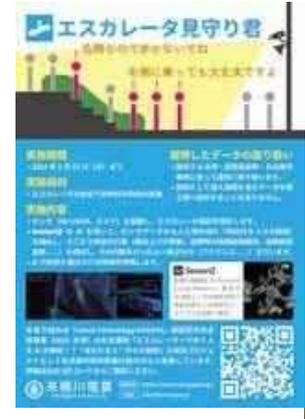
#### 成果

システムの導入により、エスカレーター利用者の行動には顕著な変化が現われ、エスカレーター上での歩行率が大幅に低下し、安全利用促進ができた。また、2列利用が進むなど利用者の行動変容が確認できた。利用者からは、安全意識の高まりや利用環境の改善に対する肯定的な意見が得られた。

#### 今後の展開

継続的に実証を行い、システムのコスト削減と性能向上、及び長期運用における効果の持続性に関する検証を行っていく。今回は音声による注意喚起だったが、利用者の行動変容を促すための新たな方法や、社会的受容性に関する検討も行っていきたい。

実証事業者：有限会社来栖川電算  
市担当部署：スポーツ市民局 消費生活課



## — 社会課題（一般） —

### 8 「健康的な職場」を目指す IT サービスで、働く世代の健康づくりを推進したい!

#### 解決したい課題

健康経営の観点から、若い世代の健康意識を高めるために、どのような施策が有効かを検証したい。

#### 実証内容

市内の中小企業を対象に、食事カロリーや歩数などを記録する健康管理アプリ「カロママプラス」を活用した健康増進イベントを実施した（15社281名が個人及びチームで参加）。この結果、健康行動が促進されるか、健康意識の変化があるか、健康経営への取り組み意向が高まるかを検証した。

#### 成果

約1ヶ月のイベント期間で、参加者の歩数が平均で1,400歩増加し、健康スコアも向上した。また、野菜と果物の摂取量が増加し、食塩摂取意向も改善が見られた。こうしたことから、イベント形式の健康アプリの利用が従業員の健康行動を促進し、参加企業の健康経営に対する意識を高める効果があることが明らかになった。

#### 今後の展開

「健康に働ける社会」の実現に継続的に取り組んでいくために、行政と企業の連携が効果的であることがわかったため、今後は長期的な健康行動の変化を促す仕組みの構築と、より多くの中小企業が参加しやすい環境作りを行っていきたい。

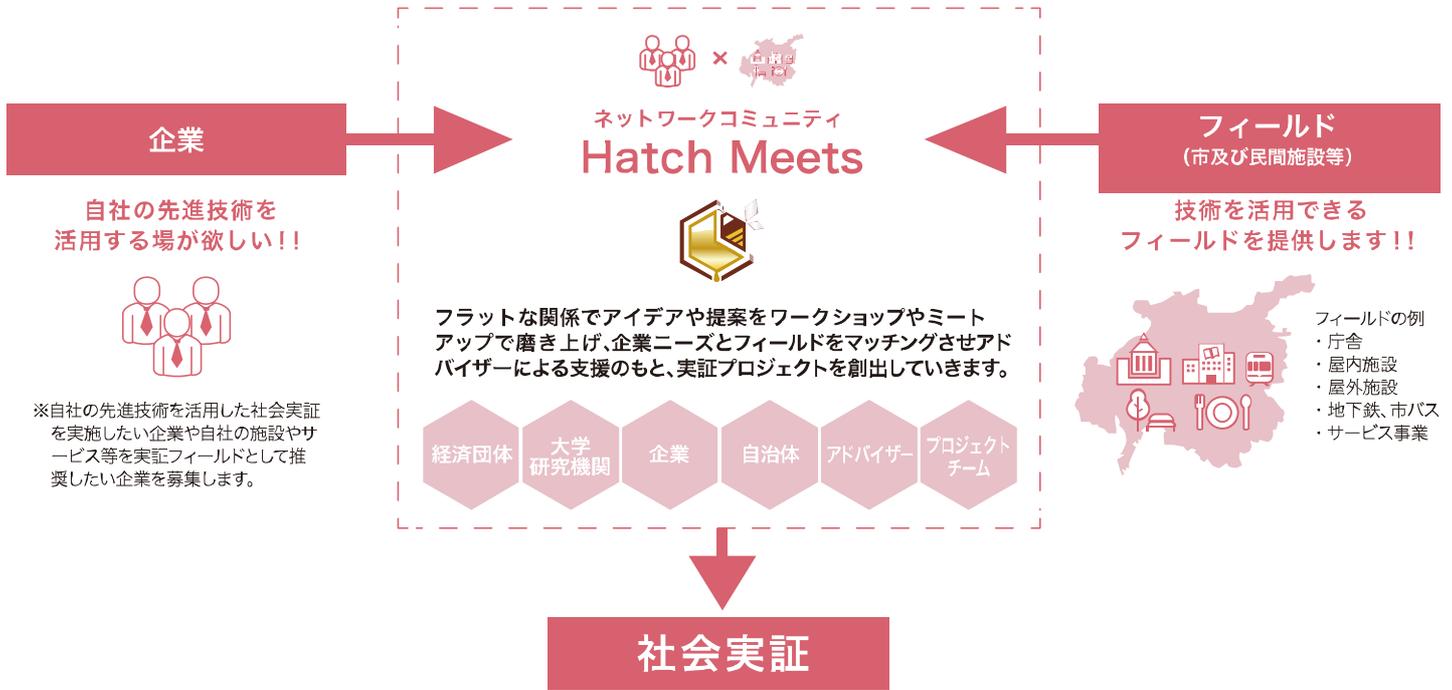
実証事業者：株式会社リンクアンドコミュニケーション  
市担当部署：健康福祉局 健康部 健康増進課



## 2 フィールド活用型支援事業

本市及び民間施設等を社会実証の場(フィールド)として活用するための、場の提供と課題の整理・解決をするネットワークコミュニティ「Hatch Meets(ハッチミーツ)」を産学官で立ち上げ、先進技術を有する企業等の提案や実証ニーズを実現します。

### 事業イメージ



### 事業フロー



### Hatch Meets 登録数 (実績 2024年3月1日時点)

参加企業数 117 社

技術提供企業 98 社  
提供フィールド 19 社

第1回	2023年5月9日	・キックオフ&説明会
第2回	2023年6月12日	・企業×デザイン ミートアップ
第3回	2023年7月10日	・データ活用アイデアソン (自治体データと先進技術の協業)
第4回	2023年8月7日	・プロジェクト提案の回 中間発表
第5回	2023年9月21日	・新規企業ピッチ大会
第6回	2023年11月16日	・企画書のデザイン可視化
第7回	2024年1月18日	・企業×地域ネットワーク
第8回	2024年2月15日	・企業×自治体DX ミートアップ

## 2 フィールド活用型支援事業

### 1 「メンタルリスク予測AI」の実用化に向けた社会実証

2022 年度～継続実施

#### 実証実験のゴール

就労支援利用者やその家族が、バイタルデータを AI で解析しストレスの溜まり具合を可視化することで、ストレスの溜まり具合を自覚したうえで自己管理ができる支援をする。

#### 実証内容

あいち福祉振興会のスタッフ及び就労支援を受ける方が「ResQ Band」を装着し、取得したバイタルデータを AI が常時解析して業務中のストレス計測を行った。異常値がある場合、「ResQ AI」を通じてアラートを出し、気づきと早期対応を促した。

#### 成果

2022 年度には、バイタルデータを AI が解析し心の状態として AI スコアを提供した。2023 年度には、AI スコアと利用者様の実状に乖離がないかを中心に精度の確認をした。個人により差はあるが、利用者様がお休みをするなどの症状が出る時期と、AI スコアに正の相関があることが見えている。

#### 今後の展開

多くの協力の元、AI スコアが実態に合うものになってきた。今後は利用者様に継続して使いたいと思われる UI にし、ひとりひとりのセルフケアに貢献するソリューションにすることを旨とする。

実証事業者：株式会社アドダイス  
フィールド提供者：一般社団法人あいち福祉振興会



### 2 FA技術を活用した駐車場運営に関する社会実証

2022 年度～継続実施

#### 実証実験のゴール

FA 技術を用いた効率的な駐車場運営の実証を通じて、来園者増加による地域活性化と、駐車場収益による事業継続の両立を目指す。

#### 実証内容

宮の渡し公園に FA 機器の PLC ユニットを利用した前払いチケット式でコインパーキング化を行なった。状況に合わせて駐車場の台数を増減したり、遠隔で不正利用の確認を行うなど、遠隔監視や遠隔でプログラムを変更する実証を行い、地域と一体となってより良い公園の利活用に向けた検討を行っていく。

#### 成果

FA 技術を活用した駐車場システムを約 1 年運用し、料金変更や利用状況把握のための遠隔監視もトラブルなく実施ができることが検証できた。利用者も 10 月以降徐々に増え始めており、初年度の目標は概ね達成でき、利用状況や、利用者の実態などのデータ取得・分析ができた。

#### 今後の展開

次世代設備の方向性検討のため、利用者データの収集を継続していくとともに、センサーセンシングと AI 画像認識のテクノロジーと埋め込み工事不要の外付けセンサーを利用した集中精算機を使い、様々なサービスとの連携を図るなど引き続き開発検討を行う。

実証事業者：3G サポート株式会社  
フィールド提供者：緑政土木局緑地管理課  
(宮の渡し公園)



## 2 フィールド活用型支援事業

### 3 水上ドローン「JELLYFISHBOT」を活用した水深調査に関する社会実証

#### 実証実験のゴール

効率的な河川の浄化施策や保全活動のため、水上ドローン「JELLYFISHBOT」を活用し水深を測定、川底の地形やヘドロの堆積状況を詳細に把握することで、水深測定の精度と実用性の検証を行った。

#### 実証内容

名古屋市を流れる一級河川「堀川」の、北清水親水広場を中心に志賀橋付近からレインボーブリッジ田端付近及び小幡緑地内「緑ヶ池」において JELLYFISHBOT による水域深度の自動計測を行い、その精度や可視化機能の有効性を確かめる実証を行う。

#### 成果

両フィールドにおいて、自動運転による水深測定は問題なく実施できた。課題として、上部に障害物がある場合に正確な位置情報を取得しづらいこと、測定航路がランダムなため動きにムダがあることが確認できた。堀川におけるヘドロ堆積状況の確認では、測定時間に対する潮位の変化が大きく、誤差のほうが大きくなった。

#### 今後の展開

潮位変化のある河川においては、おおまかな把握を目的とした「深淺図」作成のニーズがある場合は提案していきたい。一方、潮位変化のない貯水池や、水エリアを保有する施設のエリア底部の構造体確認のニーズがあればチャレンジしたい。

実証事業者：株式会社平泉洋行  
フィールド提供者：緑政土木局河川計画課（堀川）  
環境局環境科学調査センター（緑ヶ池）



### 4 名古屋市中企業振興会館を「食の空間 (フードラボ)」化する社会実証

#### 実証実験のゴール

中小企業振興会館の来場者等の飲食需要に応えられる施設の整備。また、産業振興施設として、飲食のみならず様々なビジネスに応用できるような新技術・新サービスの実証実験として活用場の提供。

#### 実証内容

無人でも飲食提供ができるよう、米シリコンバレー発のスタートアップが開発した自動調理ロボットを設置。また、進化した冷凍技術による最新の自動販売機での弁当等の販売や、陸前高田との産業交流として、陸前高田産品を自販機で販売。

#### 成果

催事がある日は販売も多く、また、日や時間帯によっては行列もできることから、吹上ホール利用者の飲食のニーズは高いことが確かめられた。また主催者が、別に発注をしていた弁当手配など負担も減り、主催者にも喜ばれている。その他、今回の実証に際しスタートアップと福祉団体が協力したなど、新たなマッチングを創出することができた。

#### 今後の展開

引き続き先進技術を使った飲食ニーズへの対応及びその他新技術・新サービスなど、ハード・ソフト両面からの食と先進技術の融合を実現する実証空間としてさらに発展していく。

実証事業者：Yo-Kai Express Inc.  
株式会社くれあーる  
社会福祉法人名古屋ライトハウス  
陸前高田地域振興株式会社  
フィールド提供者：名古屋市 中小企業振興会館



## 2 フィールド活用型支援事業

### 5 堀川において水底堆積物除去の効率化に向けた社会実証

#### 実証実験のゴール

25kHz 超音波センサーを自動航行させ、ヘドロの厚みを計測し、その結果をみちびき衛星と GPS による座標値と同期させることで、ヘドロの状態を示す 3 次元位置データの収集を行った。

#### 実証内容

衛星通信環境のきびしい都心部における平面座標値の誤差、比較的水深が浅い運河での計測という課題の解決に向け、一級河川庄内川水系「堀川」において、25kHz 超音波センサーによるヘドロ計測、自律航行型無人ボートによる計測作業等の実証を行う。

#### 成果

標尺による作業員の計測では確認できなかったヘドロの存在が超音波計測によって確認できた。一方で、上空が高速道路でおおわれていたため、みちびき衛星と GPS による平面座標値 x-y は相当 (10m から 20m) ずれてしまった。ヘドロの厚みはデータ解析により 30cm ~ 50cm の厚みを確認できた。

#### 今後の展開

25kHz 超音波センサーボートは完成しており、解析ソフトの改良を行う。さらに土粒子のサンプリングを行い、土粒子構成と超音波反射信号の特性を分析することで、反射データから土粒子成分を特定できる技術を開発する。

実証事業者：株式会社人材開発支援機構  
株式会社大增コンサルタンツ  
公立大学法人大阪  
名古屋工業大学高度防災工学  
研究センター

フィールド提供者：緑政土木局河川計画課（堀川）



### 6 福祉車両送迎支援サービスに関する社会実証

#### 実証実験のゴール

デイサービス施設の顧客送迎業務における、送迎計画の作成や作業における負担の軽減可能性を検証し、改善点の特定を行うことで、介護・福祉業界の業務改善に貢献できるか検証を行った。

#### 実証内容

福祉車両送迎支援サービス「DAYMAP」を実証的に導入する。導入を進める中で、送迎業務の疑似体験や事業所員の意見、感想などのフィードバックを得て、当該サービスを通して福祉・介護業界の課題解決に寄与できるかを検証する。

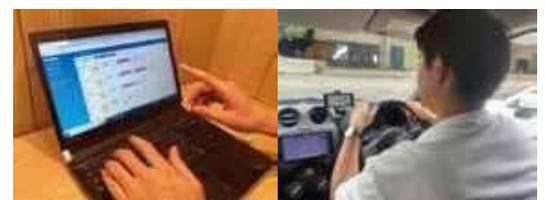
#### 成果

顧客が新たに入退所される際の送迎計画の見直しや本部とドライバー間の情報連携の仕方に課題があることを確認できた。一部課題については、DAYMAP を利用してもらい解決できる点を好評いただいた。また本実証試験を通じて顧客ひとりひとりに応じた対応の難しさに気付くこともできた。

#### 今後の展開

本実証試験を通して明らかになったシステムの改善点や送迎に関わる業務負担を減らすアイデアを活かしてサービスをブラッシュアップし、より一層、福祉・介護業界全体の業務効率化に貢献するサービスへと発展させたい。

実証事業者：東邦ガス株式会社  
フィールド提供者：社会福祉法人 名古屋ライトハウス  
クリエイト東茶屋



## 2 フィールド活用型支援事業

### 7 音声認識と大規模言語モデルを用いた議論構造化システムの社会実証

#### 実証実験のゴール

議論を付箋に書き起こすように自動的に記録するため、AI（大規模言語モデル）で音声認識結果を簡潔に加工・構造化する。また、その議論に無い観点を AI に発言させる。これらの機能を検証する。

#### 実証内容

議論の音声認識結果を GPT-4 で簡潔に言い換えて構造化し、AI が新たな観点を発言するシステムを試作。2024 年 2 月 19 日、名古屋市と近隣市町村の職員 23 名による「公民連携に係る取組み状況に関する情報共有の場」で本システムの実証を行った。

#### 成果

7 件法アンケートにおける 5 以上の高評価は、「手書きの付箋代わりになりそうか」で 72.8%、「全体共有に役立ったか」で 81.8%、「AI の意見は議論を促進したか」で 81.8% となり、有用性を確認した。一方「言い換えの修正の必要性」では 3 以下の低評価が 54.5% となった為、音声認識誤りへの対処が必要。

#### 今後の展開

有用性は概ね実証されたが、以下の 3 点の改善が必要である。(1) 議論全体のまとめ機能の欠如。(2) 音声認識誤りへの対処。(3) AI が新たな観点を追加する発言対象の適切な選択手法。今後はこれらを改善しつつ、様々な用途への横展開も検討したい。

実証事業者：ハイラブル株式会社・名古屋工業大学  
白松研究室

フィールド提供者：総務局 大都市・広域行政推進室  
38 近隣市町村（協力）  
（公民連携に係る取組み状況に関する情報共有の場）



問い合わせ



名古屋市  
City of NAGOYA

〒460-8508 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
名古屋市 経済局 イノベーション推進部 スタートアップ支援室

TEL:052-972-3046

Mail: a3046@keizai.city.nagoya.lg.jp

事項	<b>客員起業家の委嘱について</b>
内容	<p>本市の客員起業家として、下記のとおり今回新たに3人目を委嘱します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 委嘱者 鬼頭 武嗣（きとう たけし）氏（名古屋市出身） ＜略歴＞ ボストン コンサルティング グループ、メリルリンチ日本証券、Fintech スタートアップのクラウドリアルティの創業・M&amp;A エグジットを経て、2023年8月に Elevandi Japan を共同創業。2017 から 2023 年までの6年間一般社団法人 Fintech 協会の代表理事副会長を務め、主に国際連携を担当。内閣府新技術等効果評価委員会委員、デジタル庁・経済産業省国際データガバナンス検討会委員、福岡県国際金融アドバイザー。東海高校卒業、東京大学工学部建築学科卒業、東京大学大学院工学系研究科建築学専攻修士課程修了。</p> <p>2 職務内容等 役職：客員起業家（スタートアップ・エコシステムのグローバル化推進リーダー） 内容：(1)スタートアップの海外展開に向けた施策提案及び企画調整 (2)海外のスタートアップ、スタートアップ支援者及びスタートアップ関連イベント関係者とのネットワークを構築 (3)グローバルネットワークを活かした大規模イベントの企画調整及び地域外からの集客促進 口数：週 2 口程度 期間：令和 6年 4月 10 日 から 令和 7年 3月 31 日まで</p> <p>(参考：委嘱状交付式) (1) 日 時 令和 6年 4月 10 日(水) 13 時 15 分～13 時 45 分 (2) 場 所 名古屋市役所 第1会議室（本庁舎 2 階）</p>
備考	本件は4月4日、市政記者クラブ及び名古屋経済記者クラブへ資料提供しました。

(イノベーション推進部スタートアップ支援課 内線 3046)



事項	名古屋市宿泊施設バリアフリー化推進事業補助金の創設について
内容	<p>2026年に開催が予定されている第20回アジア競技大会、第5回アジアパラ競技大会を見据え、誰もが安全で快適な宿泊施設を利用できる環境整備を推進するため、「名古屋市宿泊施設バリアフリー化推進事業補助金」を創設しましたので、ご報告します。</p> <p><b>1 補助対象施設</b> 市内宿泊施設（旅館業法第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項、第3項又は第4項の営業を行っている施設。ただし、風営法上の店舗型性風俗特殊営業に類する施設等を除く）</p> <p><b>2 補助対象経費</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 共用部、客室のバリアフリー改修経費</li><li>・ バリアフリー用品の購入経費</li></ul> <p><b>3 補助率</b> 補助対象経費の2/3以内</p> <p><b>4 補助上限額</b> 500万円</p> <p><b>5 申請書受付期間</b> 2024年5月1日（水）から2025年12月26日（金）午後5時まで</p> <p><b>6 その他</b> 補助対象事業は、交付決定日から2026年2月末日までに事業が完了するものとなります。</p>
備考	本件は、本日、市政記者クラブに提供します。

# 名古屋市 宿泊施設バリアフリー化 推進事業補助金



## 趣旨

2026年に開催が予定されている、第20回アジア競技大会、第5回アジアパラ競技大会を見据え、誰もが安全で快適な宿泊施設を利用できる環境整備を推進するため、宿泊施設のバリアフリー化に必要な経費の一部を助成します。

## 補助対象施設

名古屋市内において、旅館業法の許可を得て営業を行っている施設(旅館・ホテル等)  
※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に掲げる店舗型性風俗特殊営業を行っている施設等は対象外

### 補助率

補助対象経費の  
**2/3**以内

### 補助上限額

**500**万円

### 補助対象事業

共用部・客室の  
バリアフリー改修  
バリアフリー用品の購入

### 補助対象期間

補助金交付決定日から  
2026年2月末日までに  
事業が完了するもの

### 受付期間

2024年5月1日(水)から  
2025年12月26日(金)まで  
※上記期間にかかわらず、補助金申請額が  
予算額に達した時点で受付終了とします。



名古屋市観光文化交流局  
観光交流部観光推進課

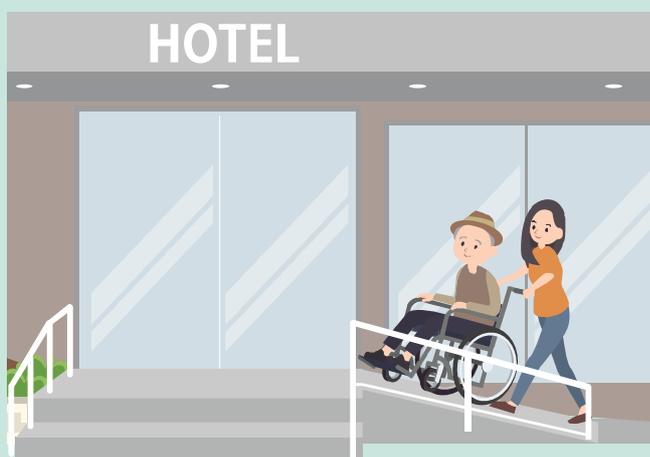


## 申請の流れ



■ : 交付申請者・補助事業者 □ : 市

## バリアフリー改修の例



エントランスの段差をスロープと手すりで解消

改修前



改修後



一般客室への手すりの設置や段差の解消

## バリアフリー用品の購入例



車椅子



字幕表示可能なリモコン



ベビーベッド



シャワーチェア

問い合わせ先 名古屋市観光文化交流局観光交流部観光推進課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
電話: 052-972-2425 FAX: 052-972-4200  
電子メール: a2425@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp  
受付時間: 平日 午前9時～午後5時

申請書類等の様式は、以下のURLよりダウンロードしてください。  
<https://www.city.nagoya.jp/kankobunkakoryu/page/0000173405.html>



【参考】 宿泊施設バリアフリー化に係る補助金の他都市等比較

区分	補助対象	補助率	限度額	国補助併用
名古屋市	・改修工事 ・ <u>備品購入</u>	$\frac{2}{3}$	5,000千円	可
愛知県 ※県内、名古屋 市外	・改修工事 ・ <u>備品購入</u>	$\frac{2}{3}$	5,000千円	可
(参考) 観光庁	・改修工事	$\frac{1}{2}$	5,000千円	
福岡市	・改修工事 ・ <u>備品購入</u>	$\frac{1}{2}$	200千円 500千円 1,000千円	可
金沢市	・改修工事	$\frac{1}{2}$	5,000千円	可
成田市	・改修工事	$\frac{1}{2}$	2,500千円	可

※福岡市の限度額は、客室数1～30室の場合200千円、31～99室の場合500千円、100室～の場合は1,000千円



事項	「名古屋市食の安全・安心の確保のための行動計画 2028」の策定について
内容	<p>このたび、食の安全・安心条例に基づき、食の安全・安心に関する施策を中期的な視野で総合的、計画的に推進するための「名古屋市食の安全・安心の確保のための行動計画 2028」を策定しましたので報告します。</p> <p>1 計画の概要</p> <p>(1) 計画期間 令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間</p> <p>(2) 基本方針 前計画(行動計画2023)を引き継ぐ新たな計画として、6局1委員会(スポーツ市民局、経済局、環境局、健康福祉局、子ども青少年局、緑政土木局、教育委員会)の連携のもと、食の安全を確保し、さらに食の安全に関する情報を正しく伝え信頼を醸成することで、食に対する安心を得ることを目指します。</p> <p>(3) 基本施策</p> <p>ア 食品衛生対策の推進 イ 事業者自らが実施する衛生管理の推進 ウ 緊急時を想定した対策 エ 食の情報バリアフリーに向けた取組みの推進 オ リスクコミュニケーションによる相互理解の促進</p> <p>2 計画の閲覧・配布(3月29日～)</p> <p>(1) 市公式ウェブサイトに掲載 (2) 市民情報センター、各区役所、支所、保健センター等で配布</p> <p>3 その他 令和5年11月27日から12月26日に実施したパブリックコメントに寄せられた市民意見に対する市の考え方を、市公式ウェブサイトで公表しております。</p> <p>4 添付資料 「名古屋市食の安全・安心の確保のための行動計画 2028」全体版</p>
備考	本件は、令和6年3月29日付で市政記者クラブへ資料提供しました。

Nagoya City

名古屋市

食の安全・安心の  
確保のための行動計画

2028

名古屋市





## 目 次

### 第1章 行動計画の策定にあたって

1	行動計画策定の趣旨	1
2	食の安全・安心条例の目指すべき姿	2
3	食の安全・安心についての基本的な考え方	2
4	行動計画の基本的事項	3
5	行動計画の推進体制	4
6	行動計画の管理	6

### 第2章 食の安全・安心に関する現状と課題

1	前行動計画（行動計画2023）の取組状況と評価	7
2	食の安全・安心に関する市民の意識調査と評価	9
3	食の安全・安心をとりまく環境や社会情勢の変化と課題	15

### 第3章 行動計画2028の基本方針と重点施策

1	行動計画2028の基本方針	17
2	指標となる目標値の設定	19

### 第4章 施策の展開

#### 施策の柱 1 食の安全の確保

##### 基本施策 1 食品衛生対策の推進

個別施策 1	生産・流通段階における食の安全の確保	20
--------	--------------------	----

個別施策 2	製造・加工・調理・販売段階における食の安全の確保	22
--------	--------------------------	----

個別施策 3	適正な食品表示の推進	25
--------	------------	----

**基本施策2** 事業者自らが実施する衛生管理の推進

**個別施策4** HACCPに沿った衛生管理の定着の推進 . . . . . 26

**個別施策5** 多様化する食品の流通、提供形態に応じた支援 . . . . . 26

**基本施策3** 緊急時を想定した対策

**個別施策6** 危機管理体制の整備 . . . . . 27

**個別施策7** 健康危機管理に対応する人材育成 . . . . . 27

**施策の柱2** 食の安全への信頼の醸成

**基本施策4** 食の情報バリアフリーに向けた取組みの推進

**個別施策8** 各種媒体を活用した情報発信 . . . . . 28

**個別施策9** 市民の学習機会の提供 . . . . . 29

**個別施策10** 食物アレルギーに関する情報提供 . . . . . 31

**基本施策5** リスクコミュニケーションによる相互理解の促進

**個別施策11** 関係者間（市民・事業者・行政）による意見交換の推進 . . . 32

**個別施策12** 市民の意見を反映した施策の実施 . . . . . 33

**<資料編>**

1. 食の安全・安心に関する用語集 . . . . . 34

2. 名古屋市食の安全・安心条例 . . . . . 37

3. 食の安全・安心に関するアンケート調査の結果 . . . . . 40

4. 名古屋市保健所体制 . . . . . 49

5. 食の安全・安心に関する窓口 . . . . . 50

## 1 行動計画策定の趣旨

名古屋市（以下「市」という。）では、平成20（2008）年4月に施行した名古屋市食の安全・安心条例（以下「食の安全・安心条例」という。）に基づき、食の安全・安心の確保のための行動計画を策定し、関係各局の連携のもと、全市的に食品の安全確保に努めてきました。

食の安全・安心の確保のための行動計画2023（以下「行動計画2023」という。）の期間中（令和元年度～5年度）には、食品衛生法等が改正されたことに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛の影響で、自宅で過ごす時間が増えたことに伴い、新しい非接触・非対面のサービスが現れています。さらに、SDGs（持続可能な開発目標）への取組みの推進など、食をとりまく社会情勢や環境は変化しています。



また本市では、令和8年（2026年）に国際的な交流の舞台であるアジア競技大会・アジアパラ競技大会の開催を控え、令和9年（2027年）以降には、リニア中央新幹線の開業が予定されており、国内外から多くの人々が訪れ、本市の「食」の魅力を発信する機会にもなります。

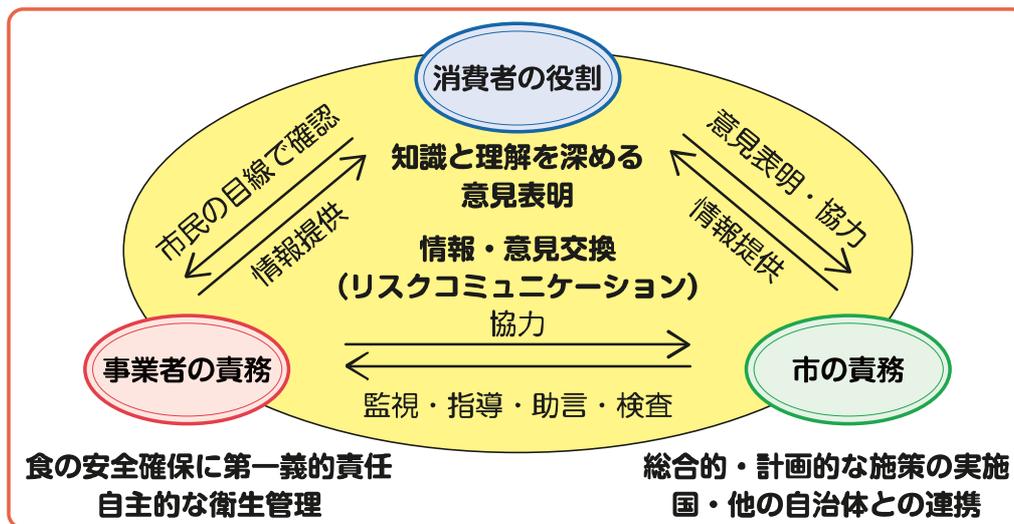
以上のことを踏まえ、食の安全・安心の対策を総合的かつ計画的に推進するため、行動計画2023を引き継ぐ次期計画として、食の安全・安心の確保のための行動計画2028（以下「行動計画2028」という。）を策定します。

### ●食の安全・安心の対策を総合的に推進



## 2 食の安全・安心条例の目指すべき姿

食の安全が市民の基本的な権利であることを尊重し、現在及び将来にわたって市民の健康の保護を図るため、市、事業者、消費者がその責務と役割を果たすとともに、関係者間で情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）を十分に行い、相互に理解・協力することによって、食の安全・安心が確保されることを目指します。



## 3 食の安全・安心についての基本的な考え方

### (1) あらゆる食品にはリスクが存在する

食品は、古くから人間が生きていくために調理法などにより危害をもたらす要因（病原微生物、有害化学物質、硬質異物など）を取り除く工夫をして、栄養やエネルギー源として食べてきたものです。

しかし、長い食経験があるからといって、誤った調理や過剰摂取などの食べ方によっては、健康への悪影響を及ぼします。また、かつて平均寿命が80歳を超えるような時代はなかったため、80年を超える長期的な摂取による影響は十分に分かっていないと言えます。

そこで、あらゆる食品にリスクが存在することを認識したうえで、健康への悪影響が生じないようにするために、生産から消費の各段階において、リスクを低減する管理が必要となります。

## (2) 安全が信頼されて安心が得られる

### ア 食の「安全」とは

あらゆる食品にはリスクがありますが、科学的な手法を用いることで客観的にその程度を測ることができます。それらのリスクが、事業者及び行政の様々な取組みにより、健康への影響を及ぼさない範囲まで低減されている状態を「安全」とします。

### イ 食の「安心」とは

安心は個人の感じ方といった主観的な要素に左右されます。事業者や行政の安全確保の取組みについて、市民が十分に情報を得ることができ、それを理解し、納得することで、市民の信頼が醸成されている状態を「安心」とします。



## 4 行動計画の基本的事項

### (1) 位置づけ

行動計画は、食の安全・安心条例第7条に基づき、市民のみなさまの意見を反映し、食の安全・安心に関する施策を中期的な視野で実施するために、その施策の大綱及びその他必要な事項を定めるものです。

また、名古屋市基本構想のもと、長期的展望に立ったまちづくりを明確化する「名古屋市総合計画」や「食育基本法」に基づき策定する「名古屋市食育推進計画」、「名古屋市消費生活条例」及び「消費者教育の推進に関する法律」に基づき策定される「名古屋市消費者行政推進プラン」、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき策定される「食品ロス削減推進計画」など、関係する計画やプランなどとも整合、連携を図りながら、各種施策を実施します。



(2) 期間

社会情勢の変化に合わせて食を取り巻く環境も変化していくことが想定され、時代に沿った施策の推進が求められることから、計画期間を5年間とします。

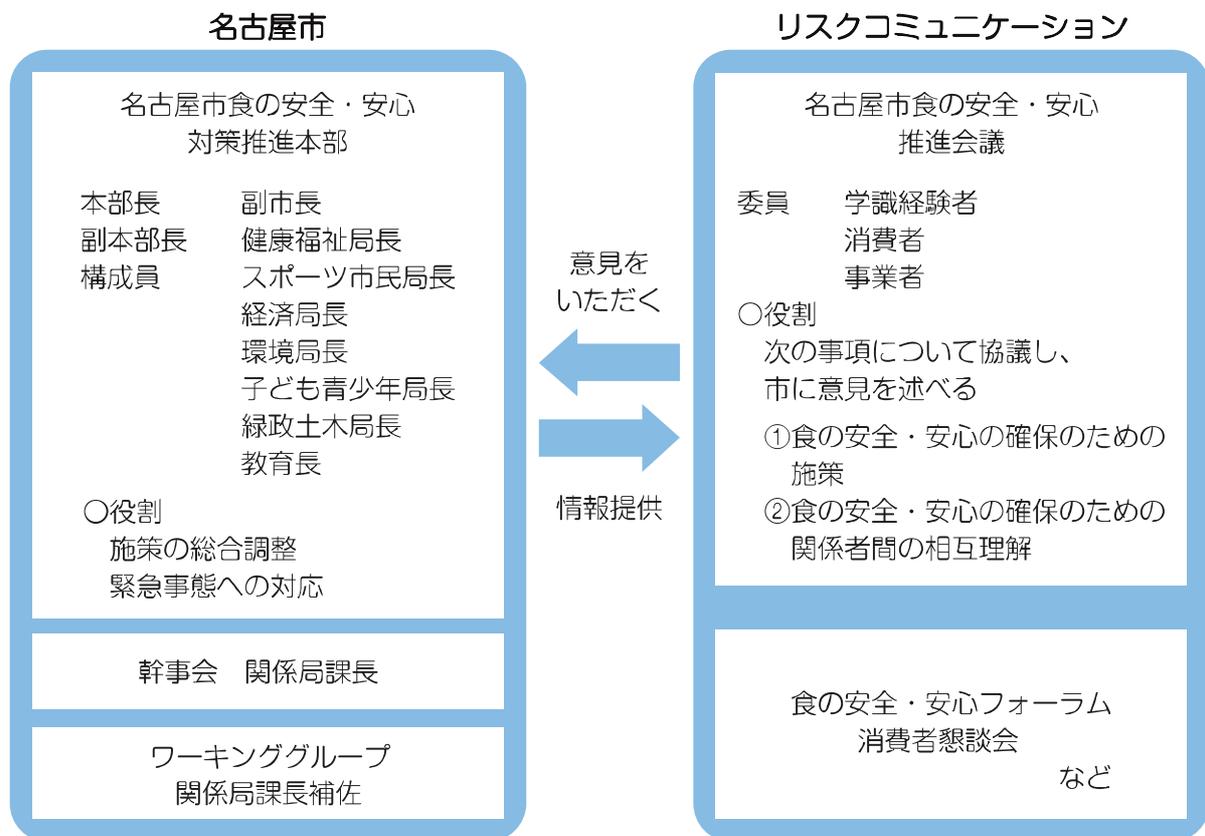
5 行動計画の推進体制

(1) 名古屋市食の安全・安心対策推進本部（以下「推進本部」という。）

市の6局1委員会で構成し、食の安全・安心に関する情報の収集及び共有を行うとともに、施策の調整及び推進を図ります。

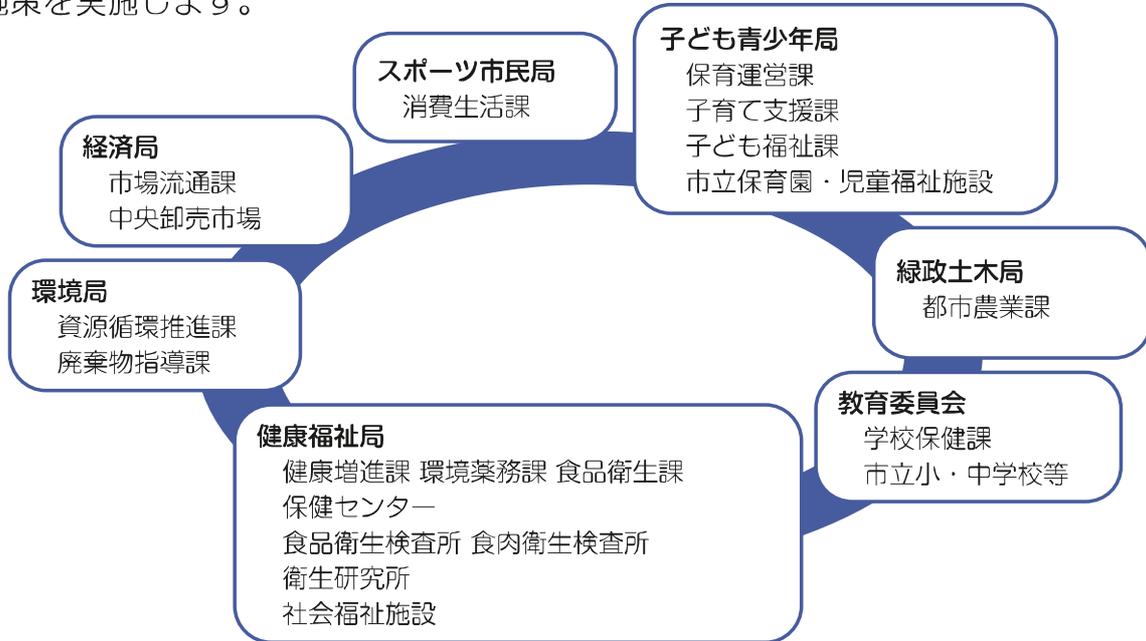
(2) 名古屋市食の安全・安心推進会議（以下「推進会議」という。）

食の安全・安心条例に基づいて設置します。この会議では、学識経験者、事業者、消費者、市が、食の安全・安心の確保のための施策や関係者間の相互理解に関することなどについて協議します。



(3) 食の安全・安心の確保の実施体制

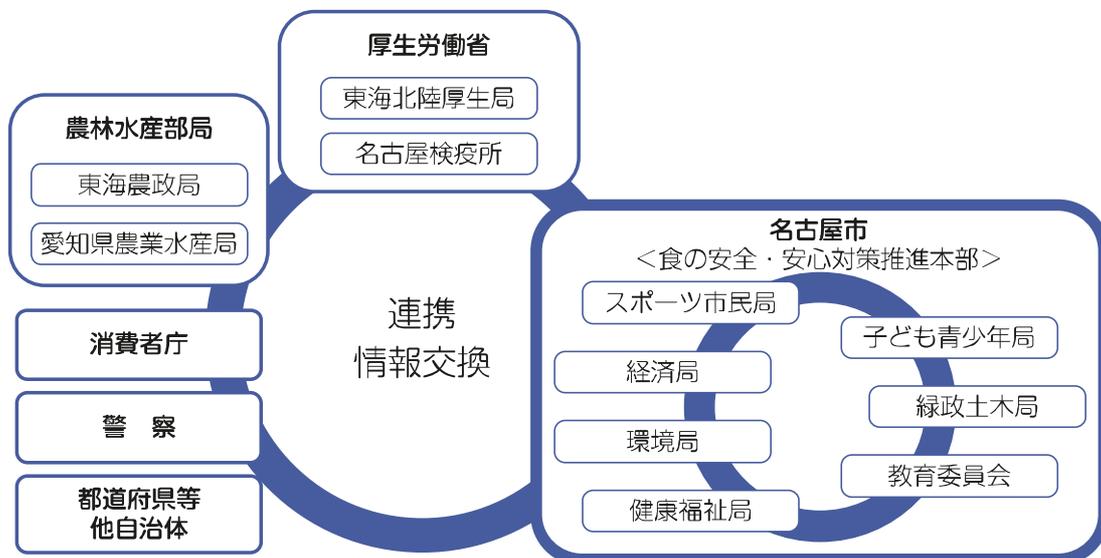
次の体制により、関係局・委員会の連携を図りながら、食の安全・安心に関する施策を実施します。



(4) 関係機関との連携協力体制

多くの食品は、複数の自治体にわたり広域に流通しており、また、食中毒が発生した場合、患者が複数の自治体に関わる場合があります。

そこで、日頃から連絡会議等を通じて関係機関と情報交換を行うほか、大規模食中毒発生時や広域流通食品、輸入食品の違反発見時等においては、国や他自治体など関係機関と連携協力して、食の安全を確保します。



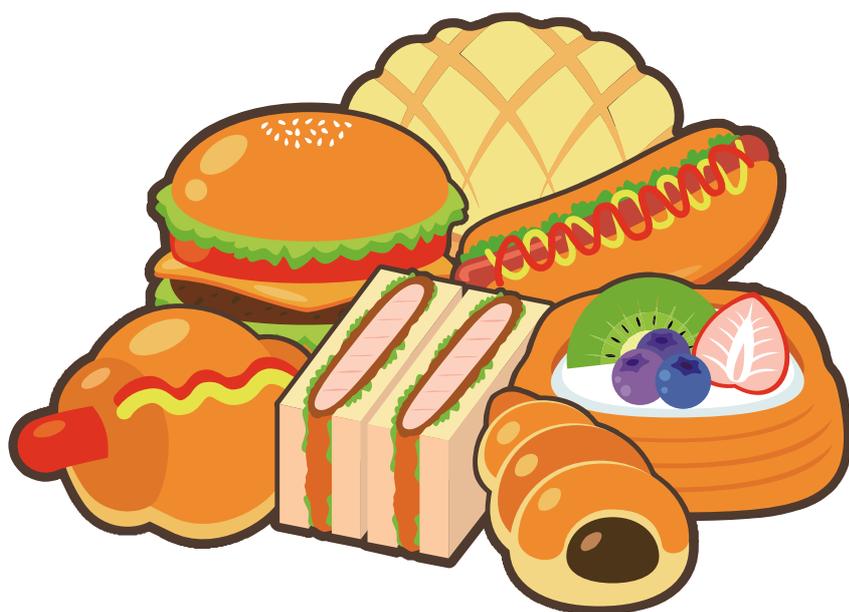
### 6 行動計画の管理

#### (1) 公表

行動計画を定めたとき、または変更したときは、食の安全・安心条例第7条第4項及び第5項の規定に基づき、市公式ウェブサイトなどで速やかに公表します。

#### (2) 進捗状況の検証

行動計画に基づく施策の実施状況は、推進本部において進捗状況を管理するとともに、推進会議に報告し、施策の推進方法について意見を求めます。また、実施状況については市公式ウェブサイトなどで公表します。



1 前行動計画（行動計画2023）の取組状況と評価

行動計画2023においては、食の安全を確保し、かつ食の安全に関する情報を正しく伝え信頼を醸成することにより、食に対する安心を得るという方針のもと、関係部局が連携して様々な事業を実施しました。

期間中は、新型コロナウイルス感染症の影響がありましたが、総合的には概ね計画に沿って取組みました。行動計画2023における令和4年度末時点の数値目標の状況は次のとおりです。

○令和4年度末時点の数値目標の状況

	指 標	基準値 (平成29年度)	目標値 (令和5年度)	実績 (令和4年度)
計画全体	食品が安全・安心だと感じる市民の割合	71.6%	80%	83.8%
施策の柱1 食の安全の確保	カンピロバクター食中毒の発生件数	9件	0件	5件
	HACCPに沿った衛生管理を実施している施設	—	100%	54.5%
施策の柱2 食の安全への信頼の醸成	リスクコミュニケーション事業へ参加した市民の延べ人数	過去5年平均 2,489人	3,000人以上	3,087人
	講習会等消費者教育事業における理解度	90.7%	90%以上	97.8%

計画全体では、食品が安全・安心だと感じる市民の割合が80%を超えていますが、引き続き、80%以上を維持できるよう取組む必要があります。

施策の柱1において、カンピロバクターを原因とする食中毒は、令和4年度に5件発生しています。また、事業者が行うHACCPに沿った衛生管理は実施状況を順次確認しています。引き続きカンピロバクターを含む食中毒等を防止するために、HACCPに沿った衛生管理の実施状況に応じた指導・助言を継続していく必要があります。

施策の柱2のリスクコミュニケーション事業へ参加した市民の延べ人数や、講習会等消費者教育事業における理解度については、目標値に達しています。

### カンピロバクターとは？

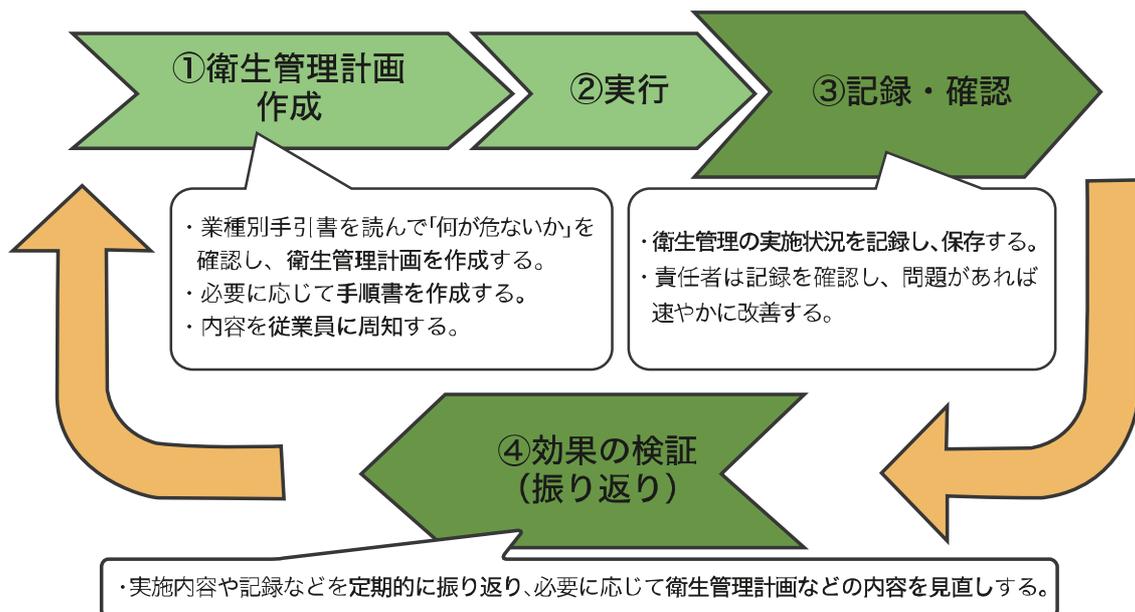
食中毒の原因となる細菌であり、主に鶏、牛、豚などの腸管内に存在し、特に鶏肉（内臓を含む）で高率に検出されます。感染した数週間後に、合併症として「ギラン・バレー症候群（手足の筋力低下を伴う神経症状）」を発症する場合がありますことも指摘されています。

カンピロバクターによる食中毒は、5年間（平成30年～令和4年）に市内で最も多く発生しており、原因施設となった飲食店の多くでは、加熱用の鶏肉を生または加熱不十分な鶏肉料理として提供されていました。

### HACCP（ハサップ）とは？

Hazard（危害）Analysis（分析）Critical（重要）Control（管理）Point（点）の略称で、事業者自らが、原材料入荷から製品出荷までの全工程の中で食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因を分析し、特に重要なポイントを集中管理し、安全性を確保する衛生管理の方法です。

この手法は 国連の国連食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）の合同機関である食品規格（コーデックス）委員会から発表され、各国にその採用を推奨している国際的に認められたものです。



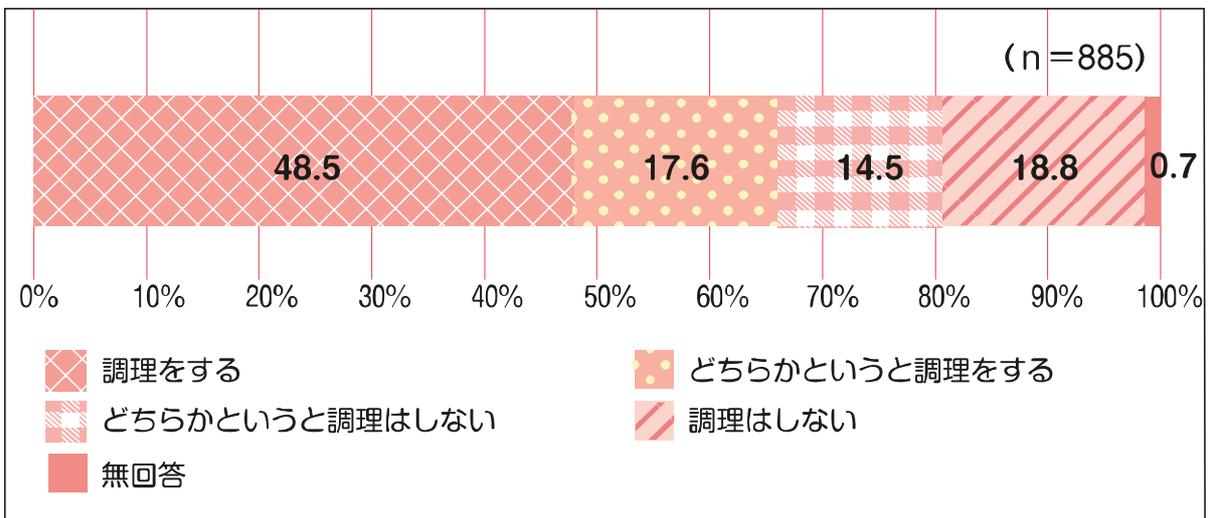
2 食の安全・安心に関する市民の意識調査と評価

行動計画2028の策定に先立ち、市民の食の安全・安心に関する意識を調査するために令和4（2022）年度に「食の安全・安心に関するアンケート」（以下「市民アンケート」という。）を実施しました。市民アンケートは、無作為抽出した市内居住満18歳以上の市民2,000人を対象に郵送により、令和4年10月17日～11月16日の間に実施し、回答者885人、回答率44.3%でした。詳細については巻末資料編またはホームページから確認できます。

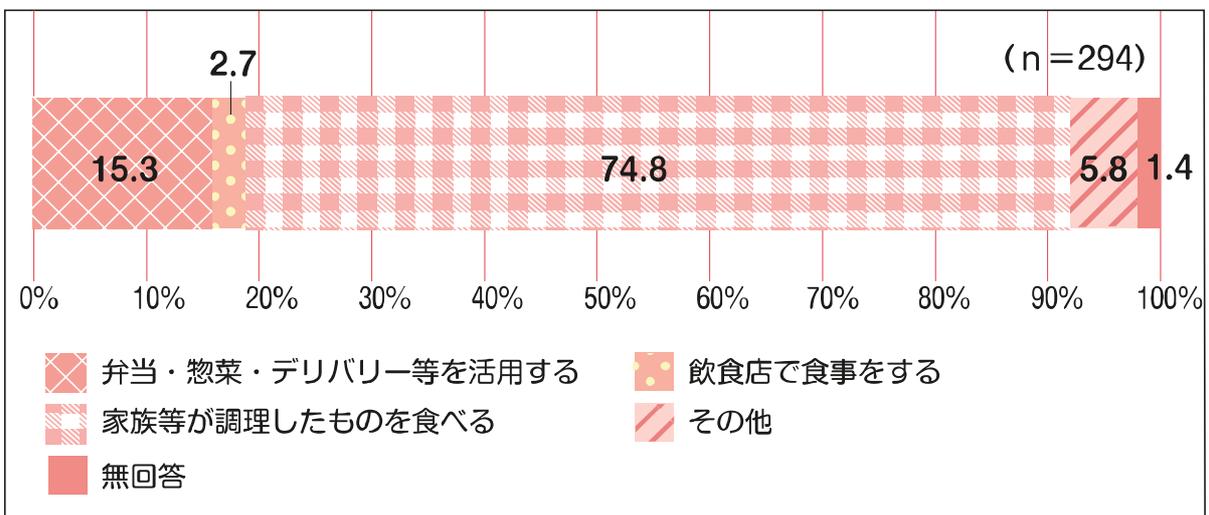


以下に、市民アンケート結果の抜粋を示します。

(1) 食生活（主に夕食）に関して、あなたは食材の調理をしますか。



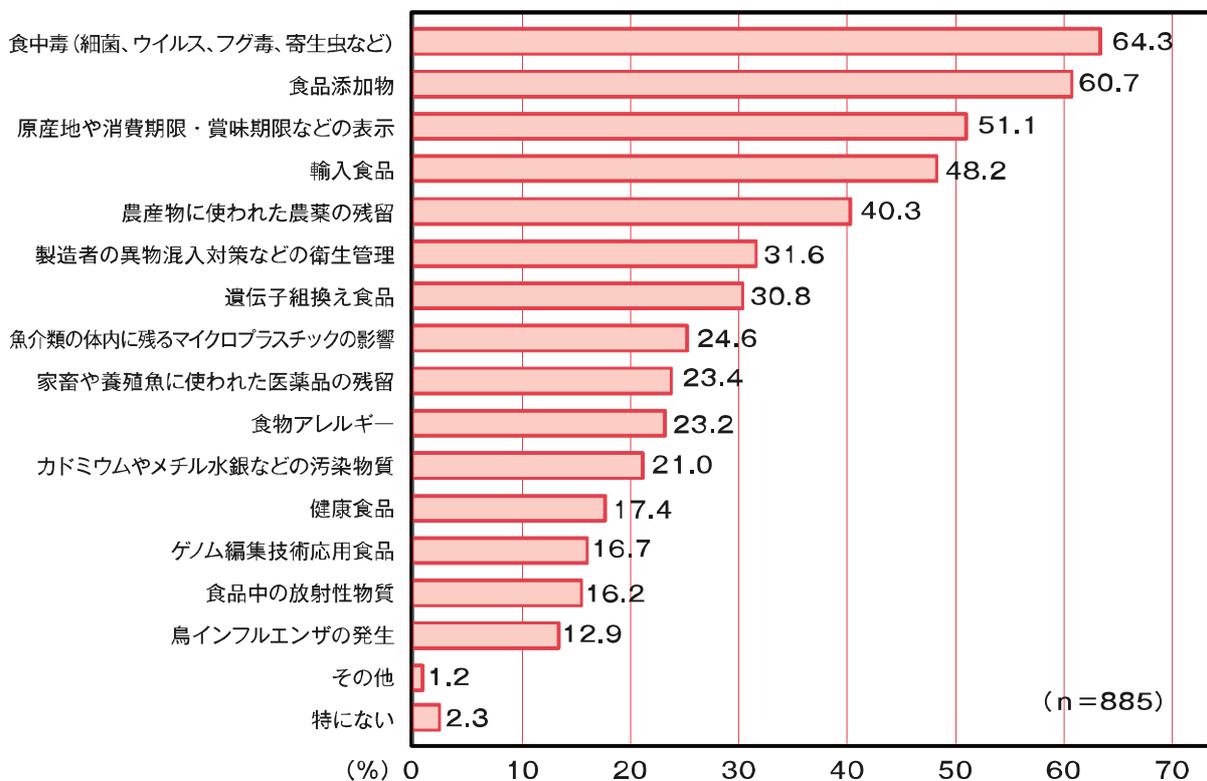
(1-2) 「調理をしない」「どちらかというと調理をしない」と回答した方の中で、食生活（主に夕食）に関して、あなたの状況に最も近い項目は何ですか。



「調理をする」「どちらかという調理をする」と答えた人が合わせて66.1%でした。また、「調理はしない」「どちらかという調理はしない」と答えた人のうち「弁当や惣菜を購入、テイクアウト・デリバリーを活用する」人は15.3%、「飲食店で食事をする」人は2.7%、「家族等が調理したものを食べる」人は74.8%でした。

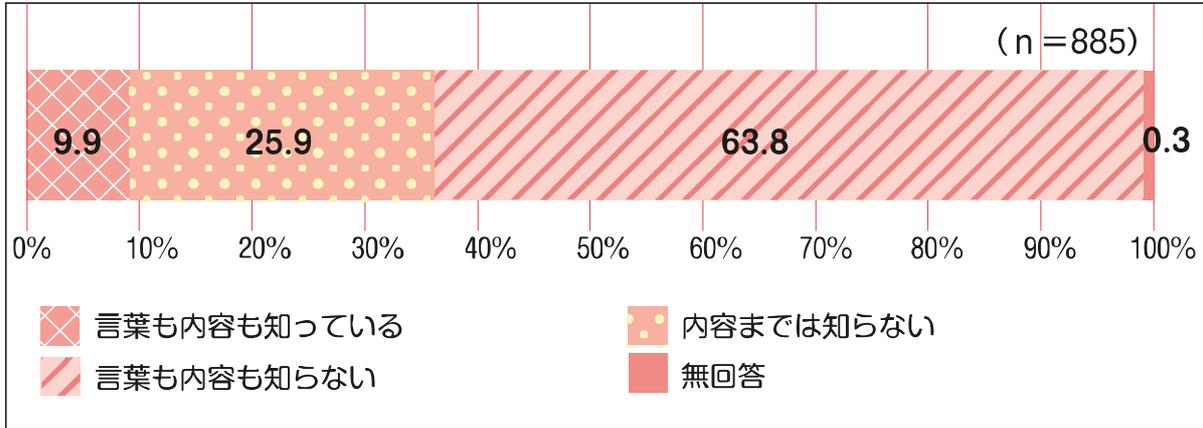
食品の購入方法が多様化する中で、家庭で調理や保管するときの衛生管理についての啓発は今後も重要であると考えます。

## (2) あなたが、食の安全について関心がある項目は何ですか。(複数回答)



食の安全についての関心は、「細菌やウイルスなどによる食中毒(64.3%)」が最も多く、次いで「食品添加物(60.7%)」、「原産地や消費期限・賞味期限などの表示(51.1%)」、「輸入食品(48.2%)」、「農産物に使われた農薬の残留(40.3%)」の順でした。

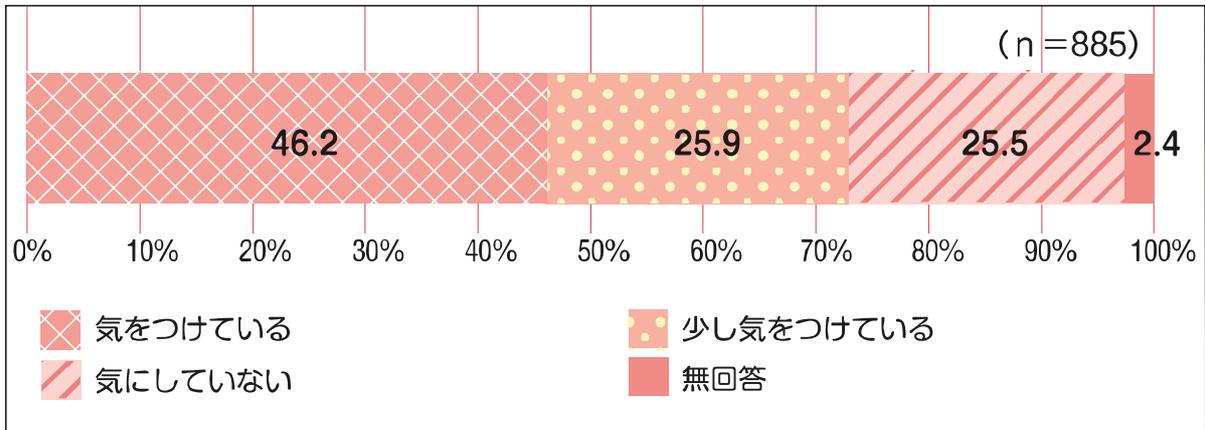
(3) あなたは「HACCP（ハサップ）」という言葉やその内容について知っていますか。



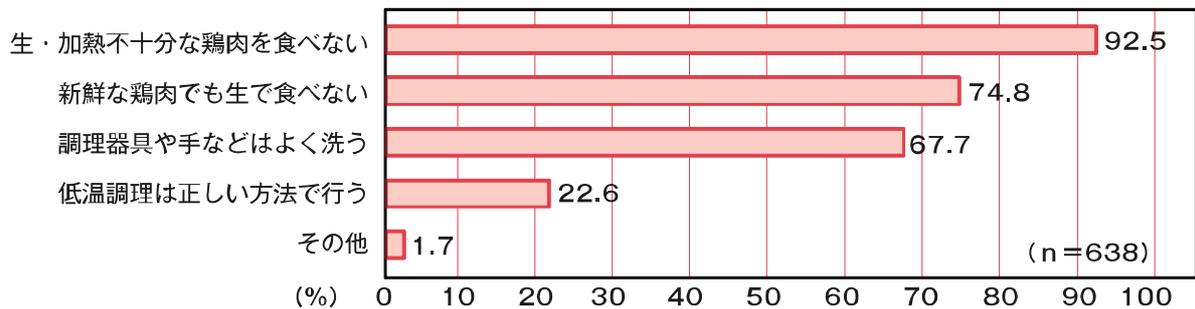
HACCP（ハサップ）について「言葉も内容も知っている」と答えた人が9.9%、「言葉は聞いたことがあるが、内容までは知らない」、「言葉も内容も知らない」と答えた人が合わせて89.7%でした。

事業者が行う衛生管理の取組みが、消費者に十分に認知されていない状況にあります。

(4) あなたは、カンピロバクター食中毒について気をつけていますか。



(4-2) 「気をつけている」「少し気をつけている」と回答した方の中で、あなたが、カンピロバクター食中毒について気をつけていることは何ですか。  
(複数回答)

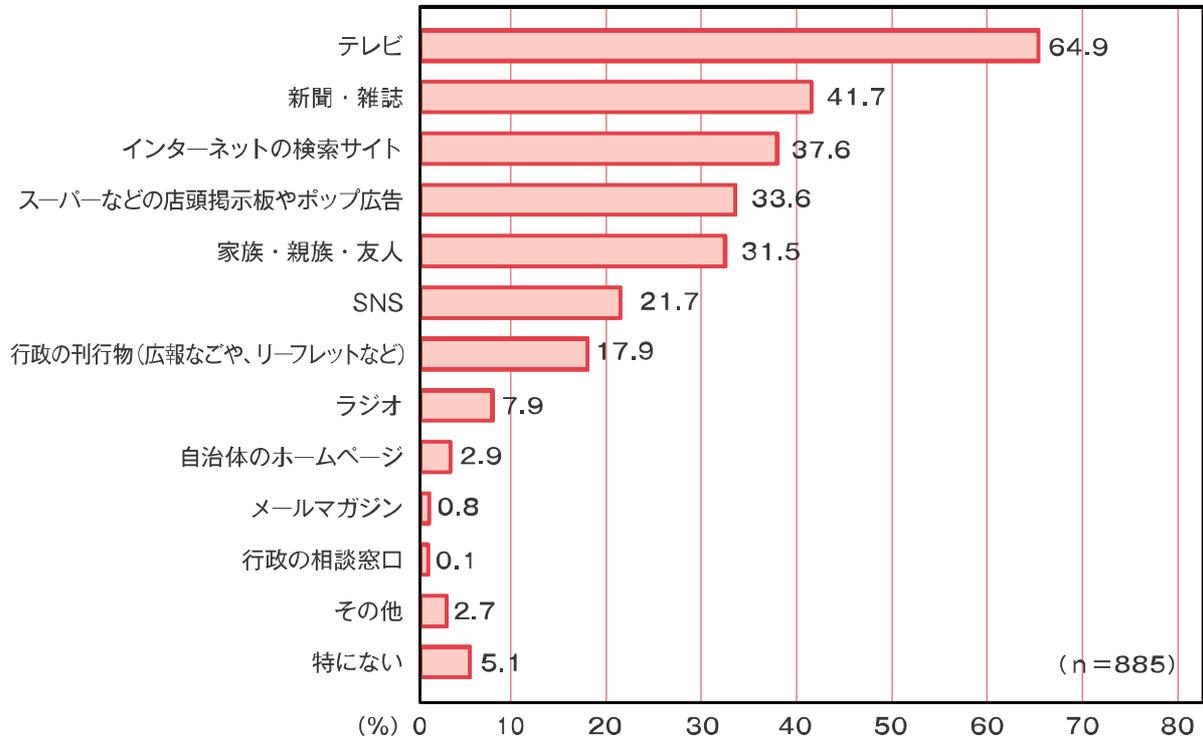


「気をつけている」、「少し気をつけている」と答えた人が合わせて72.1%でした。そのうち、気をつけている内容を尋ねたところ、「生または加熱不十分な鶏肉を食べないように気をつけている」人は92.5%、「新鮮な鶏肉だとしても、生で食べないようにしている」人は74.8%、「鶏肉を扱った調理器具や手などはよく洗う」人は67.7%でした。

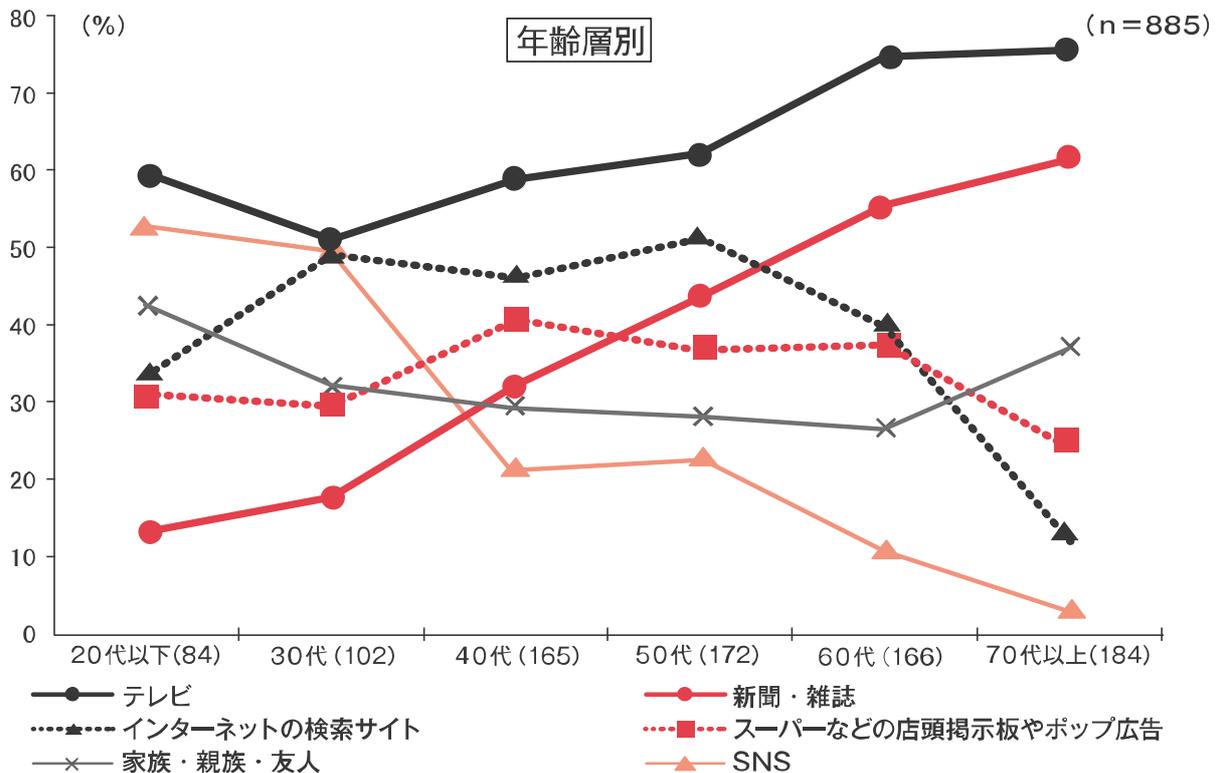
カンピロバクター食中毒の予防については、これまでも啓発を進めてきましたが、「気にしていない」と答えた25.5%の方には認知されていない状況にあります。

また、カンピロバクター食中毒に気をつけていると回答されている方でも、生の鶏肉や調理器具の取扱いに留意している割合は67.7%でした。このことから、生または加熱不十分な鶏肉を食べる危険性やカンピロバクター食中毒の予防法について、十分に浸透していない状況にあり、今後も重点的な啓発が必要です。

(5) あなたは、食の安全に関する情報を、普段どこから得ていますか。(複数回答)



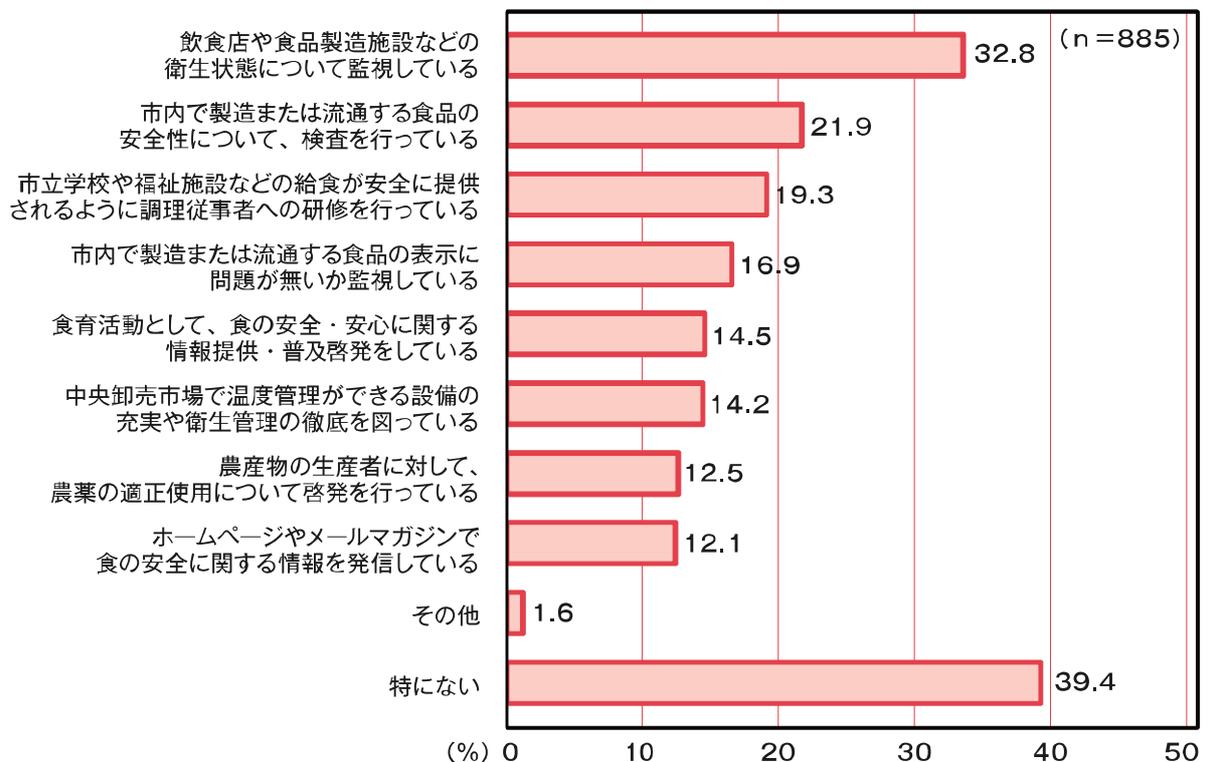
「テレビ」が64.9%で最も多く、以下は「新聞・雑誌」が41.7%、「インターネットの検索サイト」が37.6%の順でした。



年齢層によっても、食の安全に関する情報を得る方法は異なっており、年齢層が高くなると「テレビ」や「新聞・雑誌」が多く、若年層では、「インターネット」や「SNS」が多くなっています。

食の安全に関する情報を得るための情報媒体が多様化しており、消費者の年齢層などによって差が見られることに留意する必要があります。

(6) 名古屋市が食の安全・安心の確保のためにやっていることについて、あなたが知っていることは何ですか。(複数回答)



設問の項目は、いずれも食の安全を確保するために、本市で行っている取組みです。

「飲食店や食品製造施設などの衛生状態について監視している」が32.8%、以下は「市内で製造または流通する食品の安全性について、検査を行っている」が21.9%、「市立学校や福祉施設などの給食が安全に提供されるように調理従事者への研修を行っている」が19.3%でした。一方で、「特にない」が39.4%と最も多くなっていました。

このような取組みを今後も多くの方に情報発信していく必要があります。

### 3 食の安全・安心をとりまく環境や社会情勢の変化と課題

#### (1) 食品衛生法等の改正によるHACCPに沿った衛生管理の制度化

令和3年6月に改正食品衛生法等が本格施行され、原則、すべての事業者はHACCPに沿った衛生管理に取り組むことが制度化されました。

事業者はHACCPに沿った衛生管理に取り組むことで、衛生管理方法が「見える化」できるなどのメリットもあるため、定着を図っていく必要があります。

また、消費者はHACCPの考え方を知ることによって、家庭での食中毒予防に活用することができます。さらに、事業者が行うHACCPの取組みについても理解が進み、食の安全に対する信頼に繋がるため、その認知度を高めていく必要があります。

#### (2) 新しい生活様式への変化

新型コロナウイルス感染症の影響などにより、飲食店におけるテイクアウトやデリバリーによる提供、自動販売機による営業時間外の商品販売、その他ネットスーパーの利用など食品の流通・提供形態が多様化しています。

消費者・事業者の双方がこうした食品の特性をふまえて、衛生的な取扱いができるよう啓発していくことが必要です。

##### テイクアウト

消費者が飲食物を店内から持ち帰ること。

##### デリバリー

調理された食品を指定の場所に配達すること。



#### (3) 情報媒体の多様化と食の情報バリアフリー

スマートフォンが普及し、行政情報を届けるための広報についても、新聞やテレビ・ラジオなど、従来の媒体に加え、SNSや動画配信などの新たな媒体が活用されるようになり、情報媒体の多様化が急激に進んでいます。

市民においても、自分に最適な情報媒体を用い、欲しい情報を選択して得られるようになっており、本市においても行政情報を届けやすい環境になってきました。

食の情報については「媒体によって受け手や情報に差がある」、「関心・興味にちがいがあある」、「情報の内容が難しい」などのバリアがあります。消費者が自らの判断で食品を選択するための情報を容易に入手できるよう、受け手に合った方法・手段で実施するなど情報発信を拡充し、「食の情報バリアフリー」を推進することが重要です。

特に食物アレルギーなど健康上の理由から食への配慮が必要な消費者には、食の安全の確保のため食物アレルギー情報が正しく提供されることが大切です。そのために食品事業者と消費者双方が食物アレルギーの重要性を理解し、社会全体で広く共有される必要があります。

### (4) 食品ロスに対する関心の高まり

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食品のことです。食品ロス削減に向けて様々な取組みが行われている中で、食品の安全が確保されるよう、食品の衛生管理に関する留意点を事業者や消費者に啓発していく必要があります。



「食べ残しゼロ協力店」ステッカー



## 1 行動計画2028の基本方針

行動計画2028においては、食の安全を確保し、かつ食の安全に関する情報を正しく伝え、信頼を醸成することにより、食に対する安心を得るという方針のもと、次の2つの柱の下に5つの基本施策と12の個別施策を設定し、重点的に取組む施策を総合的に推進します。

### ●施策の柱1 食の安全の確保

生産から販売に至る各段階において、主に事業者と行政による食の安全確保を推進します。

#### 重点施策：HACCPに沿った衛生管理の定着の推進

食品の流通、提供形態が多様化する中、事業者が行うHACCPに沿った衛生管理の定着を推進し、食中毒等の危害発生を防止します。

### ●施策の柱2 食の安全への信頼の醸成

食の安全に関する情報提供を行い、関係者の相互理解を促すことにより、食の安全への信頼の醸成を図ります。

#### 重点施策：食の情報バリアフリーに向けた取組みの推進

消費者の年齢層などに適した情報媒体を活用し、食の情報を広く発信するとともに、市民の学習機会を提供します。また、食物アレルギーについても消費者や事業者へ適切に情報提供を行います。これらの情報発信を通じてリスクコミュニケーションによる相互理解の促進に繋がります。



施策の柱

基本施策

個別施策



1 食の安全の確保

1 食品衛生対策の推進

- 1 生産・流通段階における食の安全の確保
- 2 製造・加工・調理・販売段階における食の安全の確保
- 3 適正な食品表示の推進

2 事業者自らが実施する衛生管理の推進

- 4 HACCPに沿った衛生管理の定着の推進 **重点**
- 5 多様化する食品の流通、提供形態に応じた支援

3 緊急時を想定した対策

- 6 危機管理体制の整備
- 7 健康危機管理に対応する人材の育成



2 食の安全への信頼の醸成

4 食の情報バリアフリーに向けた取組みの推進 **重点**

- 8 各種媒体を活用した情報発信
- 9 市民の学習機会の提供
- 10 食物アレルギーに関する情報提供 **新規**

5 リスクコミュニケーションによる相互理解の促進

- 11 関係者間（市民・事業者・行政）による意見交換の推進
- 12 市民の意見を反映した施策の実施

2 指標となる目標値の設定

行動計画2028の進捗状況を把握するために、次表のとおり目標を設定します。

	指 標	基準値	目標値 (令和10年度)
計画全体	食品が安全・安心だと感じる市民の割合	72.2%	80%以上
施策の柱1 食の安全の確保	細菌やウイルスによる食中毒の発生件数	11件 (過去10年間の平均値)	5件以下
	大規模食中毒(患者数50人以上)の発生件数	2件	0件
	HACCPの継続に支援が必要な事業者の割合	63.3%	40%以下
施策の柱2 食の安全への信頼の醸成	カンピロバクター食中毒に気をつけている市民の割合	72.1%	90%以上
	リスクコミュニケーション事業への参加者数	3,087人	5,000人以上

### 施策の柱1 食の安全の確保

#### 基本施策1 食品衛生対策の推進

#### 個別施策1 生産・流通段階における食の安全の確保

##### (1) 農薬の適正使用の啓発や環境保全型農業の推進【緑政土木局】

安全な農産物の生産を推進するため、生産者に対して、農薬など薬剤の適正使用の啓発や環境保全型農業の推進を行います。



農薬の適正使用講習会の様子

##### (2) 家畜伝染病の発生予防、まん延防止【緑政土木局】

家畜伝染病の発生の予防及びまん延を防止するため、防疫対策マニュアルを更新するとともに庁内の関係課と発生を想定した訓練を実施します。



家畜飼育の様子

**(3) 中央卸売市場における食の安全の確保【経済局・健康福祉局】**

食の流通拠点である中央卸売市場において、安全な生鮮食品の供給を確保します。品質管理の向上のために、有蓋化範囲の拡大\*や温度管理機能の充実を図っていくとともに、市場内関係者による食の安全・安心に関する連絡会議などを開催して、情報交換や勉強会などを行います。また、各市場に設置された衛生検査所が食品衛生の監視指導及び検査を行い、食の安全・安心の確保を担保します。

※屋根等の設置範囲拡大を実施予定。

名古屋市中央卸売市場		
本場	熱田区	青果 水産物
北部市場	西春日井郡 豊山町	青果 水産物
南部市場	港区	食肉



名古屋市中央卸売市場（本場）



細菌検査の様子

**名古屋市南部と畜場について**

食肉を扱う名古屋市南部市場には食用にする目的で牛、豚をと畜解体するため名古屋市南部と畜場が併設されています。衛生的なと畜を行うとともに、と畜検査員が1頭ごとに検査を行い、食用に不適な病気の家畜や病変部位を排除して食肉の安全を確保しています。



と畜検査の様子

**個別施策2 製造・加工・調理・販売段階における食の安全の確保****(1) 食品等事業者への監視指導及び食品等の検査の実施【健康福祉局】**

食中毒の発生防止や違反食品等の排除、施設の衛生管理の向上を図るため、「名古屋市食品衛生監視指導計画」に基づき、製造・加工・調理・販売に至るまで、各段階の食品関係施設への監視指導や食品の抜き取り検査を実施します。

抜き取り検査は、市内で製造される食品や流通する食品（輸入食品を含む）を対象に、食品衛生検査所、食肉衛生検査所及び衛生研究所において実施し、違反食品等を発見した場合には、原因施設に対する措置や再発防止の指導を行います。



食品衛生監視員による監視指導



理化学検査の様子

**食品衛生監視指導計画とは？**

食品衛生法第24条第1項に基づき毎年策定する計画（単年度計画）で、監視指導等の事業を重点的かつ効果的に実施するために策定し、公表するもの。

**○名古屋市が実施している主な食品検査****[微生物の検査]**

健康被害を起こし食中毒の原因となる病原微生物や施設の衛生状態を示す一般細菌数等の検査を実施します。

**[残留農薬及び残留動物用医薬品に関する検査]**

野菜果物等の農産物に加えて冷凍食品等の加工食品について残留農薬の検査を、牛や豚などの畜産物に加えて養殖水産食品について残留動物用医薬品の検査を実施します。

**[食品添加物の検査]**

食品添加物の使用基準が遵守されているか確認するために、市内で製造又は流通する食品を対象に検査を実施します。また、食品添加物表示が適正にされているか検査により確認します。

**[アレルギー物質を含む食品の検査]**

アレルギー表示の欠落は、食物アレルギー患者の健康危害の発生に結びつくため、市内で製造又は流通する食品を対象に収去検査することで、適正表示を確認します。

**[遺伝子組換え食品の検査]**

遺伝子組換え技術による農産物やそれを原料とした加工食品について検査を実施します。

**[輸入食品に対する検査]**

輸入食品取扱施設に立入り、違反や流通状況などを考慮し監視指導と収去を実施することで違反食品の発見排除に努めます。

**[放射性物質の検査]**

放射性物質による食品の汚染について、市内に流通する食品を対象に検査を実施します。

**(2) 食中毒防止対策の推進【健康福祉局】**

成果指標として挙げている食中毒の発生を未然に防止するため、特にカンピロバクターやノロウイルスなどを原因とする食中毒の発生状況や事例等をふまえ、対象施設や取扱う食品の特性など食中毒の発生リスクに応じた重点的、効果的な監視指導を実施します。

**(3) 学校給食における安全・安心の確保【教育委員会】**

給食の安全確保に向け、文部科学省の定める「学校給食衛生管理基準」を始めとした各種衛生基準に基づき、施設・設備、食品等は衛生的に取扱うとともに、食材の検収、検食、調理従事者への研修、食材や器具の衛生検査等を実施します。また、食材の産地、放射性物質の検査結果、食物アレルギー等に関する情報を公表します。小学校給食の調理委託をするにあたっては、受託する事業者の学校給食に係る知識・技能を総合的に評価し、委託後も、調理従事者への研修や衛生検査を行い

ます。中学校スクールランチにおいては、衛生に関する専門的な知識を有した指導員を設置し、衛生検査や食材のチェックを行います。

### （４）社会福祉施設などの給食の安全の確保【健康福祉局・子ども青少年局】

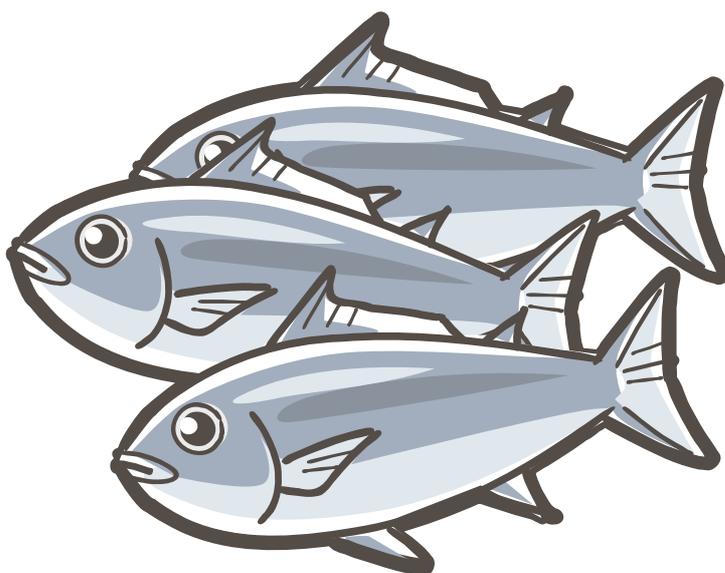
抵抗力の弱い幼児や高齢者などが集団生活を行っている社会福祉施設などにおいて、食中毒防止を図るため、国が定めた「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づいた施設の衛生管理、調理従事者の健康管理や研修を実施します。

### （５）健康食品の医薬品成分検査及び指導【健康福祉局】

いわゆる健康食品による健康被害を防止するため、医薬品成分を含有する疑いがある健康食品の成分検査を実施します。また、医薬品的な効能効果を標ぼうする健康食品の広告に対して指導を行います。

### （６）廃棄処理の適正な処理の確認【環境局】

食品残渣を扱う廃棄物処理業者に対して、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の管理状況など、廃棄食品の適正な処理を確認するために、立入検査を行います。



**個別施策3 適正な食品表示の推進【健康福祉局】**

事業者に対し、食品表示法に基づく表示が適正に実施されるよう監視、指導を行います。また、必要に応じて、国や他自治体などの関係機関と連携して調査、指導を行います。

**食品表示とは？**

食品の表示は、消費者が食品を選択するためや、食品の内容について正しく理解し、食べる際の安全性を確保するために重要な情報源です。また、食品による健康被害が起こった際には、行政機関が原因調査を行う時の大切な情報源ともなります。そのため、事業者は食品に関する情報を正確に表示しなければなりません。食品の表示ルールは、食品表示法をはじめとするさまざまな法律で定められています。

法律の名称	表示の目的
食品表示法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲食に起因する衛生上の危害発生防止 【賞味(消費)期限、保存方法、アレルギー物質、食品添加物 など】</li> <li>・ 品質に関する適正表示と消費者の商品選択 【原材料、原産地 など】</li> <li>・ 健康の保持増進 【栄養成分の量及び熱量 など】</li> </ul>
不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)	消費者に誤認される不当な表示の禁止
計量法	内容量等の表示
食品衛生法	食品衛生上の危害を及ぼすおそれのある虚偽誇大表示の禁止
健康増進法	健康の保持増進の効果等について虚偽誇大表示の禁止
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(医薬品医療機器等法)	医薬品的な効能効果の表示の禁止

基本施策2 事業者自らが実施する衛生管理の推進

個別施策4

HACCPに沿った衛生管理の定着の推進【経済局・健康福祉局・子ども青少年局・教育委員会】 **重点**

関係各局が連携して、流通から製造・加工・調理・販売の各段階におけるHACCPに沿った衛生管理の確実な実施を推進します。

特に、事業者がHACCPに沿った衛生管理を継続的かつ適切に運用できるようにするため、実施状況に応じた指導・助言を行うとともに、定着に向けた支援を行います。

また、営業施設において衛生管理の中心的な役割を担う「食品衛生責任者」に対し、食品衛生に関する最新の知見を習得してもらうための講習会を開催します。

個別施策5

多様化する食品の流通、提供形態に応じた支援【健康福祉局】

事業者に対し、食品の流通、提供形態や、食品の特性に応じた適切な衛生管理を実施してもらうため、定期的な監視での必要な指導・助言、講習会を通じた情報提供などの支援を行います。



支援に関する資料の一例

**基本施策3 緊急時を想定した対策**

**個別施策6 危機管理体制の整備【健康福祉局】**

**(1) 食中毒等健康被害発生時の対応**

食中毒などの健康被害が発生した場合は、保健所長を中心とした体制により調査や検査等を迅速に実施し、原因究明や被害拡大防止を図ります。

市内で大規模な食中毒等が発生した場合には、食中毒対策本部を設置し対応にあたり、複数自治体にまたがる広域的な食中毒事案が発生した場合には、関係機関により構成される「広域連携協議会」を通じて、調査・検査・情報共有等を行います。

**〈食中毒対策本部について〉**

500人を超える患者や重症者、死亡者の多発等大規模な食中毒の発生（その疑いがある場合を含む。）時に設置するものです。体制は以下のとおりです。

【食中毒対策本部】

本部長	保健所長			
副本部長	健康部長	生活衛生部長	衛生研究所長	
健康福祉局	総務課長	監査課長	保健医療課長	感染症対策課長
	環境業務課長	食品衛生課長	衛生研究所副所長	

保健センター等では、市民の身近な「食の安全・安心に関する窓口」として苦情・相談を受け付け、緊急を要する際は、原因究明のため、該当食品等の調査や検査などを迅速かつ的確に対応します。

**(2) 災害に対する備え**

平常時から避難所における食中毒防止対策の周知を図るため、避難所運営の関係者を始めとする市民に対し、リーフレット等を活用した啓発を行います。

災害発生時には、「名古屋市地域防災計画」に基づき、災害発生地域内の食品衛生関係施設への監視指導や、避難所における食品の取扱いに関する指導を行います。

**個別施策7 健康危機管理に対応する人材育成【健康福祉局】**

食中毒など健康危機発生時に迅速かつ的確な対応や監視指導を行うための各種研修を実施し、食品衛生監視員の技術の向上を図ります。

また、厚生労働省等が主催する各種専門の研修会へ職員を派遣することにより、最新の衛生管理知識等を習得します。

## 施策の柱2 食の安全への信頼の醸成

## 基本施策4 食の情報バリアフリーに向けた取組みの推進

重点

## 個別施策8 各種媒体を活用した情報発信

## (1) 様々な媒体を利用した情報提供【スポーツ市民局・健康福祉局】

市民に対して、市公式ウェブサイトやくらしのほっと通信、SNSなど様々な情報媒体を活用して、食中毒の原因や予防方法、輸入食品や食品添加物などの安全確保の仕組み、事業者が行う衛生管理の取組みなどの情報を継続的に発信します。

## (2) 食品ロス削減に関する適切な情報発信【環境局・健康福祉局】

家庭での食品ロスを削減するため賞味期限・消費期限及び保存方法の正しい理解の促進や、外食時の持ち帰りについて食品衛生上の注意事項に関する情報提供を行います。

## (3) 注意喚起情報の発信【健康福祉局】

健康被害の発生のおそれがある食品の流通が確認された時などは、市公式ウェブサイトなどで注意喚起情報を発信します。

また、夏季の食中毒が起こりやすい温度や湿度になったときなど、食中毒の発生が予想される場合には「食中毒警報」を、冬季のノロウイルス食中毒が発生しやすい時期には「ノロウイルス食中毒注意報・警報」

を発表して、市民や食品事業者へ食中毒防止を呼びかけます。

さらにカンピロバクターやノロウイルスなど特に発生件数が多い食中毒については、食中毒防止対策期間を設けて重点的に注意喚起を行います。



食中毒防止対策の啓発資材の一例

**個別施策9 市民の学習機会の提供****(1) 消費生活センターにおける講座の開催【スポーツ市民局】**

消費生活センターでは、食に関する身近な題材を取り上げた簡易テストや手作り実習を通じて学ぶ体験型の実習講座などを定期的を開催します。

**(2) 卸売市場への消費者理解の促進等【経済局】**

市場関係事業者等と連携し、消費者との交流等を通じて、卸売市場についての消費者理解の促進を図るなどの取組みを進めていきます。

**(3) 食品安全・安心学習センター事業の実施【健康福祉局】**

小中学生期から高齢者までの幅広い世代に対し、中央卸売市場本場内の食品衛生検査所において講習・体験学習等を行うことにより食の安全に関する理解を深めます。

また、食品衛生検査所へ来ていただくことが難しい方々にも、食の安全について学んでいただけるように、所外での出張講座を実施します。



市場内の見学



体験講座

**(4) 食育の推進【健康福祉局】**

食の安全への信頼を醸成するためには、市民一人ひとりが食に関心を持ち、自ら食育を実践することが重要です。名古屋市食育推進計画に基づき食育を総合的に推進し、市民の食育に対する関心を高め、食の安全に関しても、知識と選択する力を習得し、健全な食生活の実現をめざします。

### 食育とは？

食育とは、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることとされています。（食育基本法前文より）



名古屋市食育ウェブサイト なごや食育ひろば  
(<https://www.kenko-shokuiku.city.nagoya.jp/>)

### (5) 食農教育の推進【緑政土木局】

食農教育とは、食料を生産する農業の役割や重要性を理解してもらうために行う様々な教育のことをいいます。小学校への出前講座の実施や、農業センターを始めとする農業公園3公園での食や農業に関する各種講座・体験教室・収穫体験イベント等の開催、朝市や青空市の開催支援を行います。



小学校への出前講座

### (6) 消費者講習会の開催【健康福祉局】

保健センターなどで講習会を開催し、認知度の低いカンピロバクターなどの食中毒防止に関する情報を提供します。保健センターの両親学級（パパママ教室）や乳幼児健診などでは、妊産婦や乳幼児が注意すべき食品のとり方や取り扱い方など、食の安全・安心に関する啓発事業を行います。

個別施策10

食物アレルギーに関する情報提供

【健康福祉局・子ども青少年局・教育委員会】

新規

消費者に対し、食物アレルギーに関する食品表示制度や外食等を利用する際の留意点を啓発します。

飲食店等の事業者には、食物アレルギー表示に関する正確な理解を促し、消費者への食物アレルギーの情報提供の取組みの重要性や留意点を広く周知します。必要に応じて、コンタミネーション対策などを、個別施策5「多様化する食品の流通、提供形態に応じた支援」において事業者に指導、助言を行います。

学校、保育所等では、食物アレルギーによる健康被害が発生しないよう適切な措置を講じるとともに、食品取扱者への研修等の機会を確保します。



食物アレルギーに関するリーフレットの一例（消費者庁）

### 基本施策5 リスクコミュニケーションによる相互理解の促進

#### 個別施策11 関係者間(市民・事業者・行政)による意見交換の推進

##### (1) 関係者間による意見交換【関係各局】

基本施策4「食の情報バリアフリーに向けた取組みの推進」で実施される各種事業（双方向で実施される情報発信、学習事業等）において、関係者間で意見交換等が行われるように努め、相互に信頼関係が築かれることを目指します。

##### (2) 意見交換会の実施【健康福祉局】

食の安全・安心フォーラム、消費者懇談会などにおいて、食の安全について、市民の関心に沿ったテーマなどを取り上げて、消費者、事業者、市の三者が情報と意見を交換する場を設けます。



食の安全・安心フォーラム



意見交換事業の様子

##### (3) 一日食品衛生監視員の実施【健康福祉局】

消費者から公募した一日食品衛生監視員が、食品衛生検査所の監視員と同行して、名古屋中央卸売市場本場内の食品販売施設などに対して衛生状態の確認等を行います。その後、市場内の関係事業者、消費者、市の三者が意見交換を行い、衛生の向上を図ります。

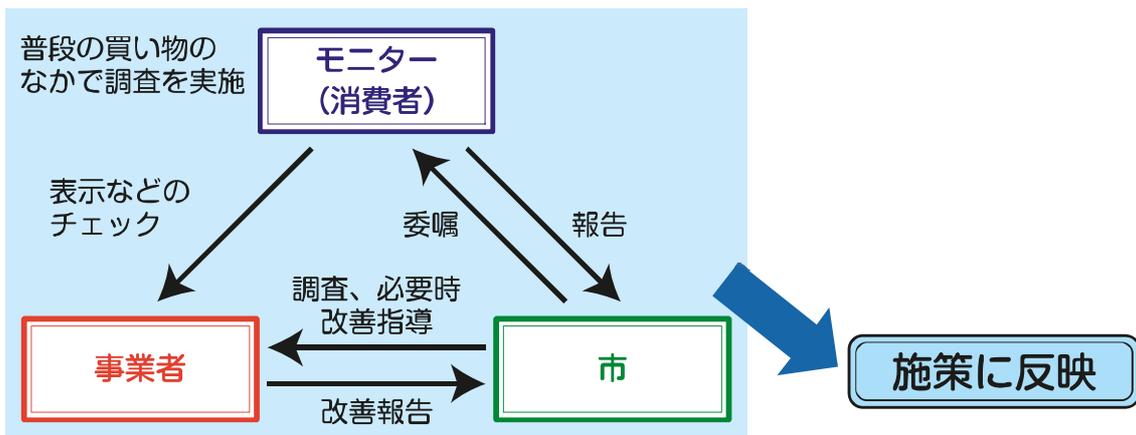


一日食品衛生監視員の様子

個別施策12 市民の意見を反映した施策の実施【健康福祉局】

(1) 食の安全・安心モニター制度の活用

消費者に「食の安全・安心モニター」を委嘱し、食の安全について幅広く情報や意見をいただき、食の安全・安心の確保に関する市の施策に市民の皆様のご意見を反映します。



2) 計画への意見募集

行動計画2028について、推進会議などで実施状況を報告し、意見をいただきます。また、監視指導計画についても、市民からの意見を募集し、計画の策定に役立てていきます。

## 1 食の安全・安心に関する用語集

## 【あ】

**遺伝子組換え食品**

遺伝子組換え技術によって生産した農産物や、それを原料とした加工食品をいいます。大豆、トウモロコシ、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ、からしな及びこれらを原料とする加工食品に表示が必要です。

## 【か】

**カンピロバクター**

食中毒菌のひとつで、主に生又は加熱不十分な食肉（特に鶏肉）が原因食品となります。主な症状は下痢、腹痛、発熱で、合併症として神経症状を呈するギラン・バレー症候群を引き起こすことがあります。食品の中心部まで75℃ 1分以上の加熱で殺菌できます。

**家畜伝染病**

牛や豚、鶏など家畜の伝染病のことです。家畜伝染病予防法に規定されており、高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫、豚熱などがあります。

**環境保全型農業**

土づくりを行い、化学肥料や農薬の使用量を削減し、環境負荷の軽減に配慮した農業のことです。

**危害要因（Hazard:ハザード）**

ヒトの健康に悪影響を及ぼす可能性のある食品中の物質又は食品の状態。食中毒菌やプリオン等の生物学的要因、重金属や残留農薬等の化学的要因、放射線や異物等の物理的要因があります。

**ゲノム編集技術応用食品**

DNAを切断する人工酵素を用い、特定の遺伝子を狙って切断し、品種改良した食品です。基本的に厚生労働省へ届出を経て、安全性に関する情報の公表の手続きが行われます。

**健康食品**

法律的に明確な定義はありませんが、通常の食品よりも健康の維持、増進を目的とした食品です。健康食品はあくまで食品であり、医薬品のように病気の治療や身体の構造・機能に影響を与える効果をうたうことはできません。普通の食品のことを呼ぶ場合もありますが、サプリメントと称し、カプセル、錠剤など形態は様々あります。

**広域連携協議会**

国と関係自治体の食中毒事案対応などの連携や協力の中核として、地域ブロックごとに設置するもの。早期の調査方針の共有や情報の交換を行い、効果的な原因調査、適切な情報発信等を実施するものです。

**コンタミネーション**

食品を生産する際に、アレルギー物質（アレルゲン）を含む食品を原材料として使用していないにもかかわらず、最終加工食品にアレルギー物質（アレルゲン）が微量混入してしまう場合をいいます。

## 【さ】

**残留農薬**

農薬の使用により食品等に残った農薬成分やその代謝物質等を残留農薬といいます。農作物等に使用された農薬は、徐々に分解・消失しますが、収穫までに全てがなくなるには限らないため、残留した農薬がヒトの健康に悪影響を及ぼすことがないように、農薬取締法に基づき、使用基準が定められ、食品では食品衛生法に基づいて設定された残留農薬基準値を超えないよう規制されています。

**食中毒警報**

食中毒の起こりやすい気象条件となり、食中毒の発生が予想される場合に、市民、食品等事業者に対して、食品の取り扱い及び衛生に関する注意を呼びかけるために、発表します。

**食農教育**

食料を生産する農業の役割や重要性を理

解してもらおうために行う様々な教育のことです。

### 食の安全・安心モニター

消費者に「食の安全・安心モニター」を委嘱し、食の安全について幅広く情報や意見をいただき、食の安全・安心の確保に関する市の施策に市民の皆様のご意見を反映します。

### 食品衛生監視員

食品衛生法に基づき市長が任命する職員で、食品関連施設の監視、食品などの検査、食中毒の調査、営業者や市民への食の安全に関する情報提供などの業務を行います。

### 食品衛生責任者

食品衛生法で食品営業施設への設置を義務付けています。食品衛生責任者講習会を修了した人などがなります。施設の衛生管理の中心的な役割を担うものとして自主的な食品衛生管理を推進します。

### 食品衛生法

飲食を原因とする危害の発生防止、国民の健康の保護を図ることを目的としています。食品や添加物などの規格や基準を設け、安全確保のための規制をしています。違反食品や食中毒の発生時には違反品の回収、廃棄や営業の禁・停止などの行政処分や、罰則の規定があります。

### 食品トレーサビリティ

食品の流通ルートを把握できる仕組み（牛トレーサビリティ、米トレーサビリティなど）をいいます。

### 食品表示法

一般消費者の利益の増進を図るとともに、国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することを目的とする法律です。食品や添加物の表示基準を設け、消費者への適切な情報伝達を確保しています。違反食品の回収や指示・命令といった是正措置や、是正措置を行った旨の公表及び罰則の規定があります。

### 食品ロス

まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。資源の有効活用や環境負荷への配慮から食品ロスを減らす取組みが進められています。

### 食物アレルギー

食物の摂取により体の免疫機能から発疹などの症状が出現するものを「食物アレルギー」といい、「卵」「乳」「小麦」「そば」「落花生」「えび」「かに」「くるみ」の8品目を特定原材料として表示を義務付けています。

### 収去

食品衛生法や食品表示法に基づき、食品等事業者の施設に食品衛生監視員が立ち入り、試験検査のため必要な限度において検体（食品、器具、おもちゃ、食品添加物など）を無償で採取する行為をいいます。

### 【た】

#### 中学校スクールランチ

名古屋市の中学校では、自分の健康を考え複数メニューの中からの選択、食事にふさわしい場としてランチルームの設置、弁当とスクールランチの併用という3つの要件のもとにスクールランチを実施しています。

#### 動物用医薬品

家畜や魚用の薬剤です。微生物の発育を抑え感染症の治療や予防用の抗菌性物質、牛などの体内の寄生虫を駆除する内寄生虫用剤、米田などで家畜の肥育促進に使用されるホルモン剤などがあります。

#### と畜場

食用にする目的で獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）をと畜、解体するために設置された施設です。これら獣畜は、と畜場法によりと畜検査員が行う検査に合格しなければ、食用にできません。名古屋市では、名古屋市南部と畜場（港区）において、牛と豚を対象にと畜を行っています。

## 【な】

**名古屋市地域防災計画**

災害対策基本法等に基づき、各種災害等に対し、予防、応急対策、復旧について総合的な計画を定めたものです。

**ノロウイルス**

冬の食中毒の代表的な病因物質で、以前はカキなどの二枚貝による食中毒が多くみられました。最近では、ノロウイルスに感染した調理従事者の手指などを介して汚染された食品を食べて発症する事例が増加しています。主な症状は嘔吐、腹痛、下痢、発熱で、潜伏期間は24～48時間です。食品の中心部まで85～90℃で90秒間以上の加熱で予防できますが、感染力が強いため調理従事者や調理器具からの二次汚染を防止するため、手洗いの励行など注意が必要です。

**ノロウイルス食中毒注意報・警報**

冬季のノロウイルス食中毒の発生が予想される場合に発表し、市民や食品等事業者に対し、食中毒防止の注意喚起を行います。

## 【ら】

**リスク**

食品中にハザードが存在する結果として生じるヒトの健康への悪影響が起きる可能性とその程度のことです。(健康への悪影響が発生する確率と影響の程度)

**リスクコミュニケーション**

リスクを評価した際の内容等について、消費者、事業者、市などの関係者の間で、情報や意見をお互いに交換し、その過程で関係者間の相互理解を深め、信頼を構築する活動のことです。プラス面だけでなくマイナス面のリスクについても共通認識を持ち、社会的な合意形成の道筋を探ります。

## 〈参考〉

内閣府食品安全委員会

「食品の安全性に関する用語集」

<http://www.fsc.go.jp/yougoshu.html>

## 2 名古屋市食の安全・安心条例

(平成19年12月26日 条例第54号)

名古屋市は、長年にわたり受け継がれた独自の食文化を有し、市民は、食に高い関心を持っていきます。

とりわけ、飲食店等の食品関連施設が多数存在し、大量の食品が流通、消費されている本市では、食の安全が確保され、安心して食生活を営めることがすべての市民の願いとなっています。

しかし、食中毒をはじめ、食品中の残留農薬や食品表示の偽装など様々な問題が発生し、市民の食の安全に対する信頼は大きく揺らいでいます。

こうした状況の中では、生産から消費までの食に携わるすべての人が、食の安全は市民の基本的な権利であることを尊重し、食品の安全性等に関する情報の共有化を図り、食品による健康への被害を最小限にするために協力して取り組まなければなりません。

ここに、現在及び将来にわたり市民の健康の保護を図るため、私たちは、市、事業者及び消費者のそれぞれの立場から、食の安全・安心の確保に向けて共に力を合わせて取り組むことを決意し、この条例を制定します。

### 第1章 総則

#### (目的)

**第1条** この条例は、食の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、市及び事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に実施し、もって市民に信頼される安全で安心な食品の供給の促進及び市民の健康の保護を図ることを目的とする。

#### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 食品 全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。）をいう。
- (2) 食品等 食品、添加物（食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第4条第2項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第4項に規定する器具をいう。）及び容器包装（同条第5項

に規定する容器包装をいう。）をいう。

(3) 生産資材 農林漁業において使用される肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある資材をいう。

(4) 事業者 食品等又は生産資材の生産、製造、輸入、加工、販売その他の事業活動を行う者をいう。

#### (基本理念)

**第3条** 食品等及び生産資材の安全性（以下「食の安全」という。）並びに食品等及び生産資材に対する市民の信頼（以下「食の安心」という。）（以下「食の安全・安心」と総称する。）の確保は、市、事業者及び消費者（以下「関係者」という。）のすべての者が、市民の健康の保護が最も重要であるという認識の下、その責務及び役割を果たすことにより、行われなければならない。

2 食の安全・安心の確保は、市民の健康への悪影響を未然に防止する観点から、科学的知見に基づき、必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。

3 食の安全・安心の確保は、関係者間で食の安全・安心の確保に関する情報及び意見の交換が十分に行われ、すべての関係者が相互に理解し、協力することにより、行われなければならない。

#### (市の責務)

**第4条** 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食の安全及び食の安心の確保に関する施策を、総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 市は、食の安全・安心を確保するため、国及び他の地方公共団体との情報の交換及び連携協力を図り、広域的かつ効果的な施策を実施する責務を有する。

#### (事業者の責務)

**第5条** 事業者は、基本理念にのっとり、食の安全の確保について第一義的責任を有していることを認識し、事業活動を行う責務を有する。

2 事業者は、その事業活動に関し、自主的な衛生管理を実施する責務を有する。

3 事業者は、市が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に協力する責務を有する。

#### (消費者の役割)

**第6条** 消費者は、基本理念にのっとり、そ

の自主的な活動により、食の安全・安心の確保に関する知識及び理解を深めるとともに、市の施策について意見を表明するよう努めることによって、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。

- 2 消費者は、市が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 食の安全・ 安心の確保のための行動計画

### (行動計画)

- 第7条** 市長は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。
- 2 行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
    - (1) 食の安全・安心の確保に関する施策の大綱
    - (2) 前号に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
  - 3 市長は、行動計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
  - 4 市長は、行動計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 5 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

## 第3章 食の安全・安心対策 (食の危機管理体制の整備等)

**第8条** 市は、食の安全の確保に重大な悪影響が生ずることを防止するため、当該悪影響が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に迅速かつ適切に対処することができるよう体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

### (監視、指導、検査等)

**第9条** 市は、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、食の安全を確保するため、監視、指導、検査その他の法令及び条例に基づく必要な措置を講ずるとともに、食の安全の確保に関する啓発を行うものとする。

### (適正表示の推進)

**第10条** 市は、食品等の表示が適正に実施されるよう、監視及び指導を行うとともに、食品等の表示に係る制度の普及啓発を行う

ものとする。

### (事業者の情報の提供)

**第11条** 事業者は、その事業活動に係る食品等又は生産資材に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。

### (事業者の情報の記録及び保存)

**第12条** 事業者は、その販売する食品等及び当該食品等の原料又は材料となった食品等について、食品等の安全性の確保のために必要な限度において、その情報の記録及び保存に努めなければならない。

### 第13条及び第14条 削除

### (緊急事態への対処)

**第15条** 市長は、食の安全の確保に重大な悪影響が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、法令に定める措置をとる場合を除き、当該事態を生じさせ、又は生じさせるおそれがある事業者に対し、その旨の発表、食品等の回収その他必要な措置をとるよう指導し、又は勧告することができる。

### (公表)

**第16条** 市長は、前条の規定により勧告した場合において、当該事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定により公表する場合は、当該事業者に対して、あらかじめその旨を通知し、意見の聴取を行うものとする。ただし、当該事業者が正当な理由がなく意見の聴取に応じないときは、この限りでない。

### (調査研究)

**第17条** 市は、食の安全の確保に関する施策を、最新の科学的知見に基づき適切に実施するため、食の安全の確保に関する調査研究を推進するものとする。

### (人材の育成)

**第18条** 市は、食の安全・安心の確保に関する専門的な知識を有する人材の育成に努めるものとする。

### (助言、認定等)

**第19条** 市は、食の安全の確保に関する取組みを促進するため、事業者への助言、食の安全の確保に関する優れた取組みを行っていている事業者の認定その他の必要な支援を行うものとする。

### (食の安全・安心情報の提供等)

**第20条** 市は、食の安全の確保に関する情報の収集、整理、分析等を行い、その情報を

市民に提供し、食の安全の確保に関する取組みを的確かつ合理的に行えるよう努めるものとする。

- 2 市は、食の安全の確保に関する対策の取組み状況その他の食の安全の確保に関する情報を市民に提供し、食の安心の向上に努めるものとする。

#### (市民の意見の反映)

**第21条** 市は、食の安全・安心の確保に関する施策に市民の意見を反映するため、必要な措置を講ずるものとする。

### 第4章 食の安全・安心推進会議

#### (食の安全・安心推進会議)

**第22条** 食の安全・安心の確保に関する事項について協議するため、名古屋市食の安全・安心推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議は、次の各号に掲げる事項について協議し、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

- (1) 食の安全・安心の確保のための施策に関すること。
- (2) 食の安全・安心の確保のための関係者間の相互理解に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保に関すること。

#### (組織)

**第23条** 推進会議は、委員20名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 消費者
  - (3) 事業者
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- 2 前項第2号の規定により委嘱する委員の一部は、公募するものとする。
  - 3 特別の事項を協議するため必要があるときは、推進会議に特別委員を置くことができる。

#### (任期)

**第24条** 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。

- 2 特別委員は、その特別の事項の協議が終了したときに解任されるものとする。

#### (委任)

**第25条** 前3条に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規

則で定める。

### 第5章 雑則

#### (委任)

**第26条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第13条及び第14条の規定は、平成20年10月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている食の安全・安心の確保に関する市の基本計画であつて、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に実施するためのもものは、第7条第1項の規定により策定された行動計画とみなす。

#### 附 則 (平成26年条例第61号)

この条例は、平成26年11月25日から施行する。ただし、第1条中名古屋市保健衛生関係手数料条例第2条第1項第27号及び同条第2項並びに第3条中名古屋市食の安全・安心条例第13条第1項第1号の改正規定は公布の日から、第3条中名古屋市食の安全・安心条例第13条第1項（第1号を除く。）の改正規定は食品表示法（平成25年法律第70号）の施行の日から施行する。（平成27年政令第67号で平成27年4月1日から施行）

#### 附 則 (令和3年条例第31号)

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の名古屋市食の安全・安心条例第13条第1項に規定する食品等の自主的な回収に着手している場合については、なお従前の例による。

## 3 食の安全・安心に関するアンケート調査の結果

## 【調査方法】

対 象 : 市内に居住する満18歳以上の市民2,000人  
 抽出方法 : 住民基本台帳より無作為抽出  
 調査方法 : 郵送法  
 調査期間 : 令和4年(2022)年10月17日~11月16日  
 回答者数 : 885人  
 回 答 率 : 44.3%

単位(人)

年代 性別	20代 以下	30代	40代	50代	60代	70代	80代 以上	合計
男性	37	42	56	76	68	90	1	370
女性	47	59	108	94	97	93	—	498
その他	—	1	1	1	—	—	—	3
無回答	—	—	—	1	1	1	11	14
合計	84	102	165	172	166	184	12	885

## 【問1】食生活(主に夕食)に関して、あなたは食材の調理をしますか。(一つ選択)

- ア 調理をする 429人(48.5%)  
 イ どちらかという調理をする 156人(17.6%)  
 ウ どちらかという調理はしない 128人(14.5%)  
 エ 調理はしない 166人(18.8%)  
 無回答 6人(0.7%)

## 【問2】問1で「ウ」または「エ」と回答した方にお聞きします。

食生活(主に夕食)に関して、あなたの状況に最も近い項目は何ですか。

## (一つ選択)

- ア 弁当や惣菜を購入したり、テイクアウト・  
 デリバリーを活用して自宅等で食事をする 45人(15.3%)  
 イ 飲食店(食堂やレストラン等)で食事をする 8人(2.7%)  
 ウ 家族等が調理したものを食べる 220人(74.8%)  
 エ その他 17人(5.8%)  
 無回答 4人(1.4%)

**【問3】** あなたは、現在流通している食品や飲食店で提供される食品は、安全・安心だと思えますか。(一つ選択)

ア 安全・安心だと思う	106人 (12.0%)
イ どちらかという安全・安心だと思う	533人 (60.2%)
ウ どちらかという安全・安心だと思わない	153人 (17.3%)
エ 安全・安心だと思わない	34人 (3.8%)
オ わからない	47人 (5.3%)
無回答	12人 (1.4%)

**【問4】** 問3で、「ウ」または「エ」と回答した方にお聞きします。

あなたが、食品が安全・安心だと思わない理由は何ですか。(複数選択可)

ア 法令の整備が不十分である (安全に配慮した基準が設定されていないなど)	64人 (34.2%)
イ 行政の取り組みが不十分である	35人 (18.7%)
ウ 生産者や事業者の意識が高くないと感じる	46人 (24.6%)
エ 輸入食品の安全性が心配である	151人 (80.7%)
オ 食の安全に関する情報が不足している	60人 (32.1%)
カ 食の安全に関する情報が多すぎる	9人 (4.8%)
キ 消費者の意見が行政の施策に反映されていない	28人 (15.0%)
ク 消費者の意見が生産者や事業者の取り組みに反映されていない	28人 (15.0%)
ケ その他	24人 (12.8%)
コ 特になし	0人 (0.0%)
無回答	0人 (0.0%)

**【問5】** あなたが、食の安全について関心がある項目は何ですか。(複数選択可)

ア 食中毒(細菌、ウイルス、フグ毒、寄生虫 など)	569人 (64.3%)
イ 食品添加物	537人 (60.7%)
ウ 農産物に使われた農薬の残留	357人 (40.3%)
エ カドミウムやメチル水銀などの汚染物質	186人 (21.0%)
オ 家畜や養殖魚に使われた医薬品の残留	207人 (23.4%)
カ 輸入食品	427人 (48.2%)
キ 遺伝子組換え食品(注1)	273人 (30.8%)
ク ゲノム編集技術応用食品(ゲノム編集食品)(注2)	148人 (16.7%)

ケ	鳥インフルエンザの発生	114人 (12.9%)
コ	原産地や消費期限・賞味期限などの表示	452人 (51.1%)
サ	健康食品	154人 (17.4%)
シ	食物アレルギー	205人 (23.2%)
ス	製造者の異物混入対策などの衛生管理 (例：従業員の毛髪の混入防止)	280人 (31.6%)
セ	食品中の放射性物質	143人 (16.2%)
ソ	魚介類の体内に残るマイクロプラスチック (海洋プラスチック) の影響	218人 (24.6%)
タ	その他	11人 (1.2%)
チ	特になし	20人 (2.3%)
	無回答	7人 (0.8%)

注1：他の生物から取り出した遺伝子（生物の特徴を決める部分(設計図)）をDNA（デオキシリボ核酸という4種類の物質）の中に組み込むことで、新しい性質をもたせる技術を応用して作られた食品。

注2：DNAを切断する人工酵素を使ってDNAに突然変異を起こす技術を応用して作られた食品。

**【問6】あなたは、「HACCP（ハサップ）（注3）」という言葉やその内容について知っていますか。（一つ選択）**

ア	言葉も内容も知っている	88人 (9.9%)
イ	言葉は聞いたことがあるが、内容までは知らない	229人 (25.9%)
ウ	言葉も内容も知らない	565人 (63.8%)
	無回答	3人 (0.3%)

注3：Hazard (危害) Analysis (分析) Critical (重要) Control (管理) Point (点) の略称。

安全な食品を作るために、事業者自らが、原材料入荷から製品出荷までの全工程の中で食中毒菌汚染や異物混入等の問題点を分析し、特に重要なポイントを集中管理し、安全性を確保する衛生管理の方法。

**【問7】食の安全について、あなたが知っていることは何ですか。（複数選択可）**

ア	食中毒予防の3原則は、食中毒菌を「つけない・増やさない・やっつける」である	331人 (37.4%)
---	---------------------------------------	--------------

- イ 消費期限は安全に食べられる期限、賞味期限はおいしく食べられる期限を示すものである 812人 (91.8%)
  - ウ 生の鶏肉を中心部まで加熱することが、カンピロバクター食中毒（注4）を予防する上で大切である 572人 (64.6%)
  - エ 生の魚にはアニサキスが寄生していることがあり、適切に冷凍することで食中毒を予防することができる 572人 (64.6%)
  - オ 調理を行う前や食事の前などには手を洗う 818人 (92.4%)
  - カ 多くの食中毒菌は熱に弱いので、加熱調理の際は中心部まで十分に加熱する 711人 (80.3%)
  - キ 食品等事業者は、法令に基づきHACCP（ハサップ）に沿った衛生管理に取り組むことになっている 97人 (11.0%)
  - ク 食品添加物などの安全性に関する評価は、科学的根拠に基づいて公平・公正・中立の立場から学識経験者（内閣府食品安全委員会）が行っている 87人 (9.8%)
  - ケ 食品添加物などを使うことができる量（基準）は、食品安全委員会が行った評価結果をもとに、さらに安全に配慮して厚生労働省が設定している 157人 (17.7%)
  - コ 食の安全の確保のためには、行政、生産者、製造者や販売者だけでなく消費者も、それぞれの役割を果たすことが重要である 327人 (36.9%)
  - サ その他 11人 (1.2%)
  - シ 特にない 6人 (0.7%)
  - 無回答 11人 (1.2%)
- 注4：カンピロバクターという細菌が原因の食中毒の一種。主に生または加熱不十分な食肉（特に鶏肉）が原因食品となることが多い。

**【問8】あなたは、カンピロバクター食中毒について気をつけていますか。（一つ選択）**

- ア 気をつけている 409人 (46.2%)
- イ 少し気をつけている 229人 (25.9%)
- ウ 気にしていない 226人 (25.5%)
- 無回答 21人 (2.4%)

**【問9】 問8で、「ア」または「イ」と回答した方にお聞きします。あなたが、カンピロバクター食中毒について気をつけていることは何ですか。（複数選択可）**

- |   |  |              |
|---|--|--------------|
| ア | 生または加熱不十分な鶏肉を食べないように気をつけている                        | 590人 (92.5%) |
| イ | 新鮮な鶏肉だとしても生で食べないようにしている                            | 477人 (74.8%) |
| ウ | 鶏肉を扱った調理器具や手などはよく洗う                                | 432人 (67.7%) |
| エ | 低温調理（注5）をする際は、加熱温度や時間が適切に管理できる正しいレシピに従い自己流アレンジはしない | 144人 (22.6%) |
| オ | その他  | 11人 (1.7%)   |
|   | 無回答  | 1人 (0.2%)    |

注5：通常加熱調理（煮る・焼く・茹でる）よりも低い温度で加熱する調理方法。（例えば、食材を袋に入れ、一定の温度を保持して湯せんする方法など）

**【問10】 名古屋市が食の安全・安心の確保のために行っていることについて、あなたが知っていることは何ですか。（複数選択可）**

- |   |   |              |
|---|---|--------------|
| ア | 農産物の生産者に対して、農薬の適正使用について啓発を行っている           | 111人 (12.5%) |
| イ | 中央卸売市場で温度管理ができる設備の充実や衛生管理の徹底を図っている        | 126人 (14.2%) |
| ウ | 飲食店や食品製造施設などの衛生状態について監視している               | 290人 (32.8%) |
| エ | 市内で製造または流通する食品の安全性について、検査を行っている           | 194人 (21.9%) |
| オ | 市内で製造または流通する食品の表示に問題が無いか監視している            | 150人 (16.9%) |
| カ | 市立学校や福祉施設などの給食が安全に提供されるように調理従事者への研修を行っている | 171人 (19.3%) |
| キ | ホームページやメールマガジンで食の安全に関する情報を発信している          | 107人 (12.1%) |
| ク | 食育活動として、食の安全・安心に関する情報提供・普及啓発をしている         | 128人 (14.5%) |
| ケ | その他                                       | 14人 (1.6%)   |
| コ | 特になし                                      | 349人 (39.4%) |
|   | 無回答                                       | 54人 (6.1%)   |

**【問11】あなたは、食の安全を高めるために、名古屋市がさらに強化すべき取り組みは何だと思えますか。(複数選択可)**

ア	飲食店や食品製造施設での衛生状態を監視し、指導する	482人 (54.5%)
イ	市内で製造または流通する食品について、食中毒菌や添加物などの検査をする	403人 (45.5%)
ウ	市内で製造または流通する食品について、表示を監視し、指導する	313人 (35.4%)
エ	消費者・事業者・行政が、情報や意見を相互に交換できる場を設ける	174人 (19.7%)
オ	事業者によるHACCP（ハサップ）に沿った衛生管理を支援する	214人 (24.2%)
カ	消費者に対して、食の安全に関する情報を発信する	395人 (44.6%)
キ	優れた衛生管理に取り組んでいる事業者を認証する	315人 (35.6%)
ク	その他	24人 (2.7%)
ケ	特になし	84人 (9.5%)
	無回答	25人 (2.8%)

**【問12】あなたは、食の安全を高めるために、事業者が、特にどのような点に力をいれていくべきだと思えますか。(複数選択可)**

ア	消費者に対する積極的な情報公開	528人 (59.7%)
イ	相談窓口の充実	135人 (15.3%)
ウ	消費者の意見を経営に活かすモニター制度の充実	127人 (14.4%)
エ	HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の取り組みの定着	256人 (28.9%)
オ	内部チェック機能の強化	384人 (43.4%)
カ	消費者・事業者・行政が、情報や意見を相互に交換できる体制を整える	168人 (19.0%)
キ	外部機関によるチェックの導入	418人 (47.2%)
ク	わかりやすい表示	501人 (56.6%)
ケ	食品トレーサビリティ（注6）の活用	174人 (19.7%)
コ	企業倫理の確立	162人 (18.3%)
サ	内部通報制度の確立	232人 (26.2%)
シ	その他	6人 (0.7%)

ス 特にない	31人 (3.5%)
無回答	20人 (2.3%)

注6：食品の流通ルートを把握できる仕組み。(牛トレーサビリティ、米トレーサビリティなど)

**【問13】あなたは、食の安全に関する情報を、どの程度得ていますか。(一つ選択)**

ア 積極的に情報を得ている	45人 (5.1%)
イ どちらかという積極的に情報を得ている	217人 (24.5%)
ウ どちらかというあまり情報を得ていない	357人 (40.3%)
エ あまり情報を得ていない	199人 (22.5%)
オ わからない	47人 (5.3%)
無回答	20人 (2.3%)

**【問14】あなたは、食の安全に関する情報を、普段どこから得ていますか。(複数選択可)**

ア テレビ	574人 (64.9%)
イ ラジオ	70人 (7.9%)
ウ 新聞・雑誌	369人 (41.7%)
エ 行政の刊行物 (広報なごや、リーフレットなど)	158人 (17.9%)
オ 自治体のホームページ	26人 (2.9%)
カ インターネットの検索サイト	333人 (37.6%)
キ SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)	192人 (21.7%)
ク メールマガジン	7人 (0.8%)
ケ 行政の相談窓口	1人 (0.1%)
コ スーパーなどの店頭掲示板やポップ広告	297人 (33.6%)
サ 家族・親族・友人	279人 (31.5%)
シ その他	24人 (2.7%)
ス 特にない	45人 (5.1%)
無回答	16人 (1.8%)

【問15】 名古屋市では、食の安全に関する情報の発信に取り組んでいますが、あなたが市から特に発信してほしい内容はどれですか。(複数選択可)

ア 食中毒の種類や予防方法	457人 (51.6%)
イ 食品添加物のルールや安全性	407人 (46.0%)
ウ 残留農薬のルールや安全性	316人 (35.7%)
エ 食品表示のルールや見方	347人 (39.2%)
オ 事業者に対する監視指導の実施状況	211人 (23.8%)
カ 流通食品の残留農薬などの安全性に関する検査結果	234人 (26.4%)
キ 食中毒事件や違反食品の発生情報	410人 (46.3%)
ク 食品中の放射性物質に関する知識	148人 (16.7%)
ケ 賞味期限切れ・消費期限切れ等を出さないような食材の使用方法	244人 (27.6%)
コ HACCP (ハサップ) に沿った衛生管理に関する情報	127人 (14.4%)
サ 食品の安全・安心に関するイベント	116人 (13.1%)
シ その他	10人 (1.1%)
ス 特になし	48人 (5.4%)
無回答	16人 (1.8%)

【問16】 あなたは、保健所等（保健センター、消費生活センター、名古屋市よい食ダイヤルなど）に対し、食の安全に関する不安や疑問などを相談したことがありますか。(一つ選択)

ア ある	8人 (0.9%)
イ ない	869人 (98.2%)
無回答	8人 (0.9%)

【問17】 あなたは、保健所等に対し、食の安全に関する不安や疑問などを相談しやすいと感じますか。(一つ選択)

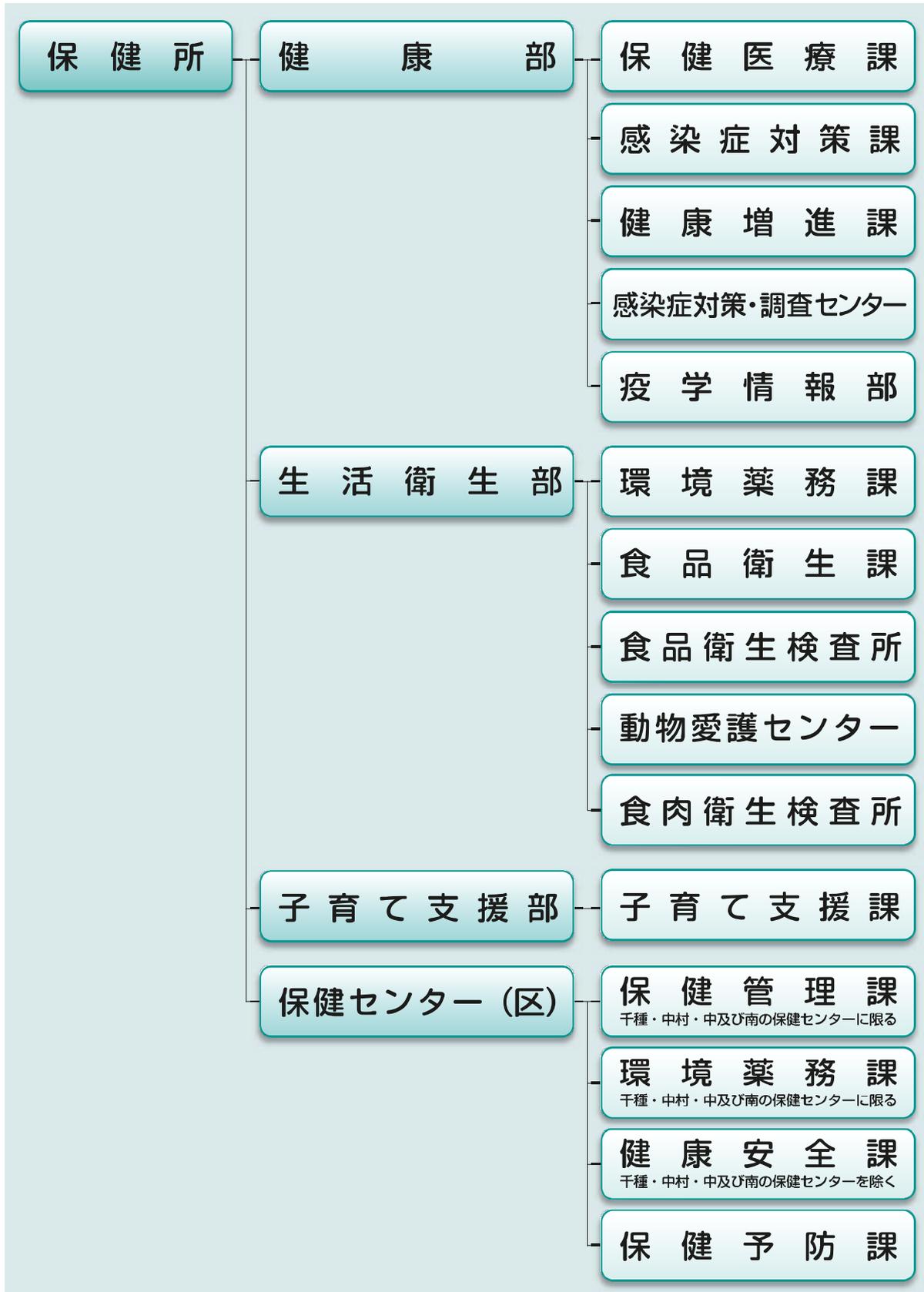
ア 相談しやすいと感じている	15人 (1.7%)
イ どちらかというと相談しやすいと感じている	71人 (8.0%)
ウ どちらかというと相談しにくいと感じている	197人 (22.3%)
エ 相談しにくいと感じている	114人 (12.9%)
オ わからない	470人 (53.1%)
無回答	18人 (2.0%)

【問18】 問17で、「ウ」または「エ」と回答した方にお聞きします。

あなたが、相談しにくいと感じる理由は何ですか。(複数選択可)

ア	相談窓口を知らない	220人 (70.7%)
イ	相談するといろいろ聞かれそうでいやだ	54人 (17.4%)
ウ	相談してもきちんと対応してくれそうにない	73人 (23.5%)
エ	細かいことを気にする人だと思われそうでいやだ	47人 (15.1%)
オ	食品を製造・販売している事業者へ問い合わせする方が早い	87人 (28.0%)
カ	相談時間と労力をかけるのがもったいない	45人 (14.5%)
キ	以前相談した時に不満が残った	7人 (2.3%)
ク	その他	36人 (11.6%)
ケ	特にない	3人 (1.0%)
	無回答	1人 (0.3%)

4 名古屋市保健所体制



## 5 食の安全・安心に関する窓口

名 称	電話番号	F A X 番号	所在地
「よい食」ダイヤル	961-4149 <sup>よいしょく</sup>	955-6225	中区三の丸三丁目1-1 (食品衛生課内)
千種保健センター	753-1971	751-3545	千種区星が丘山手103
東保健センター	934-1212	937-5145	東区筒井一丁目7-74
北保健センター	917-6547	911-2343	北区清水四丁目17-1
西保健センター	523-4612	531-2000	西区花の木二丁目18-1
中村保健センター	433-3036	483-1131	中村区松原町1-23-1
中保健センター	265-2257	265-2259	中区栄四丁目1-8
昭和保健センター	735-3959	731-0957	昭和区阿由知通3-19
瑞穂保健センター	837-3253	837-3291	瑞穂区田辺通3-45-2
熱田保健センター	683-9678	681-5169	熱田区神宮三丁目1-15
中川保健センター	363-4457	361-2175	中川区高畑一丁目223
港保健センター	651-6486	651-5144	港区港栄二丁目2-1
南保健センター	614-2865	614-2818	南区東又兵衛町5-1-1
守山保健センター	796-4617	796-0040	守山区小幡一丁目3-1
緑保健センター	891-3632	891-5110	緑区相原郷一丁目715
名東保健センター	778-3107	773-6212	名東区上社二丁目50
天白保健センター	807-3907	803-1251	天白区島田二丁目201
食品衛生検査所	671-3371	671-3383	熱田区川並町2-22
食品安全・安心 学習センター	671-3385	671-3383	熱田区川並町2-22 (食品衛生検査所内)
食肉衛生検査所	611-4929	611-7566	港区船見町1-39
食品衛生課	972-2648	955-6225	中区三の丸三丁目1-1

受付：月曜日から金曜日（祝日および休日を除く）の午前8時45分から午後5時15分まで

保健センター時間外の食品による健康被害等の緊急の相談・問い合わせは、下記連絡先にご連絡ください。

時間外緊急時連絡先	電話番号
中保健センター（守衛室）	241-3612



## 食の安全・安心をめざして (なごや食の安全・安心情報ホームページ)

食の安全・安心に関する情報を総合的に情報提供します。



なごや 食の安全

検索



<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/15-7-12-0-0-0-0-0-0-0.html>

## なごや「よい食」メール

食の安全に関する読み物、緊急情報や、名古屋市からのお知らせなど、食の安全に関する最新の情報をお知らせします。ご自宅のパソコンだけでなく携帯電話やスマートフォンでもご登録いただけます。

★登録方法はこちら↓

<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000094337.html>



## 「よい食」ダイヤル

食品の取扱いや施設の衛生管理に関する情報など、食の安全についての情報をお寄せください。

<電話> 受付時間：月曜～金曜（祝・休日は休み）

午前8時45分～午後5時15分

よ い し ょ く  
**052-961-4149**

[a2648@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp](mailto:a2648@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

## 名古屋市食の安全・安心の確保のための行動計画2028

編集・発行：名古屋市健康福祉局生活衛生部食品衛生課

発行月：令和6年3月発行

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話：052-972-2648 FAX：052-955-6225

メール：a2648@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

事項	<p>広小路・大津通都市景観形成地区における壁面後退区域の環境整備促進のモデル実施について ～「Nago(なご)まちテラス」の整備促進により居心地が良く歩きたくなるまちを目指します～</p>
内容	<p><b>1 趣旨</b> Nagoya まちなかウォーカブル戦略に基づき、都心部の都市景観形成地区において、景観形成基準により設けられた壁面後退区域を、<b>まちに開かれた居心地が良く滞在したくなる空間「Nago まちテラス」</b>とするための取り組みを進めています。 令和6年度は、広小路・大津通都市景観形成地区において、壁面後退区域の環境整備の促進を下記のとおりモデル実施しますので、お知らせいたします。</p> <p><b>2 モデル実施の概要</b> 広小路・大津通都市景観形成地区の壁面後退区域（景観形成基準に基づき工作物等の設置を規制している部分を含む）において、<b>ベンチ、テラス席、日よけ、植栽等の設置を可能*</b>とします。また、こうした環境整備を促進するための助成をあわせて行います。 (※景観形成基準のただし書きの規定を運用)</p> <div data-bbox="177 943 1469 1160" data-label="Image"> </div> <p>「Nago まちテラス」が広小路・大津通地区内にたくさん創出されることにより、都心部を<b>居心地が良く歩きたくなるウォーカブルなまち</b>とすることを目指します。 ※なお、その他の都市景観形成地区（都心部）においてもモデル実施の状況を見て順次実施していく予定です。</p> <p><b>3 助成の内容</b> (1)申請対象：所有者、管理者、所有者等から使用許可を得た賃借人等 (2)交付対象：まちに開かれ、居心地が良く滞在したくなるような工作物等の設置 例) ベンチ、テーブル、日よけ、植栽、テラスの設置など (3)上 限 額：1 敷地あたり 5 0 万円まで (4)主な条件：景観アドバイザーへの事前相談</p> <p><b>4 今後の取り組み（予定）</b> ・助成制度利用者や整備場所への滞在者にアンケート調査を行い、モデル実施の効果検証を行います。 ・モデル実施の結果を踏まえ諸条件等の精査を行い、現在検討中の景観形成基準の部分見直しに反映することによって、規制緩和と助成制度の本格実施につなげてまいります。</p>
備考	<p>本件は、本日、市政記者クラブへ資料提供します。</p>

令和6年度

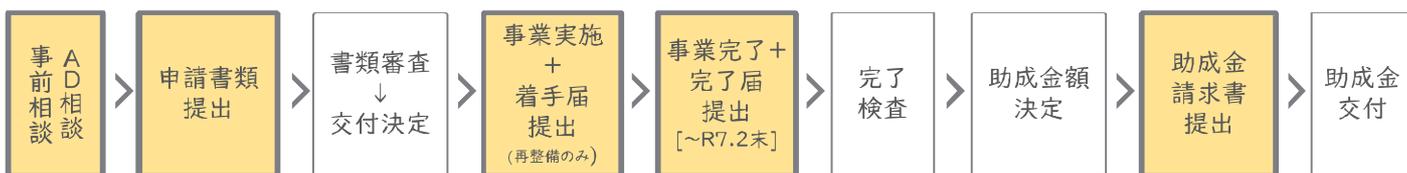
# Nagoまちテラス助成制度 のご案内



壁面後退区域を活用した、**居心地が良く歩きたくなる空間づくり**に取り組む運営事業者に対して、その環境整備のために要した費用の一部を助成します。

事項	内容
助成対象となる壁面後退区域	広小路・大津通都市景観形成地区内で当該景観形成基準に基づき設けられた建築敷地における道路境界線から建築物の壁面の位置までの区域 等 <b>ご注意</b> 助成申請にあたり、対象敷地にかかる関係法令に適合すると同時に、必要に応じて、制度を所管する部署に事前に協議してください。
助成対象者	① 対象となる壁面後退区域の所有者 または 管理者 ② 対象となる壁面後退区域を有する建築物の賃借人等のうち、所有者から同意を得た者（テナント事業者等）
助成内容	対象となる壁面後退区域において、 <b>滞在快適性の向上</b> や <b>歩行者の利便増進</b> を図ることを目的に行う以下の環境整備について、必要な経費の一部を助成 <b>■再整備</b> ベンチの設置その他これらに類する整備 <b>■物品調達</b> 恒常的に使用するイス、テーブル、パラソルその他これらに類する物品・消耗品の確保 <b>ご注意</b> 助成金交付決定後に契約し、 <b>2025(令和7)年2月末日までに完了した</b> 再整備・物品調達に限りです。
助成限度額	一建築敷地あたり <b>50万円</b> ※ 限度額の範囲内であれば、何回でも申請可
申請方法	裏面のとおり ※ 申請書類等様式は、メールでお送りしますので、まずは下記お問い合わせ先までご連絡ください。
注意事項	・環境整備においては、ウォークブルの観点から、 <b>まちに開かれ、居心地が良く滞在したくなるようなもの</b> としてください。 ・申請前に必ずウォークブル・景観推進課に事前相談を行ってください。 ・申請にあたっては景観アドバイザー（ウォークブル担当）への相談を行っていただきます。 ※AD相談は原則毎月第1・3・5週の火曜日の実施となりますので、スケジュールに余裕を持って事前相談をお願いします。

## ■ 申請から交付までの主な流れ（    ：申請者が行う手続き）

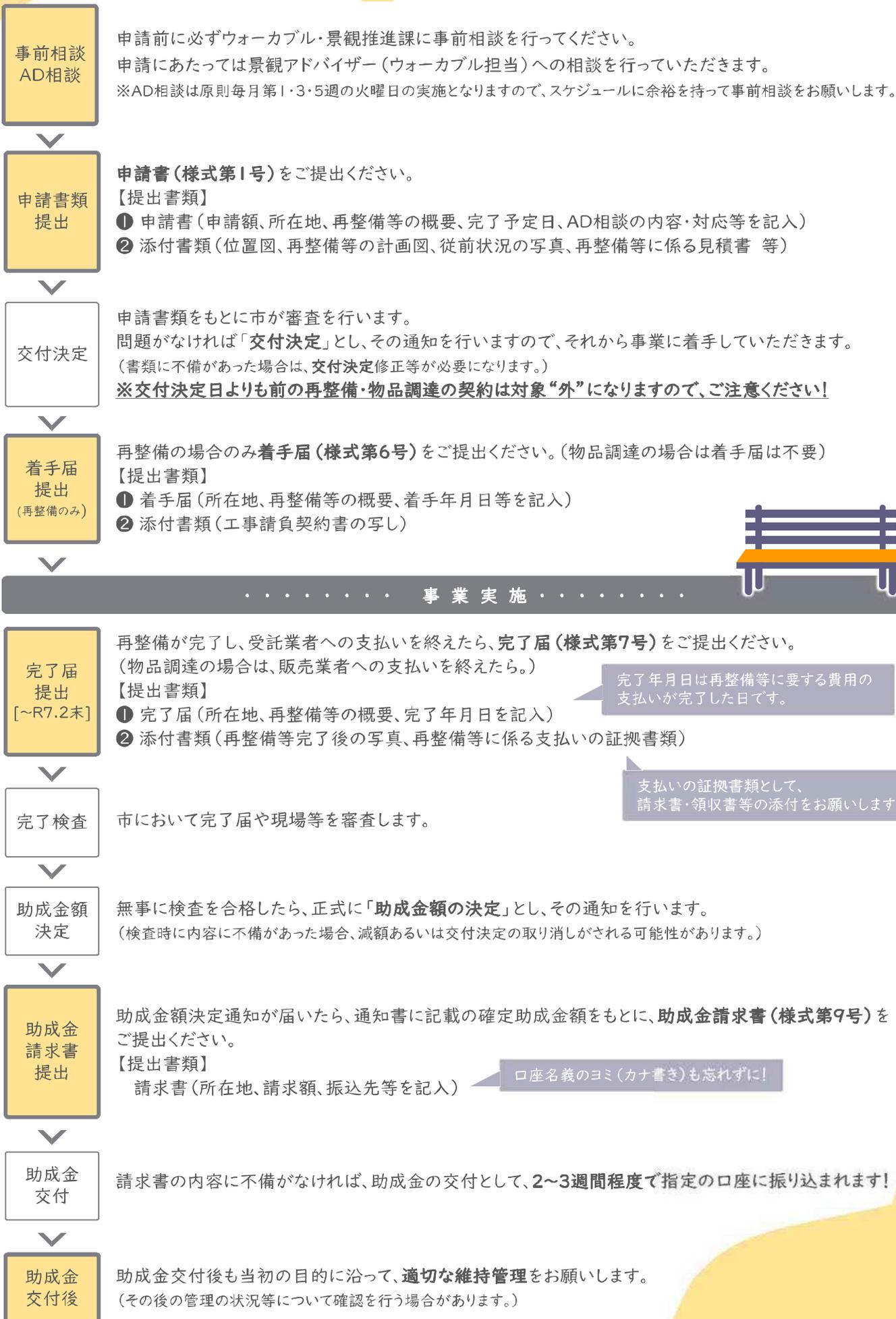


## お問い合わせ

名古屋市住宅都市局 ウォークブル・景観推進課 都市景観担当  
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
☎: 052-972-2732 MAIL: a2732@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp  
※開庁時間 8:45~17:30(土・日・祝日・年末年始除く)



■ 申請から交付までの流れ(詳細版) (黄色い背景:申請者が行う手続き)

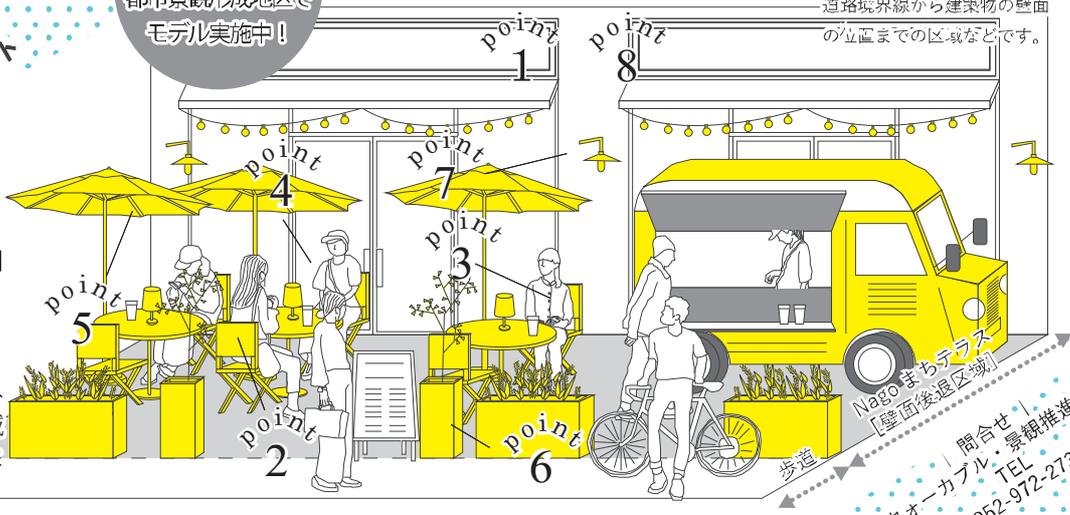


Nagoya city  
居心地の良い  
**Nago まちテラス**  
のつくり方  
8つのポイント

令和6年度  
広小路・大津通  
都市景観形成地区で  
モデル実施中!

壁面後退区域：  
郊市景観形成地区の景観形  
成基準に基づき設けられた  
道路境界線から建築物の壁面  
の位置までの区域などです。

「Nago まちテラス」  
とは、まちに開かれた、  
居心地が良く滞在したく  
なるような空間です！  
8つのポイントを組み  
合わせて、壁面後退区域  
をNago まちテラスに  
しましょう！



問合せ  
ワンコール・景観推進課  
TEL  
052-972-2732

point 1 使われ方を  
想像する

お茶／食事／仕事／休憩  
景色を眺める／読書／  
SNS 投稿 写真撮影／  
イベントなど、その場所  
をどんな人がどんな使い  
方をするのか想像してみ  
ましょう！



point 2 座れる場所  
をつくる

快適に過ごしてもらえ  
るよう座れる場所をつ  
くりましょう！  
イスやベンチはもちろん  
花壇の縁や縁台なども  
座れる場所になります！



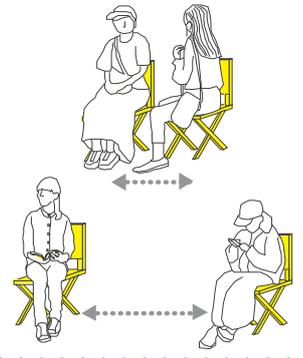
point 3 眺める場所  
をつくる

座った時に何が見えるか  
を意識して座る場所を  
つくりましょう！  
通りを歩く人や街路樹  
の並木や木陰が風に  
そよ姿も素敵な眺め  
になります！



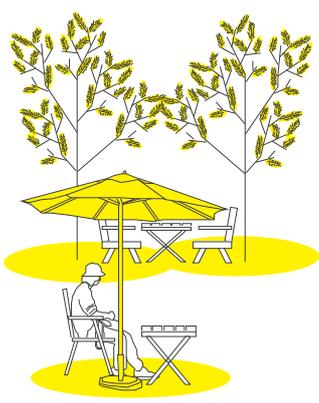
point 4 話せる場所  
／離せる場所  
をつくる

話したくなる距離感、  
一人で過ごせる距離感  
など様々な距離感を調整  
できる座れる場所を  
つくりましょう！



point 5 陰る場所  
をつくる

快適に過ごせるよう  
木陰や軒先、パラソル  
などで陰る場所を  
つくりましょう！



point 6 ゆるやかに  
区切られた  
場所をつくる

植栽や、陰る場所  
などで快適でゆるやか  
に区切られた場所を  
つくりましょう！  
周囲から適度に守られ、  
眺めが開けている  
場所を人は魅力的に  
感じます！



point 7 灯りのある  
場所をつくる

夜も人の気配を感じ  
させる灯りのある場所  
をつくりましょう！  
空間の照明やテーブル  
の小さな照明も灯りに  
なります！



point 8 質の高い場所  
をつくる

イスや植栽など、周囲  
のまちなみに調和し、  
より質の高いものに  
こだわりたいよう！  
上質な場所、おしゃれな  
場所、きれいな場所を  
人は魅力的に感じます！



事項	「名古屋市地域公共交通計画」の策定について
内容	<p>少子高齢化による人口構造の変化など公共交通を取り巻く環境が厳しくなる中で、将来にわたって地域の特性やニーズに応じた持続可能な公共交通を確保していくため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく名古屋市地域公共交通計画を策定しました。</p> <p><b>1 計画の概要</b></p> <p>交通とまちづくりの連携により、誰もが快適に移動できる都市の実現をはかるとともに、地域の多様な関係者の連携・協働による地域のニーズに応じた移動環境の形成をはかるための基本方針や施策をとりまとめたものです。</p> <p><b>【基本方針】</b></p> <p>基本方針1：集約連携型都市構造と連携した公共交通ネットワークの確保 基本方針2：連携・協働による公共交通サービスの向上 基本方針3：地域が主体的に参画する公共交通システムの構築</p> <p><b>2 閲覧場所（本編・概要版の閲覧）</b></p> <p>・名古屋市公式ウェブサイト 冊子の閲覧および概要版の配布は、住宅都市局交通企画・モビリティ都市推進課等において、準備ができ次第実施します。</p> <p><b>3 パブリックコメントの結果</b></p> <p>令和6年1月22日（月）から2月20日（火）まで実施したパブリックコメントで頂いたご意見に対する市の考え方を、名古屋市公式ウェブサイトで公開します。</p>
備考	本件は、令和6年3月29日に市政記者クラブに資料提供しました。

# 名古屋市

## 地域公共交通計画

概要版



令和6年3月

名古屋市

# 第1章 名古屋市地域公共交通計画について

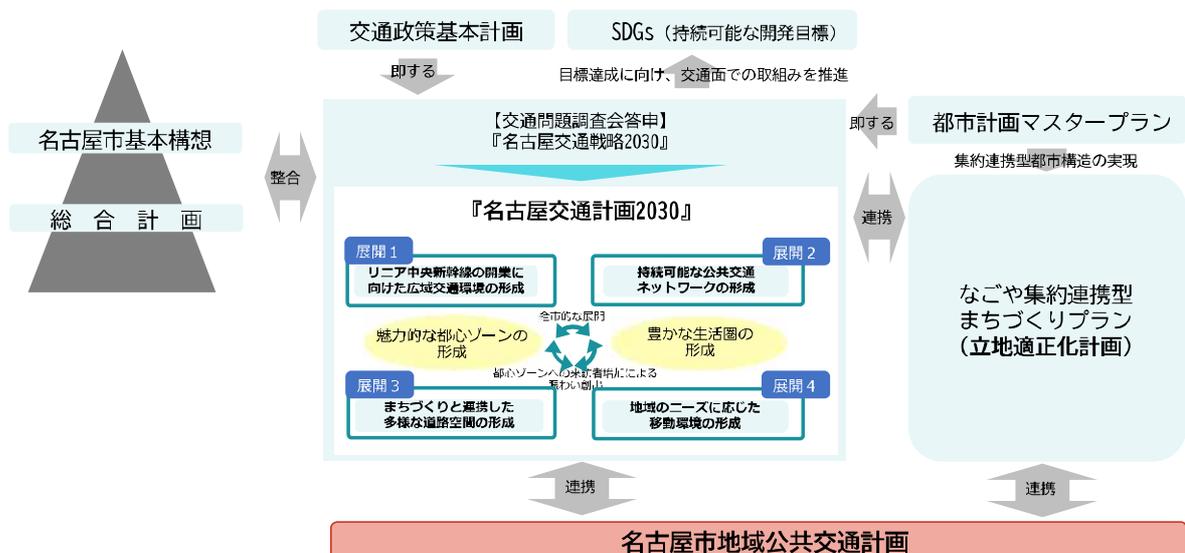
## 1 計画策定の背景・目的

名古屋市として、将来にわたって地域の特性やニーズに応じた持続可能な公共交通を確保していくため、名古屋市地域公共交通計画を策定します。

## 2 計画の位置づけ

名古屋市地域公共交通計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に規定する法定計画であり、国際目標である「SDGs（持続可能な目標）」、名古屋市の交通に関する総合計画である「名古屋交通計画2030」など様々な計画と整合・連携をはかります。

「名古屋交通計画2030」に掲げる4つの展開のうち、『展開2 持続可能な公共交通ネットワークの形成』や『展開4 地域のニーズに応じた移動環境の形成』の実現に向けて、名古屋市地域公共交通協議会における議論を経て名古屋市地域公共交通計画を策定します。



◀図1-1 関連計画との関係▶

## 3 計画区域

本計画の区域は、名古屋市内全域とします。

## 4 計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。

なお、施策の実施状況や目標値の達成状況を検証・評価し、社会情勢の変化や今後策定する関連計画を踏まえ、適宜計画の見直しを行います。

# 第2章 名古屋市における現状と課題

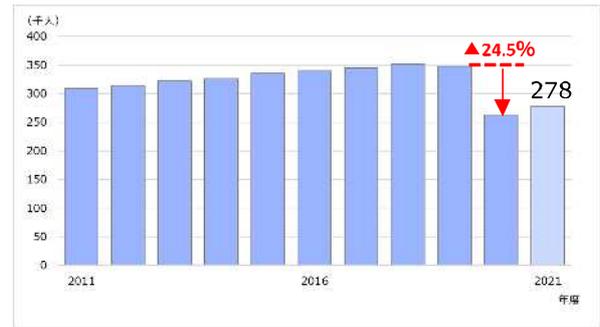
## 1 現状と課題の整理

### ■現状

新型コロナウイルス感染症拡大による生活様式の変化などから、**公共交通利用者は大きく減少**しており、今後も**少子高齢化といった人口構造の変化**による影響が見込まれています。



市内の1日あたり鉄道の乗車人員



市内の1日あたり市バス乗車人員

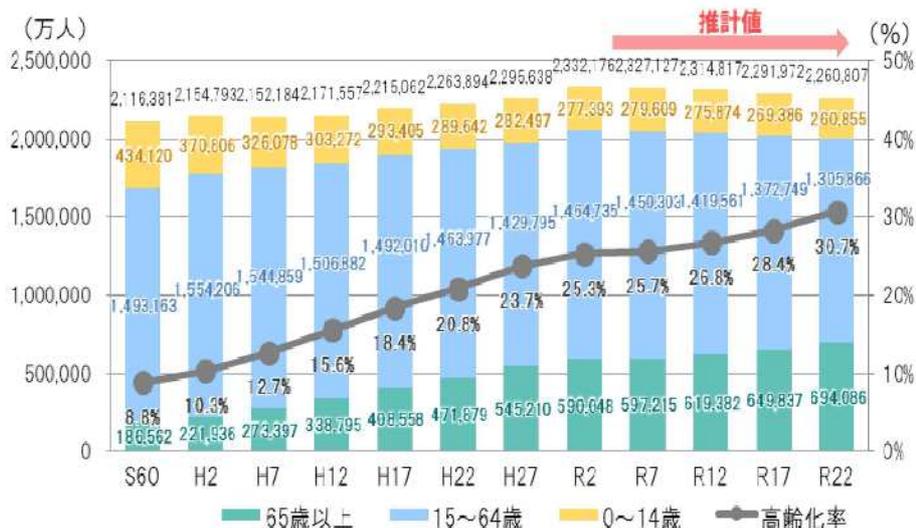
出典：名古屋市統計年鑑



タクシーの運行回数及び乗車人員

出典：名古屋市統計年鑑

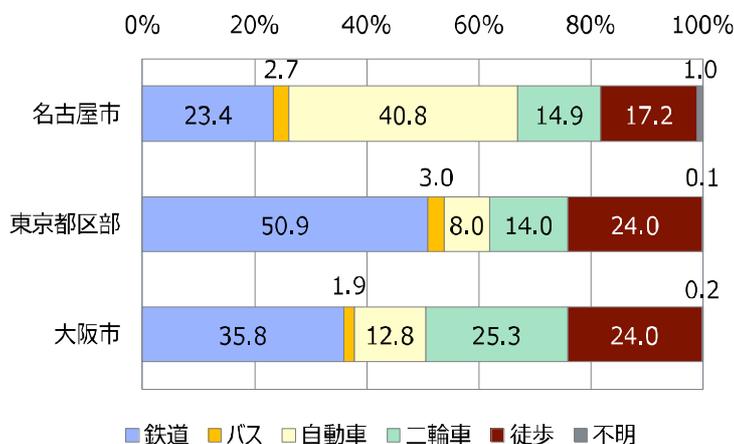
《図2-1 市内公共交通の利用者数の推移（新型コロナウイルス感染症拡大による影響等）》



出典：統計なごやweb版より作成

《図2-2 名古屋市の人口及び高齢化率の推移》

東京都区部や大阪市と比べ、交通手段に占める自動車の割合が高く、新型コロナウイルス感染症拡大以降は運転免許証の自主返納数も減少傾向となっており、**自動車への依存度が高い**状況にあります。



返納者数（人）



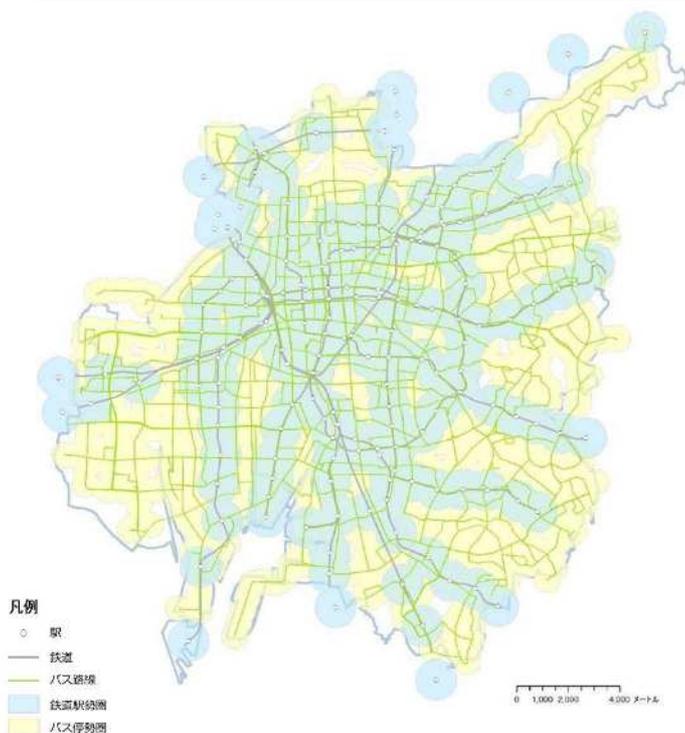
出典：名古屋市 第5回中京都市圏パーソントリップ調査（2011年度）  
 東京都区部 第6回東京都市圏パーソントリップ調査（2018年度）  
 大阪市 第5回京阪神都市圏パーソントリップ調査（2010年度）

提供：愛知県警察本部

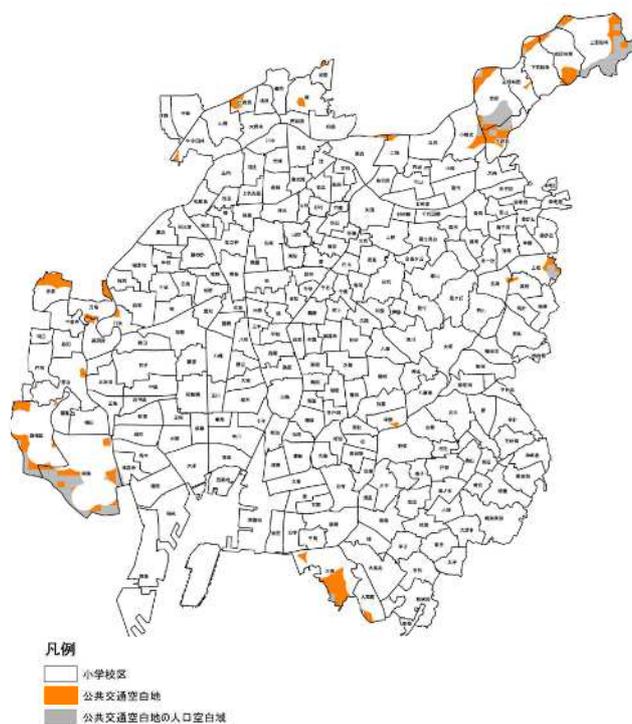
《図2-3 名古屋市の代表交通手段割合》

《図2-4 名古屋市における  
運転免許証の自主返納数》

名古屋市の公共交通の状況を鉄道駅・バス停勢圏による公共交通カバー圏域で見ると、鉄軌道網やバス路線網が市内全体に張り巡らされており、**市内全域に公共交通ネットワークが形成**されていますが、市境に近い地域には**公共交通空白地**となっている地域もあります。



《図2-5 公共交通によるカバー圏域》



《図2-6 市内の公共交通  
空白地の分布》

## 課題

- 生活様式の変化に加え、少子高齢化による人口構造の変化により、今後も公共交通利用者が減少し、厳しい状況が続くことが見込まれるため、公共交通の維持・確保に向けた対応が必要です。
- 自動車への依存度が高い状況にあることから、環境への影響を配慮するとともに、運転免許返納後の移動手段の確保など、今後の人口減少や高齢化の進展なども考慮して公共交通への転換をはかる必要があります。
- 市の周辺部に点在する公共交通空白地において、日常生活の移動に不便を感じている方々への対応についても、進めていく必要があります。

# 第3章 公共交通に関する基本的な方針

## 1 名古屋交通計画2030との関係

「名古屋交通計画2030」では、目指す将来像を「最先端モビリティ都市」と位置づけており、名古屋市地域公共交通計画はその実現に向けた4つの展開のうち、展開2と展開4に関する施策に取り組むものです。

### 最先端モビリティ都市～誰もが快適に移動できるために～

名古屋大都市圏における中枢都市として、既存ストックと先進技術の活用により、リニア中央新幹線とシームレスにつながる持続可能で質の高い公共交通ネットワークが形成されるとともに、さらなる技術の活用による快適でスマートな移動環境が実現した都市

これまでの先進的な取組  
【既存ストック】

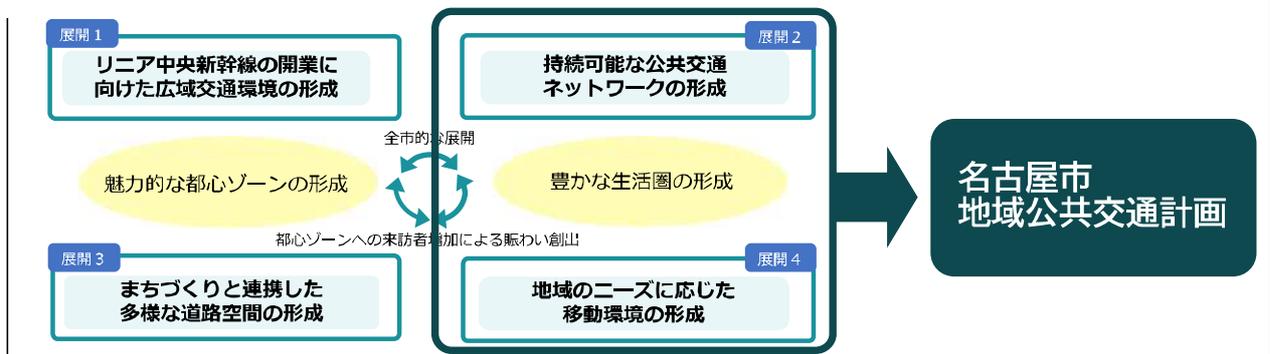
(公共交通網、都市空間 など)



【先進技術】

(ICT、自動運転技術 など)

### 最先端モビリティ都市の実現に向けた4つの展開



## 2 名古屋市が目指す交通の将来像の実現に向けて

名古屋市では、「名古屋市都市計画マスタープラン2030」において、目指すべき将来都市構造を「集約連携型都市構造」と掲げており、その実現のためには、「なごや集約連携型まちづくりプラン（立地適正化計画）」に基づく都市機能や居住の誘導といった土地利用誘導とあわせて、拠点間や周辺地域との連携をはかるための公共交通ネットワークの形成や安全に快適に移動できる交通環境の形成が不可欠です。

今後見込まれる少子高齢化の進展、人口減少による社会構造の変化、新たな先進技術の社会実装等による移動ニーズ及び生活様式の変化などを見据えながら、将来にわたる持続可能な公共交通ネットワークのあり方を検討していく必要があります。

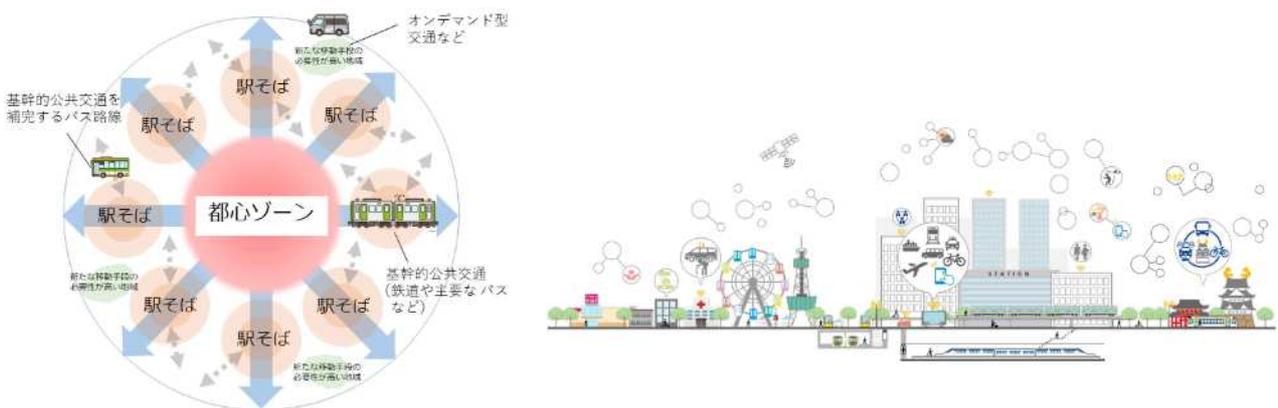
将来にわたってまちづくりと交通が連携することで、都市の魅力と活力の向上をはかるとともに、誰もが快適に移動できる最先端モビリティ都市の実現をはかります。

### 3 基本方針の設定

最先端モビリティ都市の実現に向けて、まちづくりと連携しながら持続可能な公共交通ネットワークを確保するとともに、地域の交通課題の状況を最も把握している地域住民をはじめとした、多様な関係者が連携・協働することが重要です。そのため、本計画に基づき、将来にわたって取り組むべき施策の基本となる考え方として、以下の3つの基本方針を設定します。



《図3-1 3つの基本方針》



《図3-2 交通の将来像のイメージ》

# 第4章 具体的な実施施策

## 1 名古屋市における公共交通ネットワークに求められる役割の整理

市内全域に張り巡らされた公共交通ネットワークを担う様々な移動手段について、まちづくりにおける基幹となる「幹」の交通、駅などの拠点と生活する地域を結ぶ「枝」の交通、地域内での日常生活を支える「葉」の交通といった階層に分類し、役割を整理します。

《表4-1 名古屋市における公共交通ネットワークに求められる役割》

階層	役割	機能
幹	基幹的公共交通 ・速達性・大量性・定時性を有するもの ・拠点市街地や駅そば市街地といった都市機能の拠点となる地域を結ぶもの ⇒鉄道および専用道を有するなど鉄道に準じる機能を持つ主要なバス路線（基幹バス・GNB）	<ul style="list-style-type: none"><li>●速達性</li><li>●大量性</li><li>●定時性</li><li>●安定性</li><li>●継続性</li><li>●柔軟性</li></ul>
枝	補完的公共交通 ・基幹的公共交通を補完するとともに、拠点間・地域間の連携をはかる役割を担うもの ⇒基幹バスを除くバス路線	
葉	地域内公共交通 ・利用者の多様なニーズに、きめ細かく、柔軟に応じることができるもの。 ・主に買い物、通院等、地域内の住民の日常生活における移動を支える役割を担うもの ⇒デマンド交通等	

※乗用タクシーは、あらゆる階層において、利用者の多様なニーズに、きめ細かく、柔軟に応じることのできる公共交通として位置付けられる。

## 2 施策の方向性

既存の公共交通ネットワークの維持・確保をはかるとともに、交通課題の解決に向けた新たな移動手段を検討していくために、本計画の期間である5年間に於いて取り組む施策の方向性を下記のとおりまとめます。

### ● 公共交通による移動サービス水準の維持・確保

今後、少子高齢化など、公共交通を取り巻く環境がより厳しいものになることが見込まれる中で、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークを確保していくために、既存の公共交通ネットワークによるサービス水準をしっかりと維持・確保することで、名古屋における公共交通の基盤の維持をはかります。

### ● 地域の実情に応じた移動手段の確保

地域の多様なニーズに対応できるよう、デマンド交通等の新たな移動手段の導入に関する仕組みづくりを進めていく中で、まずは公共交通空白地として課題を有する地域での実証実験を通して効果検証を行い、「葉」の交通としての役割を整理します。

### ● 先進技術を活用したシームレスな移動環境の形成

AI技術や自動運転などの交通DXや、環境にやさしい車両などの交通GXといった交通に関する様々な先進技術を積極的に活用し、公共交通の利便性・持続可能性・生産性の向上を効果的に推進します。

基本方針と施策の方向性、具体的な実施施策については次のように対応しています。

施策の方向性	実施施策	基本方針1 集約連携型 都市構造と 連携した 公共交通 ネットワーク の確保	基本方針2 連携・協働による 公共交通サービスの 向上	基本方針3 地域が主体的に 参画する 公共交通システム の構築
(1) 公共交通による 移動サービスの 維持・確保	① 求められる役割にあわせた公共交通の維持・確保	●	●	●
	② 公共交通のわかりやすさ・使いやすさの向上と利用促進	●	●	
	③ ガイドウェイバスへの自動運転技術の実装	●		
(2) 地域の実情に応じた 移動手段の確保	① 交通支援制度を活用した新たな移動手段の導入		●	●
(3) 先進技術を活用した シームレスな移動環境の 形成	① AI技術を活用した新たな移動手段の導入検討		●	●
	② MaaSの実現	●	●	●
	③ 環境にやさしい交通の促進		●	
	④ データを活用した移動実態調査・分析	●	●	●
	⑤ 回遊性を高めるための新たな路面公共交通システム「SRT」の導入	●	●	

### 3 具体的な実施施策

#### (1) 公共交通による移動サービス水準の維持・確保

##### ① 求められる役割にあわせた公共交通の維持・確保

【実施主体：名古屋市、交通事業者、市民利用者】

行政、交通事業者などの実施主体が連携・協働し、「幹」「枝」「葉」の役割の整理にあわせた公共交通サービス水準の維持・確保をはかります。



##### ② 公共交通のわかりやすさ・使いやすさの向上と利用促進

【実施主体：名古屋市、交通事業者、市民利用者】

市民利用者等に対して公共交通の現状や安心して利用するための情報提供などを行い、公共交通の利用促進をはかります。



##### ③ ガイドウェイバスへの自動運転技術の実装

【実施主体：名古屋市、交通事業者、企業】

ガイドウェイバスの次期車両更新に合わせ、自動運転技術を実装した次期バス車両を導入し、増車による輸送力強化やノンステップバス化などをはかります。



#### (2) 地域の実情に応じた移動手段の確保

##### ① 交通支援制度を活用した新たな移動手段の導入

【実施主体：名古屋市、市民利用者、交通事業者】

交通課題解決に向けた地域主体の取組みへ行政がサポートするための支援制度を構築し、それを活用した移動手段の導入を検討するとともに、地域住民の参画を通じた意識の醸成をはかります。

まずは公共交通空白地を対象として運行に向けた実証実験などに取り組み、その効果検証を行います。



### (3) 先進技術を活用したシームレスな移動環境の形成

#### ①AI技術を活用した新たな移動手段の導入検討



【実施主体：名古屋市、交通事業者、市民利用者、企業】

AIオンデマンド交通の活用により、日常生活での移動に不便を感じている方の利便性向上をはかります。

#### ②Ma a Sの実現



【実施主体：名古屋市、交通事業者、市民利用者、企業】

様々な移動手段を掛け合わせた経路検索を可能とするなど、情報の統合に向けた取組みを進めます。

#### ③環境にやさしい交通の促進



【実施主体：名古屋市、交通事業者、市民利用者、企業】

カーボンニュートラルを推進するため、公共交通の利用促進や、環境に配慮した車両への転換をはかります。

#### ④データを活用した移動実態調査・分析



【実施主体：名古屋市、交通事業者、市民利用者、企業】

地域公共交通協議会を通じた関係者間でのデータの共有や、人流データ等の分析に基づく移動手段の検討などを行います。

#### ⑤回遊性を高めるための新たな路面公共交通「SRT」の導入



【実施主体：名古屋市、交通事業者、企業】

名古屋駅 - 栄間の「東西ルート」からSRTを導入するとともに効果や課題を検証しながら、事業規模の拡大を検討します。

アジア・アジアパラ競技大会時には名古屋駅駅前広場の整備状況にあわせた発着や、「周回ルート」の一部実現を目指します。

# 第5章 評価指標・推進体制

## 1 計画の評価指標と目標

計画全体の評価指標及び目標については、基本方針に基づいて各施策に取り組むことで、将来像である最先端モビリティ都市の実現を目指すため、関連計画である「名古屋交通計画2030」に掲げた目標と整合をはかります。

また、将来像の実現に向けて、本計画における施策の方向性ごとに具体的な実施施策に関する確認指標を設定し、進捗管理をはかります。

なお、関連計画の目標等の見直しとあわせ、本計画の目標等も見直します。

### 【計画全体の評価指標及び目標】

基本方針		指標	現状値	数値目標 2030年度
基本方針1 集約連携型 都市構造と 連携した 公共交通 ネットワーク の確保	基本方針2 連携・協働に よる 公共交通 サービスの 向上	公共交通を便利で利用しやすいと 思う人の割合 <small>(名古屋市アンケート調査から算出)</small>	81.6% <small>(2021年度)</small>	85%
		人口当たりの市内の鉄軌道及び 市バス1日当たりの乗車回数 ※1 <small>(名古屋市統計年鑑から算出)</small>	0.88回 <small>(2021年度)</small>	1.11回
基本方針3 地域が主体的に 参画する 公共交通 システムの 構築		【指標の考え方】 公共交通の利用者数の減少が見込まれる中で、まちづくりと交通が連携しながら、役割にあわせた公共交通サービス水準の維持・確保や利用促進などに取り組むことに対する効果を評価するため。		
		運輸部門における温室効果ガス排出量 <small>(名古屋市地球温暖化対策実行計画2030より)</small>	328万トン <small>(2020年度)</small>	280万トン
		【指標の考え方】 国では、2050年までにカーボンニュートラルを目指していることや、名古屋市の運輸部門における1人あたりのCO <sub>2</sub> 排出量が国や他の政令市と比べて高いことから、運輸部門における温室効果ガス排出量について、本計画でも注視する必要があるため。		
		地域の住民によるまちづくりが活発に 行われていると思う市民の割合 <small>(名古屋市アンケート調査から算出)</small>	31.7% <small>(2021年度)</small>	60%
		【指標の考え方】 地域住民が主体的に参画する仕組みを構築し、それを活用した地域の多様な関係者の連携・協働した取組みに対する効果を評価するため。		

※1 新型コロナウイルス感染症拡大以前のデータから数値目標を設定しています。

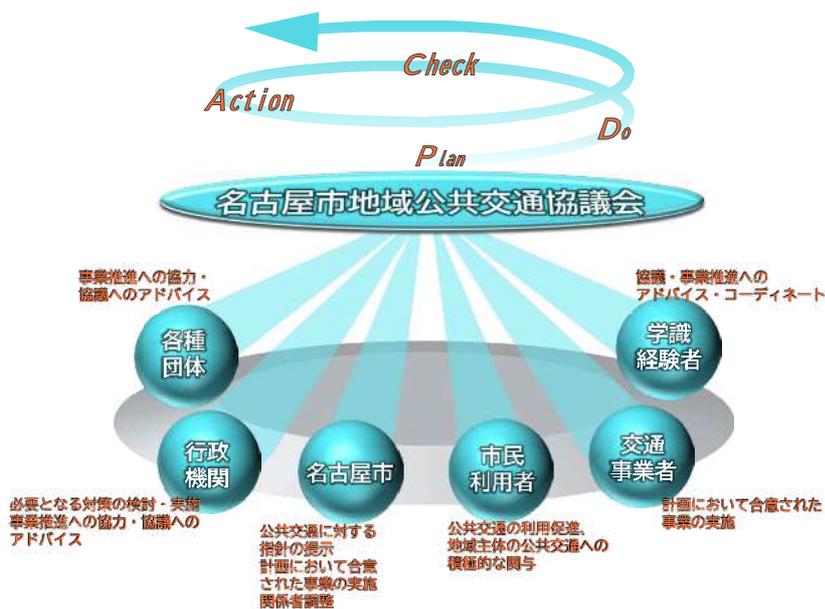
【確認指標】

確認指標	数値目標	
	現状値	2028年度
<b>(1) 公共交通による移動サービス水準の維持・確保</b>		
<p>*公共交通による人口カバー率</p> <p>【指標の考え方】 公共交通ネットワークによるサービス水準の維持・確保について、第4次答申の考え方である鉄道駅勢圏800m、バス停勢圏500mによる公共交通の圏域によりカバーされている人口割合をもとに確認する必要がある。</p>	<p><b>99.2%</b> (2023年度)</p>	<p><b>現状以上</b></p>
	<p>【目標値の考え方】 既存の公共交通ネットワークによるサービス水準を維持・確保するとともに、「葉」の交通に関する仕組みを構築し、制度を活用することで現状以上を目指す。</p>	
<b>(2) 地域の実情に応じた移動手手段の確保</b>		
<p>*制度を活用した支援地区数</p> <p>【指標の考え方】 交通課題解決に向けて、地域住民が主体的に参画した取り組みが実施されているかを支援制度の活用状況をもとに確認する必要がある。</p>	<p><b>0地区</b> (2023年度)</p>	<p><b>4地区以上</b></p>
	<p>【目標値の考え方】 公共交通空白地が広く分布している中川区、港区、守山区、緑区などにおいて、制度を活用した取り組みを促進する。</p>	
<b>(3) 先進技術を活用したシームレスな移動環境の形成</b>		
<p>*GTFS-JPデータの整備事業者数・系統数</p> <p>【指標の考え方】 公共交通全体を一体として捉え、誰もがわかりやすく使いやすい移動環境の形成に向けて、経路検索のもととなるデータの整備状況を確認する必要がある。</p>	<p><b>2事業者・ 49系統</b> (2023年度)</p>	<p><b>全事業者・ 全系統</b></p>
	<p>【目標値の考え方】 本計画に位置付ける事業者・全系統でのデータ整備を目指す。</p>	

## 2 推進体制と進捗管理

### (1) 市民利用者・交通事業者・行政等の連携

各実施施策を着実に推進するため、名古屋市地域公共交通計画で掲げた交通政策の方向性に基づき、「市民利用者」「交通事業者」「行政」等がそれぞれの役割の下、連携しながら取り組みます。



《図5-1 ガバナンス体制》

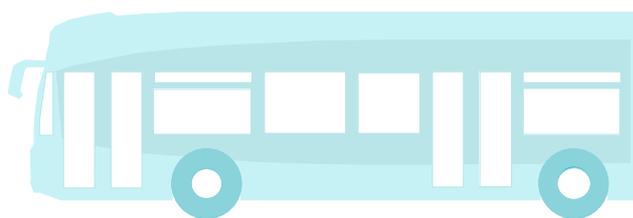
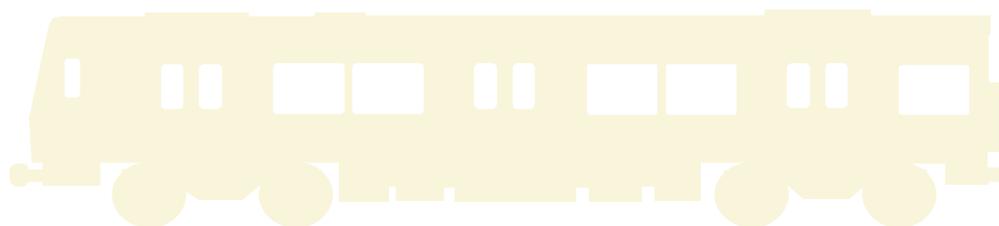
### (2) 進捗管理と評価

各施策の取組状況や関連計画、事業との整合・連携、社会経済情勢の変化などを勘案しながら、指標の達成状況を検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

	令和6(2024)年度		令和7(2025)年度		令和8(2026)年度		令和9(2027)年度		令和10(2028)年度		令和11(2029)年度～
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	
事業の計画 ( <i>Plan</i> )	次年度事業計画の検討		↑ 反映		↑ 反映		↑ 反映		↑ 反映		
事業の実施 ( <i>Do</i> )	事業の実施		↑ 反映		↑ 反映		↑ 反映		↑ 反映		
事業内容や 目標達成状況の 確認・評価 ( <i>Check</i> )	事業の評価		↑ 反映		↑ 反映		↑ 反映		↑ 反映		
改善・反映 ( <i>Action</i> )	評価結果・課題共有 次年度実施予定内容		↑ 必要に応じて見直し		↑ 必要に応じて見直し		↑ 必要に応じて見直し		↑ 必要に応じて見直し		次期計画策定

《表5-1 計画期間における進捗管理・評価スケジュール》





## 名古屋市地域公共交通計画 概要版

令和6年3月 名古屋市

名古屋市住宅都市局都市計画部交通企画課  
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
TEL : 052-972-2724 FAX : 052-972-4170